第2次 熊谷市緑の基本計画

【改訂版】

― 子どもたちへ　緑を育み守るまち熊谷 ―

令和8年3月

熊 谷 市



ごあいさつ



私たちのまち熊谷は、利根川と荒川の二大河川をはじめ、中心市街地には星川といった水辺空間や、公園、緑地などの緑の空間、郊外には丘陵や農地、屋敷林など、自然豊かな緑に恵まれています。このかけがえのない緑は、私たちの生活に安らぎと潤いを与え、郷土の風格ある景観を形づくるとともに、良好な都市景観の形成などグリーンインフラとして多様な機能を有しています。災害時にはオープンスペースとして、また、都市における緑は、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル等に資するものであり、現代社会が直面する課題解決においても期待が高まっています。

このため、本市では、平成２３（2011）年３月に「第１次熊谷市緑の基本計画」を策定し、市民・事業者の皆様との協働により、緑に関する様々な施策を推進してまいりました。

しかしながら、少子高齢化やライフスタイルの多様化、そして気候変動の進行、生物多様性の危機など、緑を取り巻く環境は大きく変化し、私たちの周りの貴重な緑が失われかねない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、これまでの計画の基本的な考え方を尊重しつつ、環境の変化を地域の活力やまちづくりの機会と捉え、令和３(2021)年に、令和３年度から１２(2030)年度までを計画期間とする「第２次熊谷市緑の基本計画」を策定いたしました。この計画は、「子どもたちへ緑を育み守るまち熊谷」を将来都市像と定め、緑をよりよい形で次世代へ継承するための取組を推進しています。

中間年度に当たる令和７（2025）年度は、この５年間の取組実績を掲載し、また、社会情勢の変化への対応と、さらなる計画の推進に向けて改訂版を策定するものです。

未来の熊谷の緑を確かなものとするため、引き続き、市民・事業者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改訂に際し、御審議いただきました熊谷市緑化推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和８年３月

熊谷市長　　小林　哲也

目　次

１章　はじめに----------1
1-1. 緑の基本計画の概要と策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
1-2. 緑地の機能・・5
1-3. 計画の位置付け・・・6
1-4. 計画の構成・・・10

２章　現状と課題----------12
2-1. 緑の現状・・13
2-2. 緑に関する市民の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
2-3. 緑に関する課題・・・31

３章　計画の基本方針----------34
3-1. 基本的な取組・・36
3-2. 旧計画の目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
3-3. 計画の目標・・・41

４章　緑地の配置計画----------42
4-1. 全体計画・・44
4-2. 地区別の配置計画・・・45

５章　緑地に関する施策の推進----------52
5-1. 施策の体系・・・53
5-2. 主な施策・・54

６章　緑地の保全及び緑化を推進する地区----------80
6-1. 地区の特性に応じた緑地の保全及び緑化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
6-2. 緑化重点地区・・83
6-3. 緑地保全地区・・・89

７章　計画の推進----------90
7-1. 計画の推進方針・・92
7-2. 計画の推進体制・・93
7-3. 施策の推進・・・95
7-4. 計画の進行管理・・96

参考資料----------98
資料１　緑の基本計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
資料２　用語の解説・・101

１章　はじめに

1-1. 緑の基本計画の概要と策定の背景

1-2. 緑地の機能

1-3. 計画の位置付け

1-4. 計画の構成

1-1. 緑の基本計画の概要と策定の背景

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき市町村が主として都市計画区域内において緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を、総合的かつ計画的に推進するために策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

同法において、市町村は、区域内における緑地の保全及び緑化の推進に取り組むために独自性を発揮し、また、創意工夫をこらした計画の目標や緑に関する施策などについて定めることができるとされています。

本市では、平成１７(2005)年に旧熊谷市・旧大里町・旧妻沼町が合併し、平成１９(2007)年に旧江南町を編入したのをきっかけに、これまで各市町で取り組んできた旧都市緑地保全法に基づく緑に関する取組を踏まえ、新市の緑地の保全と緑化の推進を市民・事業者・行政が協働で取り組む、「第１次熊谷市緑の基本計画」を平成２３(2011)年３月に策定（平成２８(2016)年３月に見直し）しました。

令和３(2021)年に、第２次総合振興計画（前期基本計画）等との整合性を図りつつ、令和３(2021)年度以降の長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すため、新たに「第２次熊谷市緑の基本計画」を策定しました。

その中間年に当たる令和７(2025)年度に社会情勢の変化等に対応し、関連法令及び計画等との整合性を図るため「第２次熊谷市緑の基本計画（改訂版）」（以下「本計画」という。）を策定いたしました。



上空からみた熊谷市街地と荒川

（１）都市における緑地

緑の基本計画の対象となる都市における緑地は、公園緑地などの公共施設としての緑地だけでなく、民有地の緑地も含みます。

これらの緑地は、都市の自然環境や生活環境を構成しており、「環境保全」、「観光・交流」、「防災」、「景観形成」の機能に基づき、市民や事業者などの生活や経済活動に欠かせないものとなっています。

この基本計画は、緑が良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、市民や事業者などの参加と協働により、まちづくりの一環として緑地の保全や創出が図られるよう、緑に関する基本的な取組を示します。

（２）対象とする緑地

緑の基本計画が対象とする緑地は、農地・樹林地・草地・水辺地などが単独又は一体となって、良好な自然環境を形成している土地のことを指します。

現行法のもとで緑地を分類すると、大きく「施設緑地」と「地域制緑地」に分けられます。

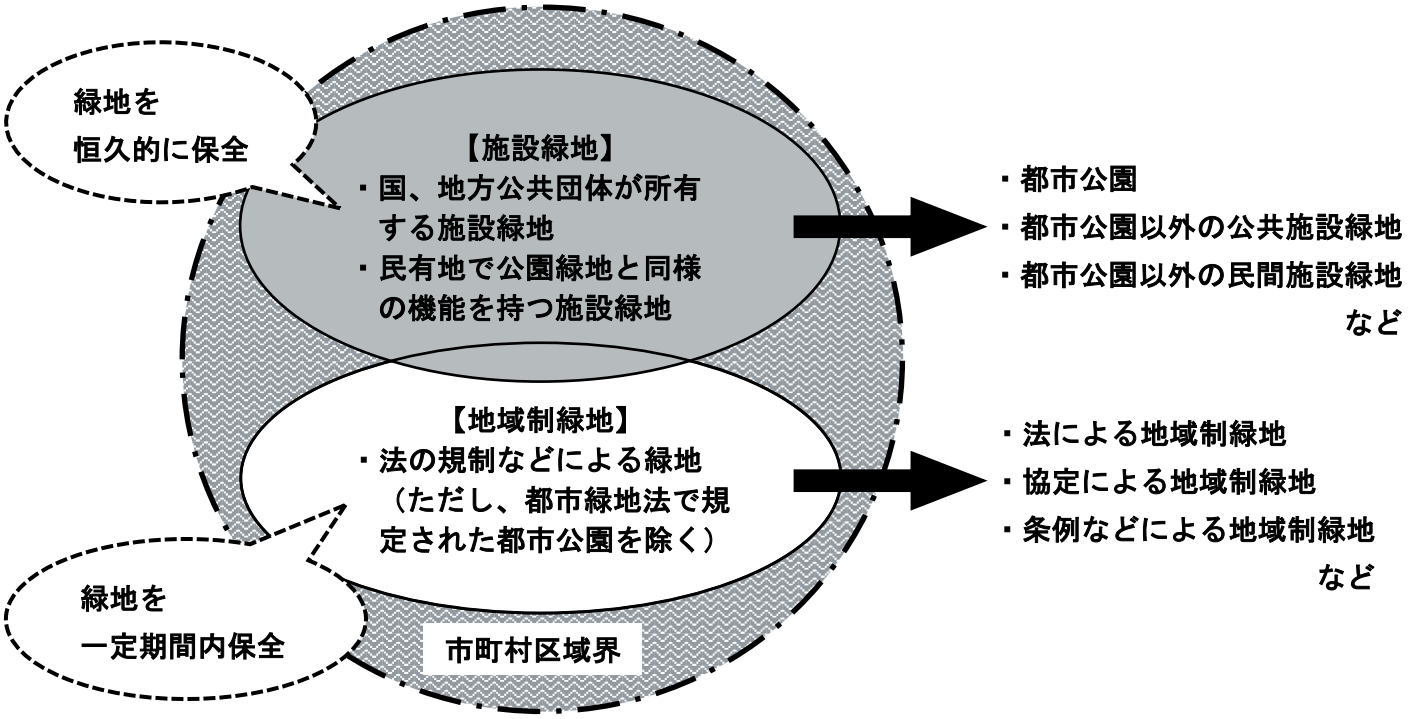

図１：緑地の分類

緑地を構成する「施設緑地」と「地域制緑地」の体系を以下に示します。

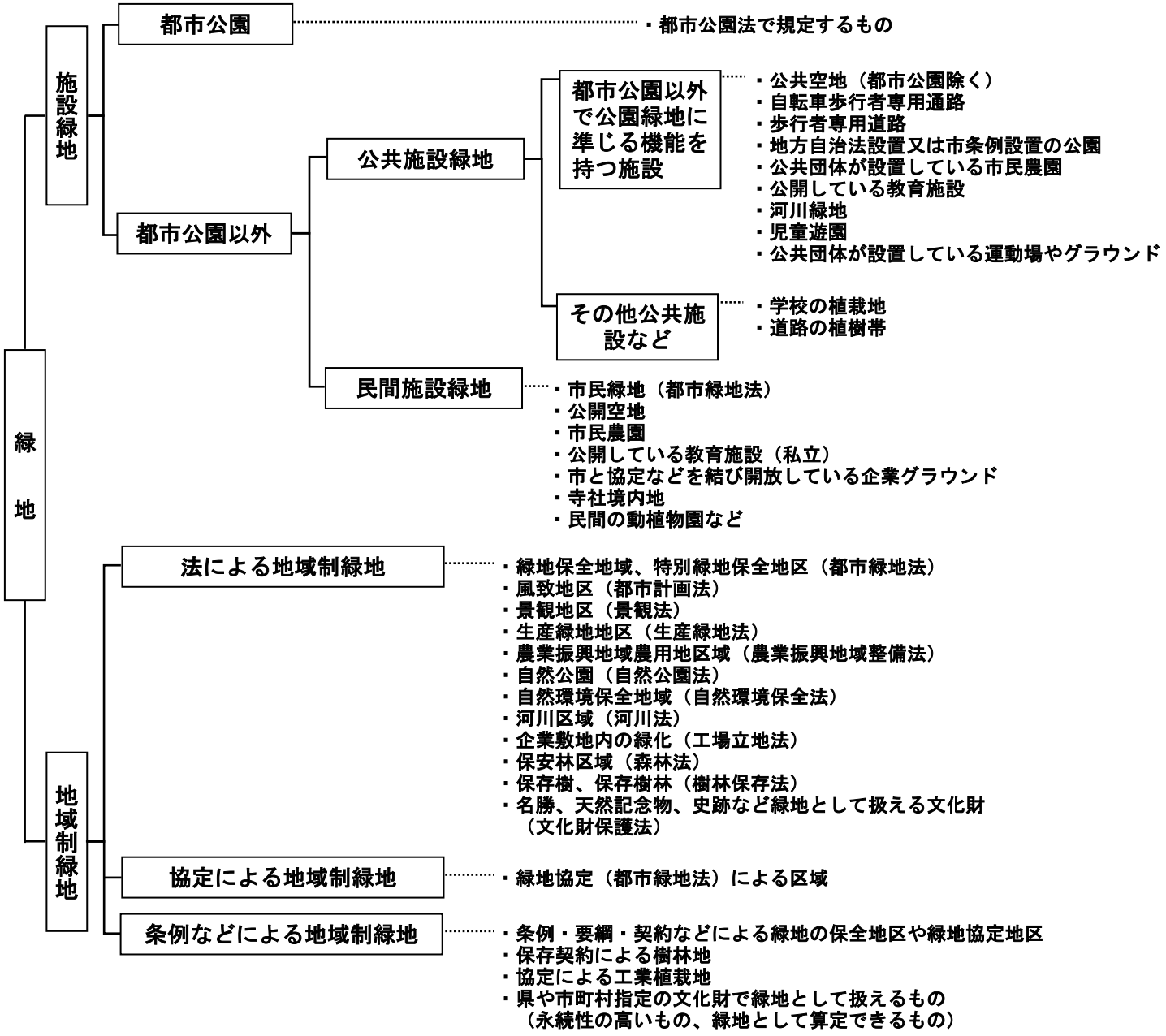

※その他関連のあるもの
- 熊谷市環境基本条例（第 12 条第３項（環境の保全及び創造に資する事業等の推進）
- 熊谷市ホタルの保護条例（第５条　保護重点区域）
- 熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（第７条　抑制区域）

図２：緑地の体系

1-2. 緑地の機能

緑地は、人々が豊かな生活を送る上で必要なさまざまな機能を担っています。その機能は、都市緑地法で、大きく「環境保全機能」、「観光・交流機能」、「防災機能」、「景観形成機能」に区分されています。

緑地の持つ機能を十分に理解し、保全・創出に取り組むことが、安全で快適に暮らせるまちづくりを進める上で重要です。

本市では、平成30(2018)年7月に当時、国内最高気温41．1℃※を記録するなど、夏の暑さが全国的に知られており、気温上昇の緩和など都市環境保全機能などをもつ緑化を推進しています。緑地の機能を整理すると次のとおりです。

※令和7年(2025)年現在、国内最高気温 41.8℃(伊勢崎市)

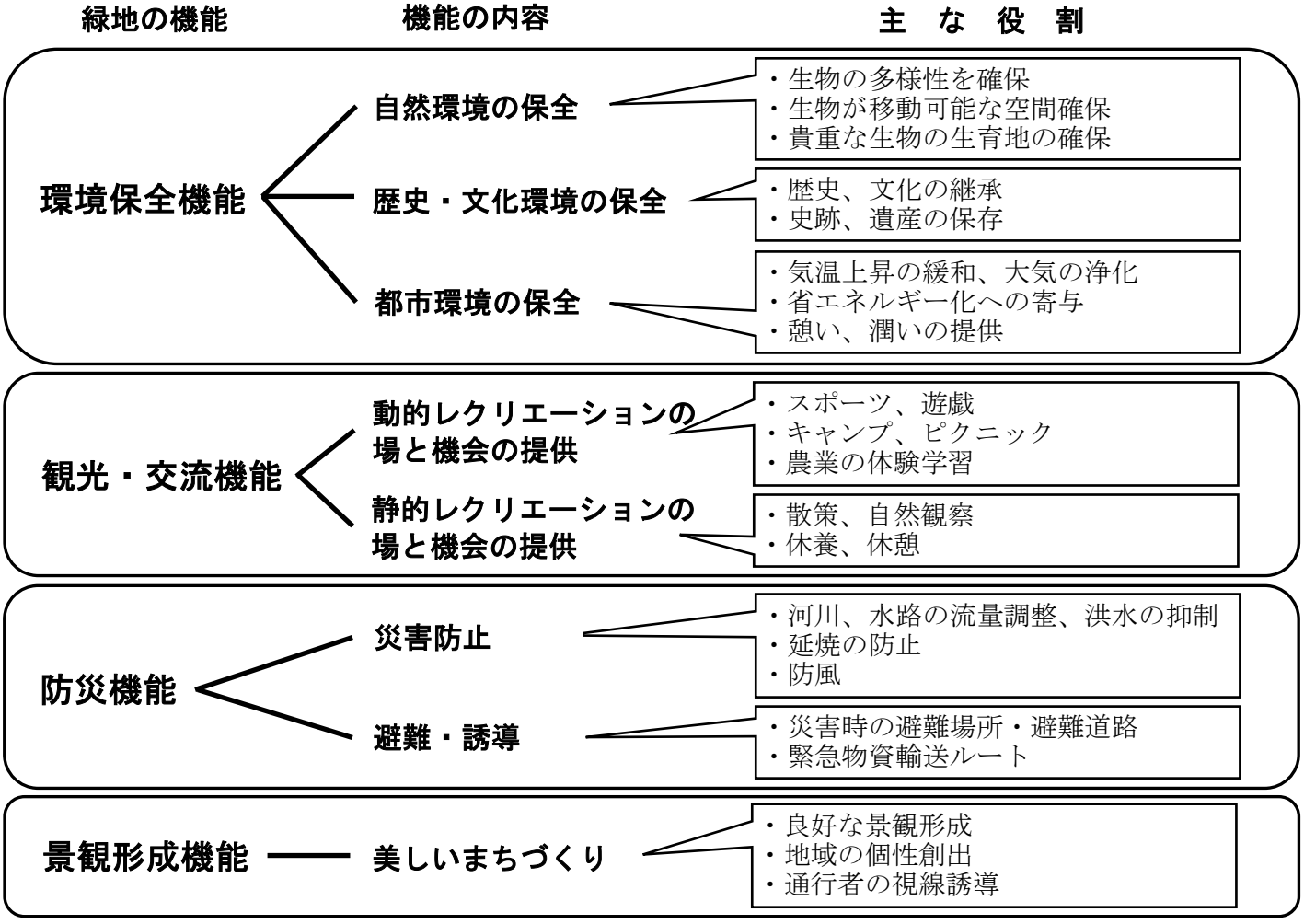

図３：緑地の機能

本計画においては、本市における緑に関する課題を２章で整理し、３章で本市に求められる緑の機能・役割を踏まえた「取組」と「目標」を設定しています。

1-3. 計画の位置付け

（1）既存計画との関係

緑に関連する法律の移り変わりと本市における概要を以下に示します。

表１：既存計画との関係一覧

年代	施策		法制度
昭和 8(1933)年	熊谷市施行		
昭和 30(1955)年	妻沼町施行		
昭和 31(1956)年			都市公園法
昭和 43(1968)年			都市計画法
昭和 48(1973)年			都市緑地保全法
昭和 57(1982)年		旧妻沼町緑のマスタープラン	
昭和 60(1985)年	江南町施行		
平成元(1989)年		旧熊谷市都市計画区域緑のマスタープラン（旧熊谷市・旧江南町） 旧東松山都市計画区域緑のマスタープラン（旧大里村）	
平成 6(1994)年			都市緑地保全法改正（緑の基本計画）
平成 12(2000)年		旧大里村都市計画マスタープラン	
平成 13(2001)年		旧妻沼町都市計画マスタープラン	
平成 14(2002)年	大里町施行	旧熊谷市緑の基本計画 旧妻沼町緑の基本計画	
平成 16(2004)年		旧熊谷市都市計画マスタープラン	景観緑三法（名称変更:都市緑地保全法→都市緑地法）
平成 17(2005)年	熊谷市・大里町妻沼町合併		
平成 19(2007)年	江南町編入		
平成 20(2008)年		熊谷市総合振興計画 熊谷市環境基本計画	
平成 21(2009)年		熊谷市景観計画	
平成 23(2011)年		**第１次熊谷市緑の基本計画**	
平成 25(2013)年		熊谷市総合振興計画　後期計画	
平成 26(2014)年		熊谷市環境基本計画　改訂版	
平成 28(2016)年		**第１次熊谷市緑の基本計画　改訂版**	
平成 29(2017)年			都市緑地法等の改正 都市公園法の改正 (Park-PFI 創設)
平成 30(2018)年		第 2 次熊谷市総合振興計画(前期基本計画) 第 2 次熊谷市環境基本計画	
令和 3(2021)年 3 月		**第２次熊谷市緑の基本計画**	
令和 4(2022)年 3 月		**熊谷市都市計画マスタープラン** **熊谷市立地適正化計画**	
令和 6(2024)年 3 月		**熊谷市環境基本計画　改訂版**	都市緑地法等の改正
令和 8(2026)年 3 月		**第２次熊谷市緑の基本計画　改訂版**	

□ は、本計画で引用した施策

法改正の概略

都市緑地法等の改正について

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難場所としての役割も担っています。都市内の農地も近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑地空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくための都市緑地法等の一部を改正する法律が平成２９（2017）年に公布されました。本計画についても、上記の法律との整合性を図る必要があります。

都市緑地法の改正 (平成29(2017)年施行/一部平成 30(2018)年施行)	・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 など
(令和 6(2024)年施行)	・国主導による戦略的な都市緑化の確保 ・貴重な都市緑化の積極的な保全・更新のための支援 ・緑と調和した都市環境の整備への民間投資の呼び込み など
都市公園法の改正 (平成 29(2017)年施行)	・都市公園で保育所等の設置を可能に ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創出 ・公園内のＰＦＩ事業に係る設置管理許可期間の延伸（10 年→20 年） ・公園の活性化に関する協議会の設置 など
生産緑地法の改正 (平成 30(2018)年施行)	・生産緑地地区の一律 500 ㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300 ㎡を下限） ・生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に ・新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設 など

（国土交通省資料を基に作成）

（２）計画の位置付け

緑の基本計画は、都市緑地法第４条※1に規定されているとおり、総合振興計画や環境基本計画などの基本的な方針に適合するとともに、熊谷市における緑に関する総合的な計画として位置付けられます。

本計画は、下図に示すように第２次熊谷市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）を上位計画とし、都市計画マスタープランや熊谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）、熊谷市景観計画（以下「景観計画」という。）など関連計画と連携しながら緑のまちづくりを推進していきます。

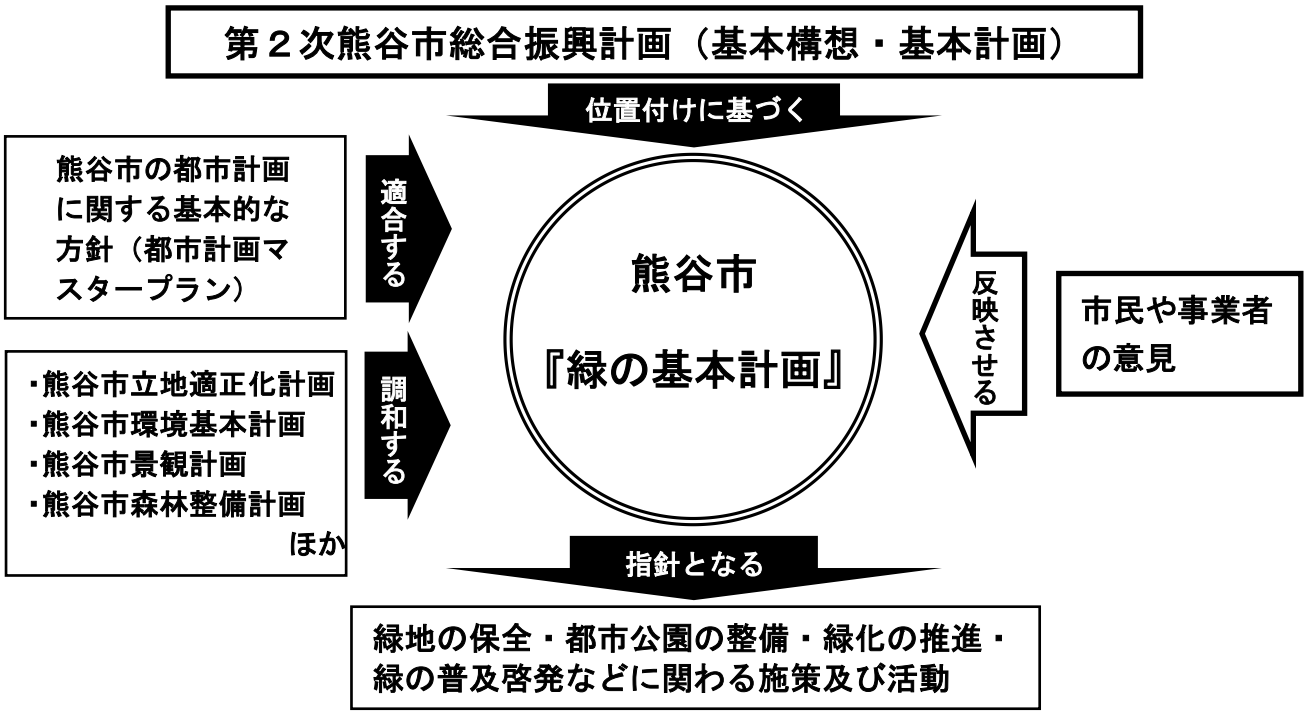

図４：緑の基本計画の位置付け

本計画は、総合振興計画の将来都市像「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷～輝く未来へトライ～」の実現のための計画の一つとして位置付けられます。

都市全体、土地利用に関する基本的な考え方に合わせて、緑の果たすべき役割については、熊谷市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）と適合させます。

また、ヒートアイランド現象が顕著な本市において、緑が増えることで市民が快適に過ごしたり、本市らしい景観が形成されるよう、環境基本計画や景観計画等との調和を図ります。

※１　都市緑地法第４条：

良好な都市環境の形成を図るため、緑地の保全及び緑化の推進に関し、必要な事項を定めた法律。第4条では、基本計画について記載されている。

（３）計画の対象

① 計画の対象区域

本計画は、本市の都市計画区域内を対象区域とします。

② 計画の目標年度

本計画は、令和３(2021)年度を初年度とし、１０年後の令和１２(2030)年度を目標年度とします。なお、社会情勢の変化などに対応するため、計画の中間年度にあたる令和７年度に見直しを行いました。

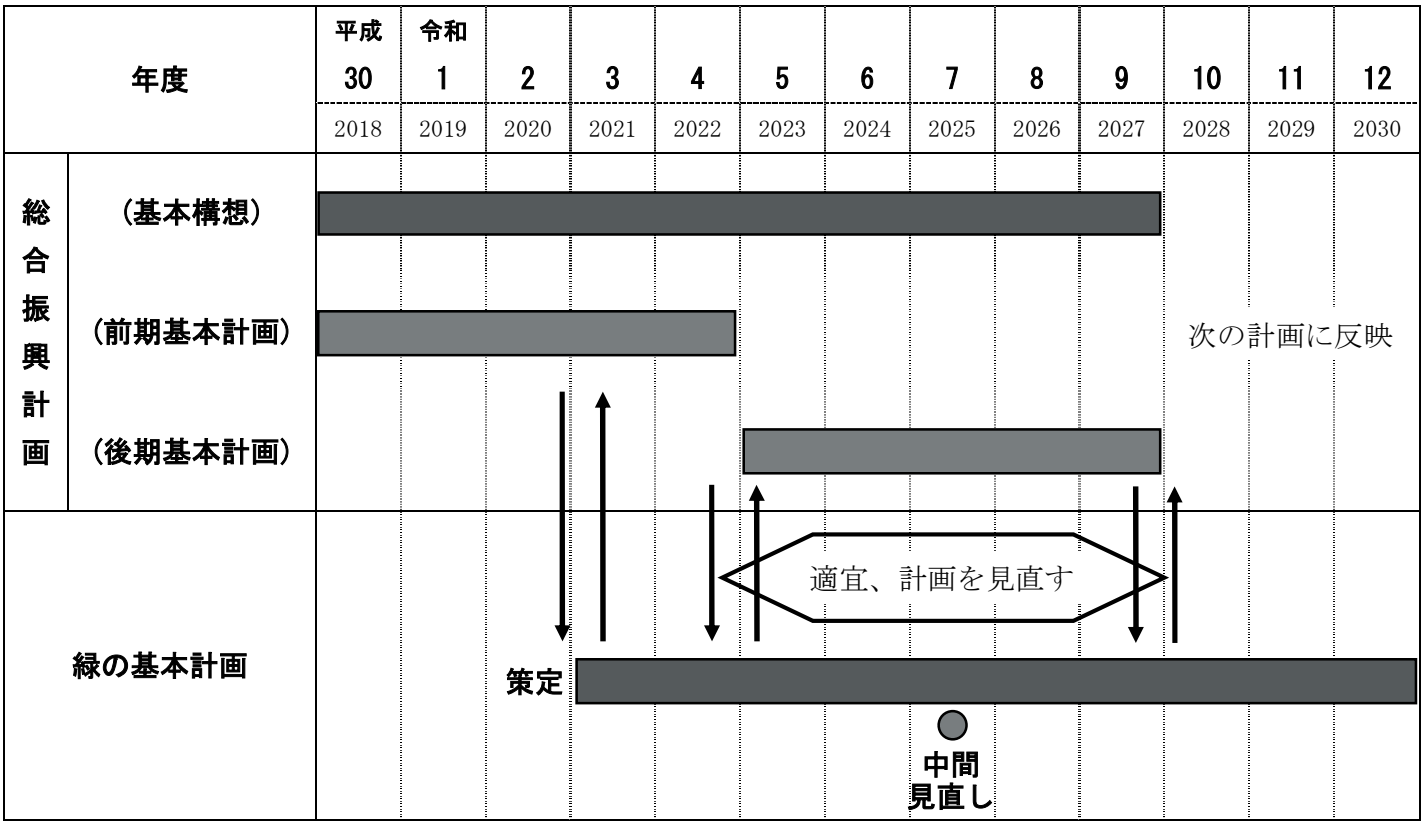

図５：緑の基本計画の目標年度

③ 計画の内容

本計画は、本市の緑の現況を把握した上で、緑のまちづくりの目標を設定し、それを実現していくための基本方針や推進施策などを定めます。

1-4. 計画の構成

本計画は、都市緑地法に定める事項に沿って、以下の構成でまとめたものです。

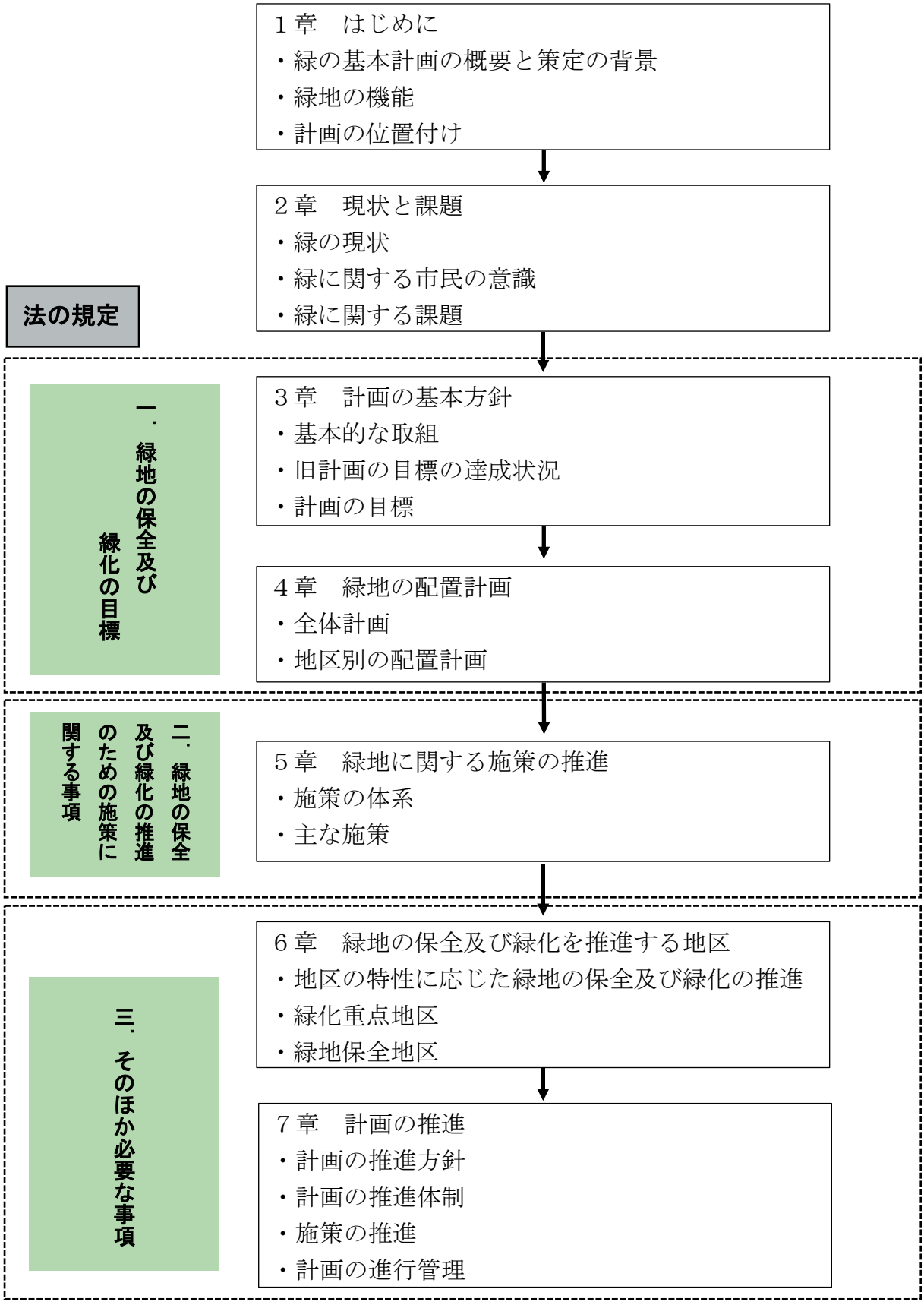

２章　現状と課題

2-1. 緑の現状

2-2. 緑に関する市民の意識

2-3. 緑に関する課題

2-1. 緑の現状

（1）自然的条件

本市の位置・地形・気象などの緑を支える基礎条件、及び緑地と関連深い動植物などについて示します。

① 位置・地形

本市は、関東平野の中央、埼玉県の北部、東京都心から５０～７０km 圏に位置し、東は行田市、鴻巣市、西は深谷市、南は東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町、北は群馬県に接しています。

市域は、東西に約１４km、南北に約２０km、面積は１５９．８２km²であり、埼玉県内では５番目に広い面積です。市域の大半が平坦な地形ですが、西部は櫛挽台地、南部は江南台地、及び比企丘陵の一部となっています。また、利根川・荒川という日本を代表する二大河川が流れ、豊かな水と肥沃な大地により、本市の自然環境は形成されています。

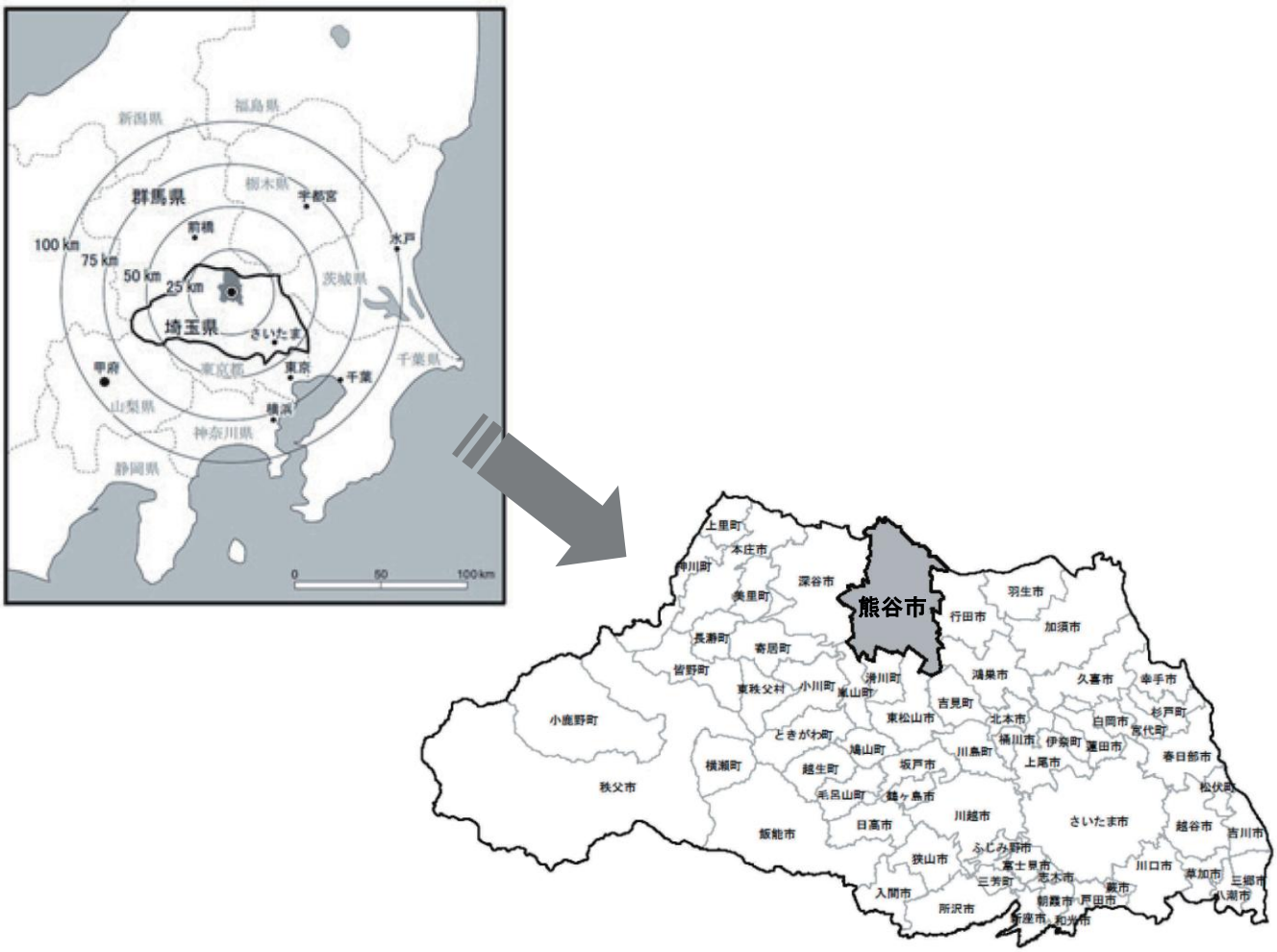

図６：本市の位置

② 気象

本市は、夏の気温の高さが全国的に知られています。夏季は東京都心部のヒートアイランド現象や秩父山系からのフェーン現象などの影響により、日中の気温が非常に高くなります。

平成３０(2018)年７月２３日には、当時、日本の観測史上最高となる41.1℃を記録しています。(令和７年(2025)年現在、国内最高気温 41.8℃(伊勢崎市))

ヒートアイランド現象は、緑地の少ない都市部で顕著であり、気温上昇の抑制が課題となっています。



打ち水大作戦（星川）



建築物の温度上昇を抑制する緑のカーテン（妻沼庁舎）

③ 動植物

本市には、利根川・荒川の２大河川の豊かな水辺や、南部に広がる平地林や斜面林、谷地など、さまざまな自然環境があり、こうした環境の中に多種多様な動植物が生息しています。

しかし、近年、樹林地や屋敷林の伐採、湧水の枯渇、水路の暗渠化、遊休農地の拡大などにより、一部の動植物の個体数や種類が減少しています。

その中には絶滅危惧種のムサシトミヨなどが含まれており、これら希少野生動植物の生息・生育環境の保全が課題となっています。

こうした動植物の個体数や種類の減少は、生態系のバランスを変化させ、人々の安全で快適な生活にも影響を及ぼすことが指摘されています。



ムサシトミヨ〔埼玉県：絶滅危惧 IA 類〕
国内では元荒川のみに生息が確認されており、「県の魚」「市の魚」に選ばれています。
熊谷市ムサシトミヨ保護センターを拠点に、地元の環境保護団体及び市民・児童・生徒などによる保護活動が行われています。

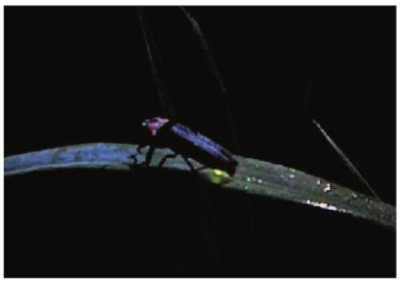

ゲンジボタル〔埼玉県：絶滅危惧 II 類〕
江南地区の用水路で生息が確認されています。
「熊谷市ホタルの保護に関する条例」により、ホタルの捕獲や生息の妨げとなる行為が禁止されています。



カワラナデシコ
〔埼玉県：絶滅危惧 II 類〕
県営荒川大麻生公園は、埼玉県内最大規模のカワラナデシコの自生地となっており、夏から秋に淡紅色・白色の花をつけます。



キタミソウ
〔埼玉県：絶滅危惧 II 類〕
別府沼公園の別府沼でみられます。寒いツンドラ地帯で多く生息している植物で別府沼では１２月頃白い花をつけます。



ヒメシロアサザ
〔埼玉県：準絶滅危惧〕
別府沼公園の別府沼でみられます。
ため池や水田でみられる浮葉植物で、８月頃に白い小さな花をつけます。

出展：埼玉県レッドデータブック　２０２４植物編
埼玉県レッドデータブック　２０１８動物編

図７：本市でみられる貴重な動植物

（２）社会的条件

緑に関連する都市構造、人口、土地利用、農業従事者、景観などについて示します。

① 都市構造

本市の都市構造は、主要な公共交通の結節点になっている熊谷駅とＪＲ高崎線の始発駅にもなっている籠原駅を中心に、商業地と住宅地が広がり、市街地を形成しています。また、北部には妻沼地区の市街地、南部には江南地区と大里地区の市街地があり、その周辺には農地が広がっています。

市内には、化学・機械・金属・食品などの産業が集積する工業団地や流通センターなどがあり、それぞれ敷地内の緑化が図られています。

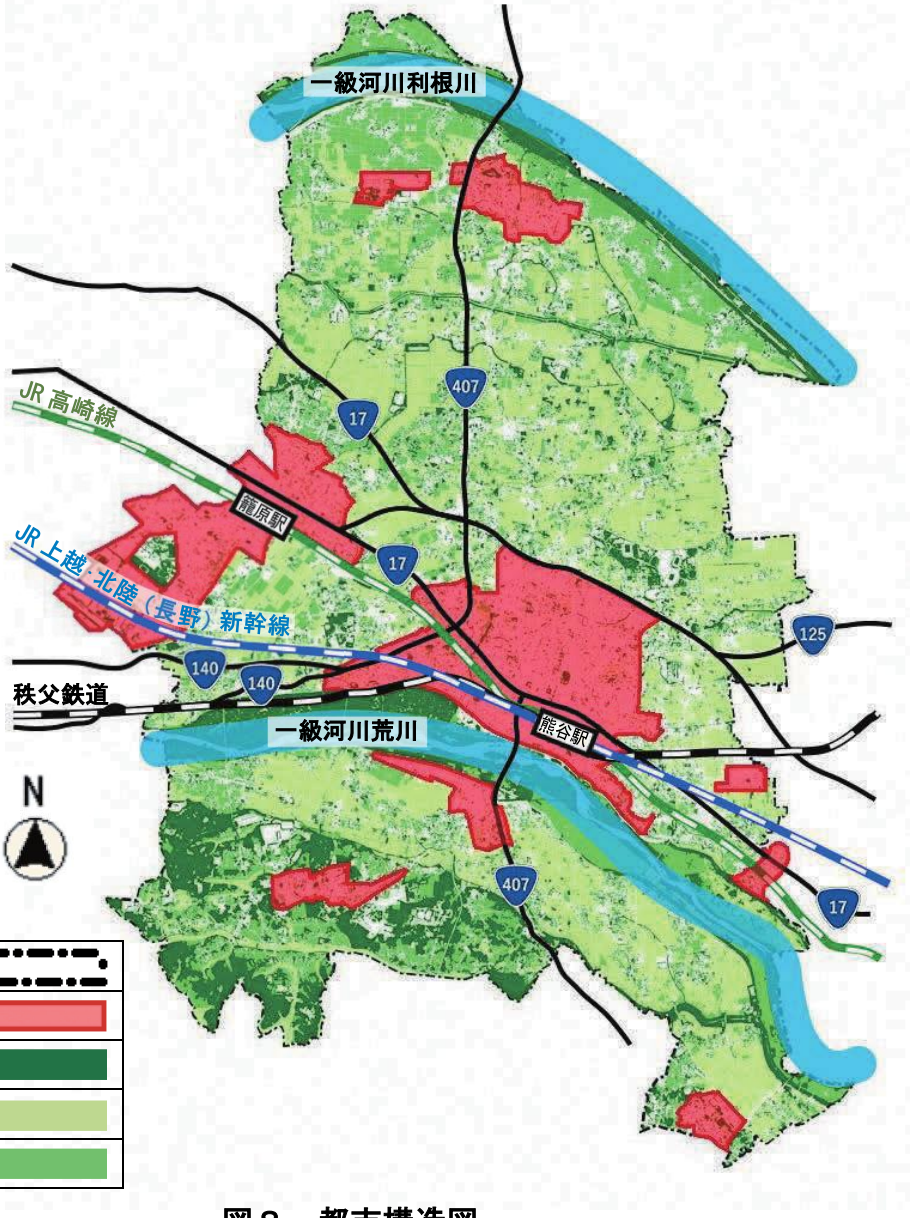

行政界	
市街化区域	
緑被（田畑以外）	
緑被（田）	
緑被（畑）	

図８：都市構造図

② 人口

本市の人口は、平成１２（2000）年の20．8万人をピークに令和７（2025）年1月1日現在は190，950人と減少に転じる一方で、高齢者人口は増加しています。

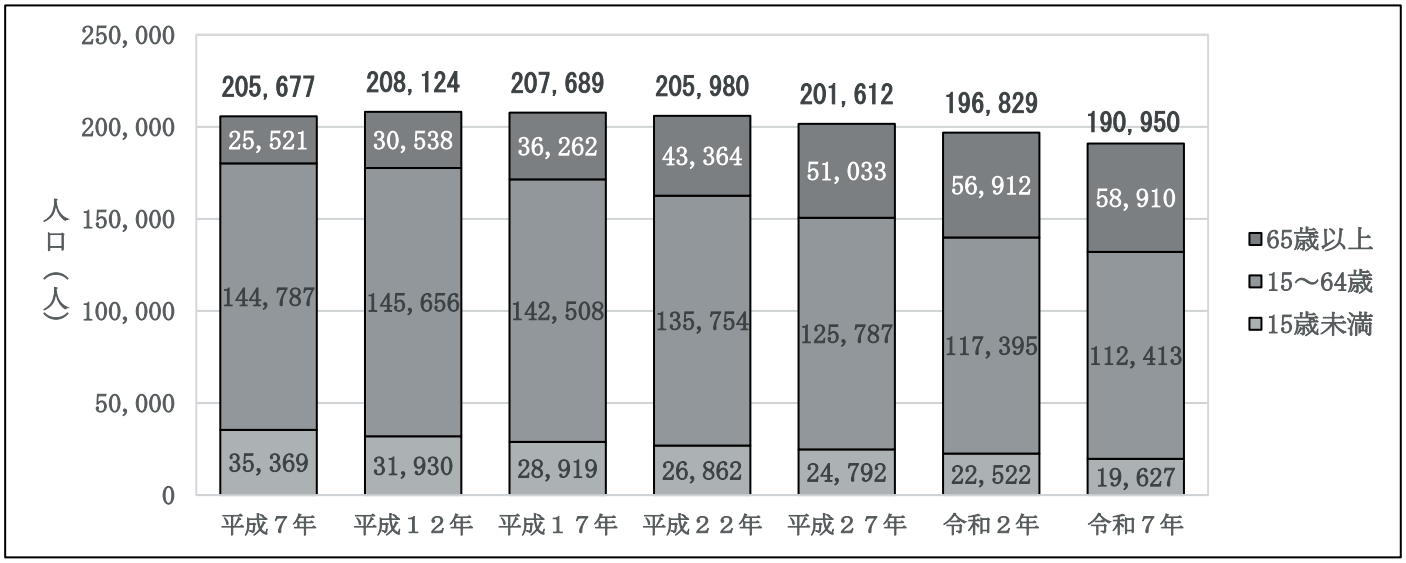

図９：人口の推移（資料：埼玉県人口調査　各年１月１日）

③ 土地利用

緑地と関わりの深い農林業による土地利用は、令和２（２０２０）年時点で田３，７４１ha、畑２，５３３ha、山林４４９ha、合計６，７２２ha（約４２．１％）です。経年変化をみると、郊外の主たる緑地の対象である田・畑・山林の面積は減少傾向にあります。

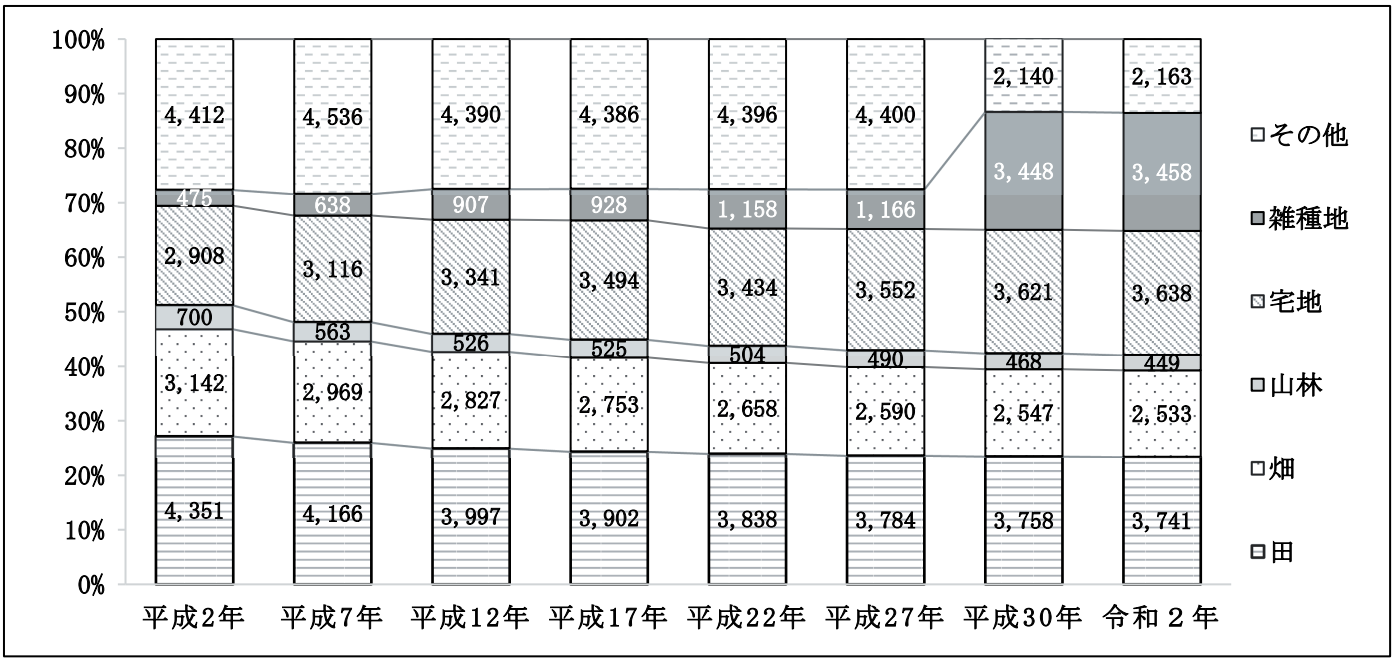

※平成３０（2018）年に雑種地が増加しているのは、「その他」と「雑種地」の区分見直しによるもので、土地利用の変化が主因ではありません。

図１０：土地利用の推移（資料：埼玉県統計年鑑）

④ 農業従事者

市域の約４割を占める農地は、豊かな緑でもあり、保全の対象です。農地の耕作、維持・保全・管理に携わる農業従事者数は、平成１２（2000）年から２７（2015）年を見ると、徐々に減少しています。一方、６５歳以上の高齢者の割合は、５８．３％から６２．２％へ増加しています。

こうした農業従事者数の変化は、③土地利用のグラフにもあるように、農地割合の低下や荒廃に影響することが懸念されています。

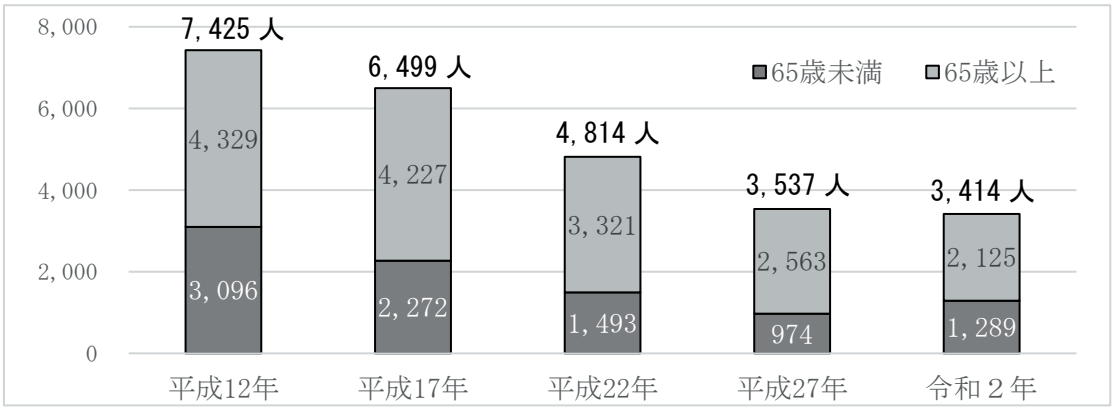

図１１：農業従事者数の推移（農林業センサス）

⑤ 景観

本市の景観は、利根川・荒川、南部の平地林や斜面林に加え、農耕地や点在する屋敷林などの自然豊かな景観のほか、中心市街地、北部の妻沼聖天山を中心とした門前町の歴史・文化資源と広大な田園風景などにより形成されています。

本市は、平成１９（2007）年１０月に景観法に基づく景観行政団体となり、市内の景観を保全し次世代に継承するため、平成２１（2009）年３月に景観計画を策定しています。

景観計画では、一定規模以上の建築物の新築時などにおいて、緑化目標基準を定め、緑化の推進を図っています。

表２：緑化目標基準（建築物の建築等の場合）

行為を行う区域	緑化目標基準の計算式			緑化目標基準
市街化区域	（１－法定建蔽率）×0.2	法定建蔽率 50%の場合	⇒	**敷地面積の 10%**
		法定建蔽率 60%の場合	⇒	**敷地面積の 8%**
		法定建蔽率 80%の場合	⇒	**敷地面積の 4%**
市街化調整区域	市街化区域の最も高い基準値を用いる		⇒	**敷地面積の 10%**

※ただし、以下のいずれかに該当する区域については、この基準を適用しないものとする。

・工場立地法第６条第１項に規定する特定工場の敷地の区域

・埼玉県が定める「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」第２６条に規定する緑化事業者が建築物の建築等を行う敷地の区域

（３）緑地の状況

本市の緑地の状況を把握するため、「緑被面積」及び「緑被率」の調査結果をまとめました。

併せて、緑地を構成している「施設緑地」及び「地域制緑地」の状況などを整理しました。

① 緑現況調査

本市の市全域面積１５，９８２ｈａのうち、緑被面積は約１０，０７５ｈａ、緑被率は約６３．０％です。このうち、市街化区域の緑被率は約１７．９％、市街化調整区域の緑被率は約７２．０％になっています。

このように市街化調整区域には十分な緑地がありますが、市街化区域の緑地が少ないことがわかります。

なお、埼玉県全体の緑被率は約６６．８％となっており、本市の緑被率は埼玉県全体の緑被率を下回っています。(24/63 市町村、7/40 市)

（資料：埼玉県　身近な緑現況調査　令和２（２０２０）年２月）

表３：本市の緑被面積

	市全域		市街化区域	
	(ha)	(%)	(ha)	(%)
緑被地	10,075	63.0	473.1	17.9
非緑被地 （宅地、道路、水面など）	5,907	37.0	2,165.3	82.1
合計面積	15,982	100.0	2,638.4	100.0

※　緑被率は市の公表面積にて再計算しています。

※　市全域と市街化区域の緑被地の算出方法は異なります。

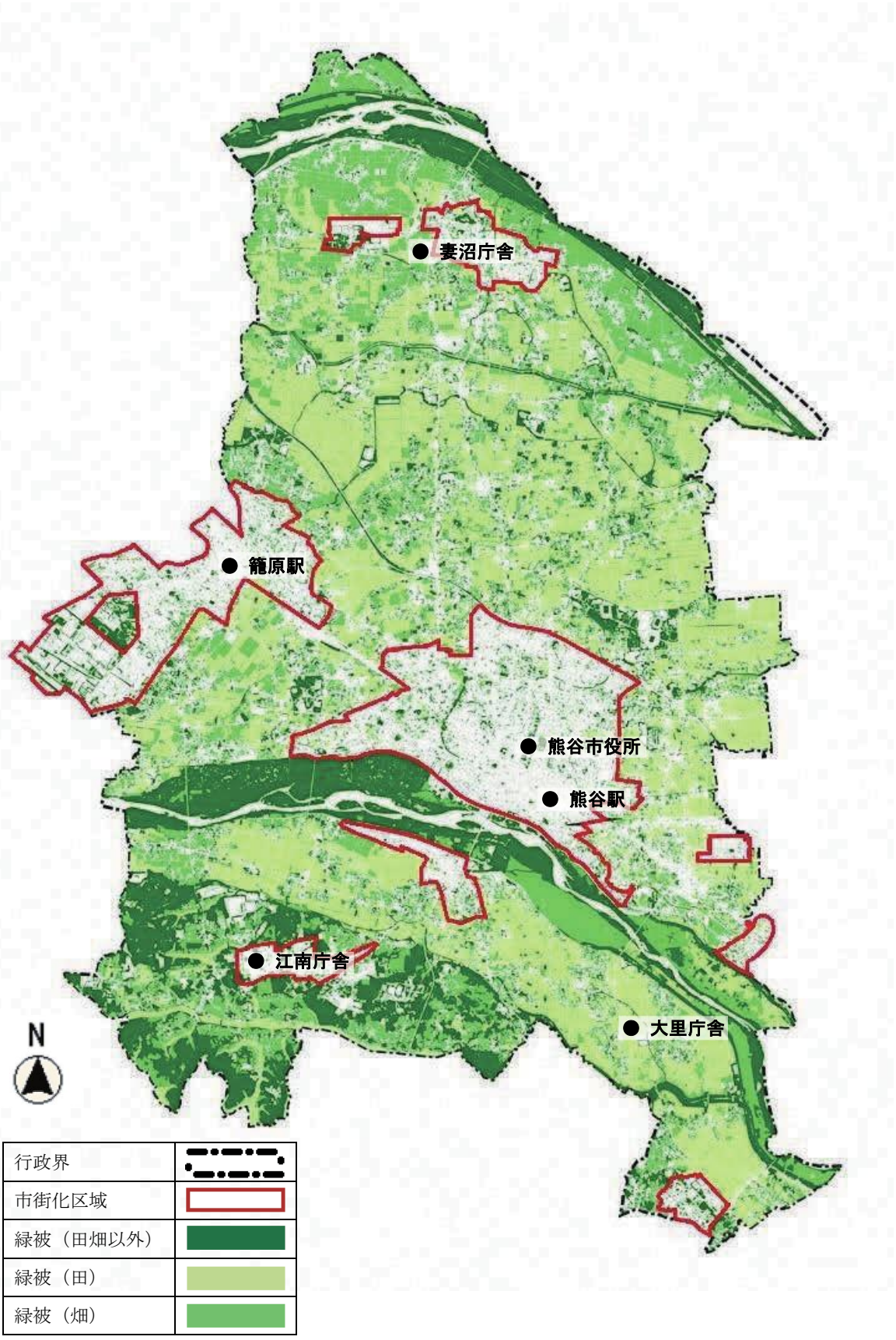

図１２：緑被図

② 施設緑地の状況

施設緑地には、都市公園と都市公園以外の緑地があります。また、都市公園は、都市計画公園と都市計画公園以外の公園に分類されます。

本市には、令和７（２０２５）年４月１日現在１４６か所、総面積４９２．０４haの都市公園があります。

市民一人あたりの都市公園面積は２５．８６㎡で、埼玉県平均の６．７８㎡、全国平均の１０．９㎡、さらには国の標準（都市公園法施行令）である１０㎡を大きく上回っており、県内屈指の都市公園を有する都市となっています。

表４：都市公園の一覧

■都市計画公園		■都市計画公園以外の公園	
街区公園：55か所(13.29ha)		**街区公園：51か所(13.7ha)**	**近隣公園：2か所(3.75ha)**
東公園 (0.36)	駅東第4公園 (0.10)	佐谷田公園 (0.33)	妻沼西第一公園 (2.68)
曙公園 (0.10)	曙第2公園 (0.14)	万吉弥太郎公園 (0.20)	妻沼西第二公園 (1.07)
宮前公園 (0.20)	籠原南第3公園 (0.17)	万吉石田公園 (0.11)	**運動公園：1か所(2.35ha)**
堤公園 (0.47)	籠原南第5公園 (0.10)	外原西公園 (0.10)	妻沼東運動公園 (2.35)
松風公園 (0.17)		みいずが原上林公園 (0.72)	**緑地：15か所(9.74ha)**
赤城公園 (0.06)	**近隣公園：8か所(11.82ha)**	中林公園 (0.19)	久下荒川緑地 (0.99)
見晴公園 (0.13)	中央公園 (3.10)	別府農村広場 (1.00)	村岡荒川緑地 (1.37)
宮町公園 (0.09)	荒川公園 (1.51)	日向島農村広場 (0.25)	外原北緑地 (0.13)
籠原第1公園 (0.13)	万平公園 (1.04)	下川上農村広場 (0.24)	外原南緑地 (0.07)
籠原第2公園 (0.11)	外原公園 (1.08)	大塚農村広場 (0.25)	みいずが原緑地 (1.31)
籠原第3公園 (0.05)	別府第2公園 (0.97)	中島農村広場 (0.21)	みいずが原下山緑地 (0.32)
寿公園 (0.10)	みいずが原公園 (1.82)	中条農村広場 (0.34)	市民の森 (0.55)
熊久公園 (0.08)	船木台中央公園 (1.10)	荒宿農村広場 (0.25)	瀬南緑地 (0.05)
美土里町公園 (0.12)	籠原中央公園 (1.20)	水越農村広場 (0.24)	かめの道 (2.30)
玉井公園 (0.27)	**総合公園：4か所(62.89ha)**	今井農村広場 (0.19)	妻沼西第1緑地 (0.55)
本石公園 (0.11)	別府沼公園 (17.10)	四方寺農村広場 (0.21)	妻沼西第2緑地 (0.68)
大幡公園 (0.20)	妻沼運動公園 (10.39)	奈良中央公園 (0.49)	妻沼西第3緑地 (0.28)
別府第1公園 (0.43)	江南総合公園	吉原公園 (0.45)	妻沼西第4緑地 (0.25)
別府第3公園 (0.66)	(小原運動公園) (11.40)	玉井運動広場 (0.49)	妻沼西第5緑地 (0.65)
小曽根公園 (0.41)	国営武蔵丘陵森林公園	下増田公園 (0.21)	山神緑地 (0.24)
石原公園 (0.65)	(全体:307.6 本市分:24.0)	楓山公園 (0.25)	
新島公園 (0.30)	**運動公園：2か所(32.46ha)**	阿諏訪野公園 (0.27)	
中奈良公園 (0.64)	熊谷運動公園	大林公園 (0.25)	
雀宮第1公園 (0.12)	(熊谷さくら運動公園) (30.60)	大境公園 (0.25)	
雀宮第4公園 (0.23)	南運動場	桜リバーサイドパーク (0.59)	
雀宮第5公園 (0.17)	(伊勢町ふれあい公園) (1.86)	原谷公園 (0.49)	
肥塚公園 (0.58)	**歴史公園：1か所(0.3ha)**	肥塚出口公園 (0.13)	
箱田第1公園 (0.24)	星渓園 (0.30)	肥塚中島公園 (0.20)	
箱田第2公園 (0.20)	**広域公園：1か所(88.3ha)**	山神公園 (0.49)	
箱田第3公園 (0.21)	北武蔵公園(県営熊谷スポーツ	南中山公園 (0.18)	
箱田第4公園 (0.49)	文化公園) (88.30)	妻沼東中央公園 (0.25)	
久下第1公園 (0.56)	**緑地：6か所(253.44ha)**	妻沼東ふれあい公園 (0.23)	
久下第2公園 (0.17)	玉井緑地 (0.73)	妻沼東父沼公園 (0.14)	
久下第3公園 (0.26)	熊谷荒川緑地 (25.60)	妻沼東芦際公園 (0.24)	
久下第4公園 (0.26)	新堤緑地 (1.10)	妻沼東境堀公園 (0.23)	
雀宮第2公園 (0.13)	県営荒川大麻生公園 (166.70)	妻沼東芝川公園 (0.14)	
雀宮第3公園 (0.10)	雀宮緑地 (0.21)	めぬま中央公園 (0.33)	
玉井稲荷木第1公園 (0.22)	利根川総合運動公園 (59.10)	神明町公園 (0.12)	
玉井稲荷木第2公園 (0.19)		さくら公園 (0.29)	
上之公園 (0.38)		上石公園 (0.14)	
玉井在家第1公園 (0.20)		中西公園 (0.12)	
玉井在家第2公園 (0.15)		新堀第2公園 (0.10)	
玉井在家第3公園 (0.25)		新堀第3公園 (0.14)	
広瀬川原公園 (0.29)		新堀第4公園 (0.26)	
平戸公園 (0.58)		コクーン公園 (0.11)	
籠原南第1公園 (0.18)		新島北公園 (0.09)	
籠原南第2公園 (0.19)		新堀第5公園 (0.11)	
籠原南第4公園 (0.10)		向諏訪公園 (0.11)	
駅東第1公園 (0.10)		新堀第1公園 (0.25)	
駅東第2公園 (0.12)		妻沼小島東農村広場 (0.48)	
駅東第3公園 (0.27)		妻沼小島中央農村広場 (0.25)	
合計：77か所(462.50ha)		**合計：69か所(29.54ha)**	
		合計：146か所(492.04ha)	

都市公園以外の施設緑地としては、「公共施設緑地（学校の植栽地や公共団体が設置しているグラウンドなど)」と「民間施設緑地（企業が設置しているグラウンドや寺社境内地など)」があります。



図１３：都市公園の位置（令和７（２０２５）年４月現在）

③ 地域制緑地の状況

本市における地域制緑地は、河川区域、自然環境保全地域、生産緑地地区、農業振興地域内の農用地区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林などがあります。

緑現況調査の結果から、市街化調整区域の緑の面積は相当程度ありますが、市街化区域の緑が少ないことが明らかになりました。

今後の緑の量・質の向上に向けた取組は、市街化調整区域の豊かな緑を保全しつつ、市街化区域に緑をはじめとする潤いのある空間を創出することが重要となります。

しかしながら、保全と創出の対象となる緑地の大部分が民有地となるため、地域制緑地に関わる制度などを用いて保全と創出に取り組む必要があります。

本計画における地域制緑地の保全と創出に向けて、想定される主な施策を示します。

根拠・制度	**法又は条例で緑地が確保されている**	**法又は条例だけでは緑地が確保できない**	
	緑地として確保される	**緑地は確保されているが任意(届出・申出・申請)**	**緑地として確保すべきだが手続がされていない**
	↓	↓	↓
地域制緑地を増やすための主な施策など	**法に基づく協定などあり**	**法に基づく協定などなし**	**任意の協定**
	・河川区域 ・自然環境保全地域 ・生産緑地地区 ・農業振興地域農用地区域内の農地 ・地域森林計画対象民有林内の保安林 ・風致地区　等	・工場立地法 ・農業振興地域農用地区域外の農地 ・地域森林計画対象民有林内の林地 ・埼玉県緑化届出制度 等	・文化財 ・保存樹、保存樹木 ・景観地区(緑化に重点) ・市街化区域農地 ・緑地協定 ・緑化重点地区 ・緑地保全地区 等
	↑	↑	↑
緑地所有者のメリット	・税金対策 ・地域の貴重な緑の保全	・企業イメージの向上 ・緑地の保全	・地域の貴重な緑の保全 ・重要な緑の創出
緑地面積・箇所数	量的に限定される		不特定多数の候補地がある
目　標	・緑地として100%カウントされる。 ・保全される。	なるべく協定が結べるよう働きかけが必要	推進すべき緑化の方策として、今後、協定などの方法について協議が必要

図１４：地域制緑地を増やすための主な施策

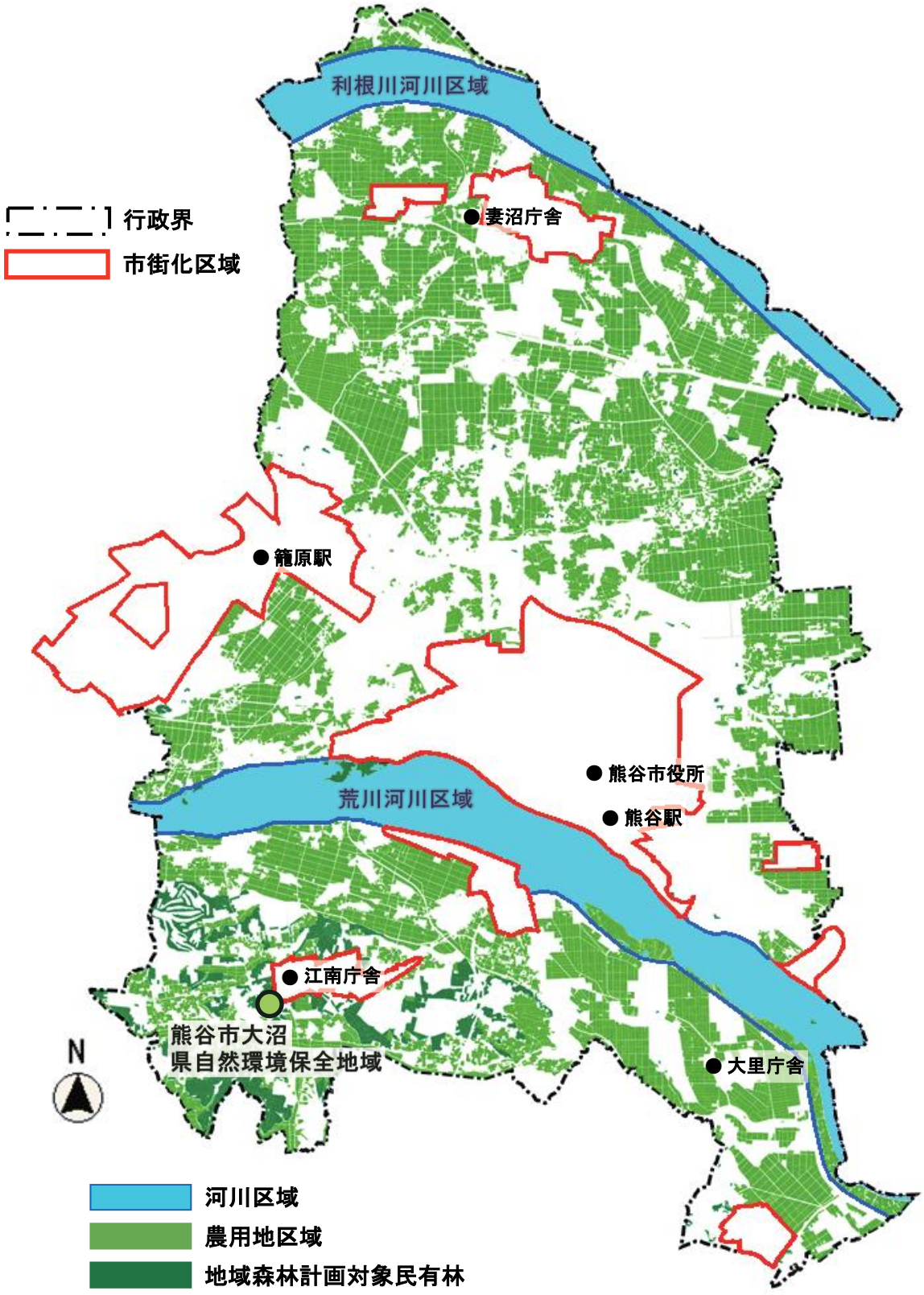

図１５：主な地域制緑地の位置

2-2. 緑に関する市民の意識

市民の緑に対する意識や意向を把握するために、令和2(2020)年1月に「熊谷市の緑についてのアンケート調査」を実施しました。(次回アンケート予定:令和11(2029)年度)

アンケート調査は、市内在住の18歳以上80歳未満から無作為抽出による3,000人を対象にアンケート用紙を郵送し、回答者数は1,306人(回収率43.5%)でした。

(1)熊谷市の緑についてのアンケート調査結果

① 身のまわりの「緑」について

【緑の量について】

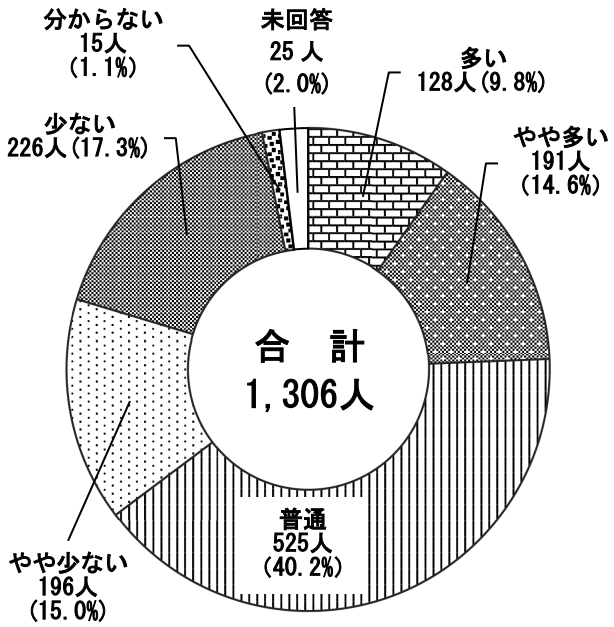

【緑の量の満足度】

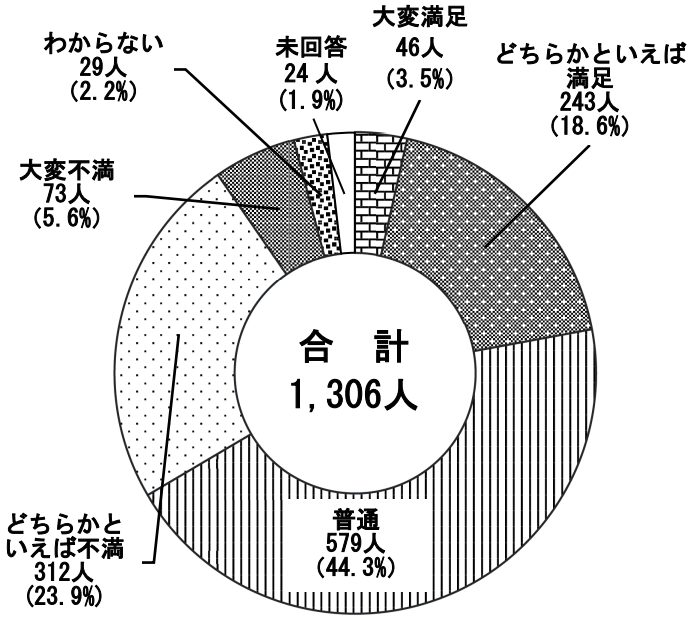

【満足している緑】(複数回答あり)

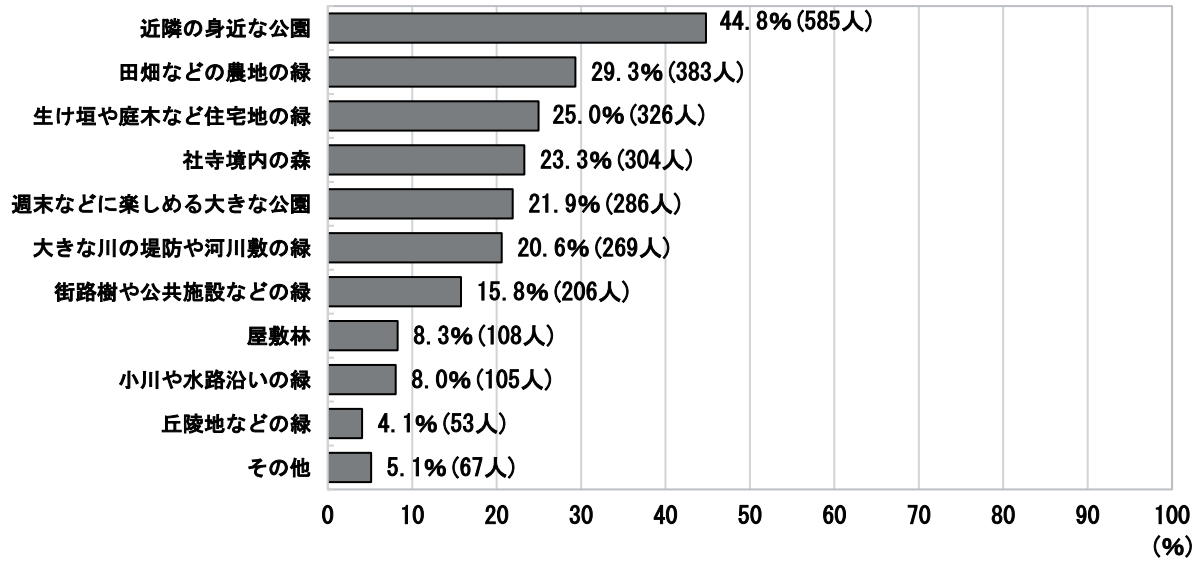

② 市内の「緑」について

【多いと感じる緑】（複数回答あり）

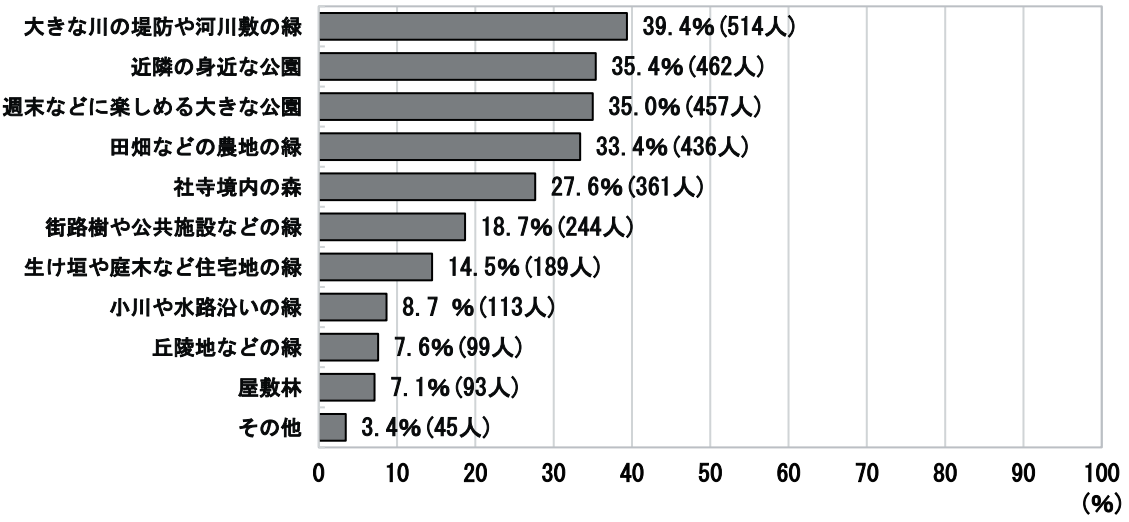

【期待している緑の機能】（複数回答あり）

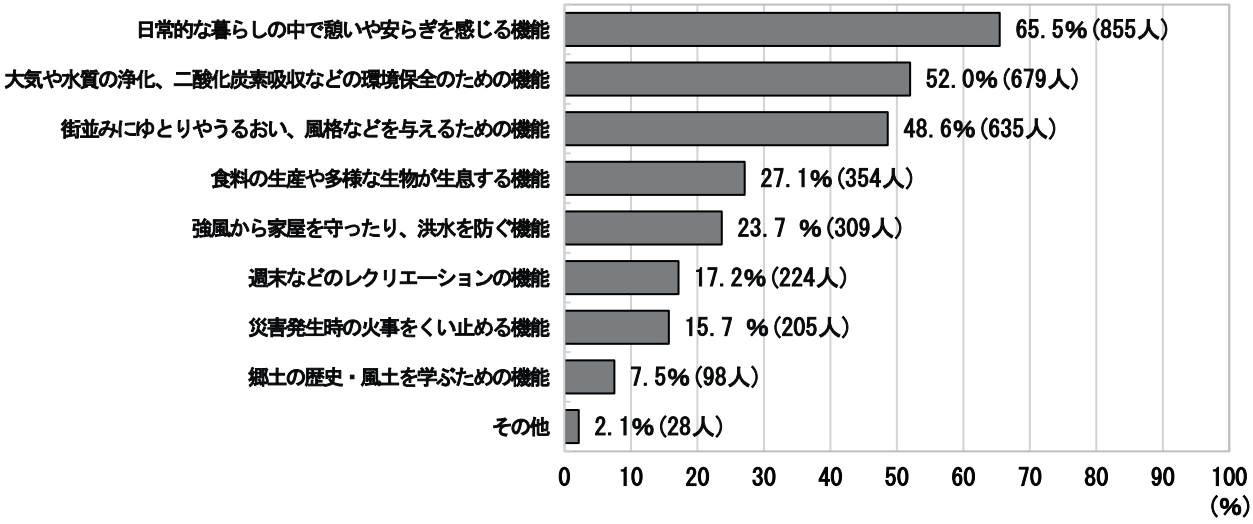

【守り増やしたい緑】（複数回答あり）

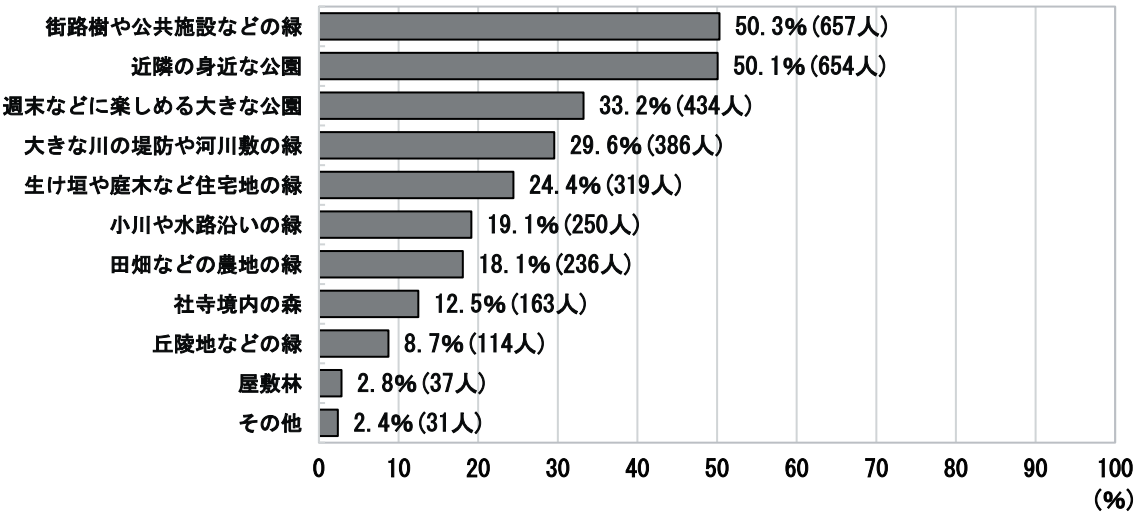

③ 「緑」のための市民の取組について
【今後取り組みたいこと】（複数回答あり）

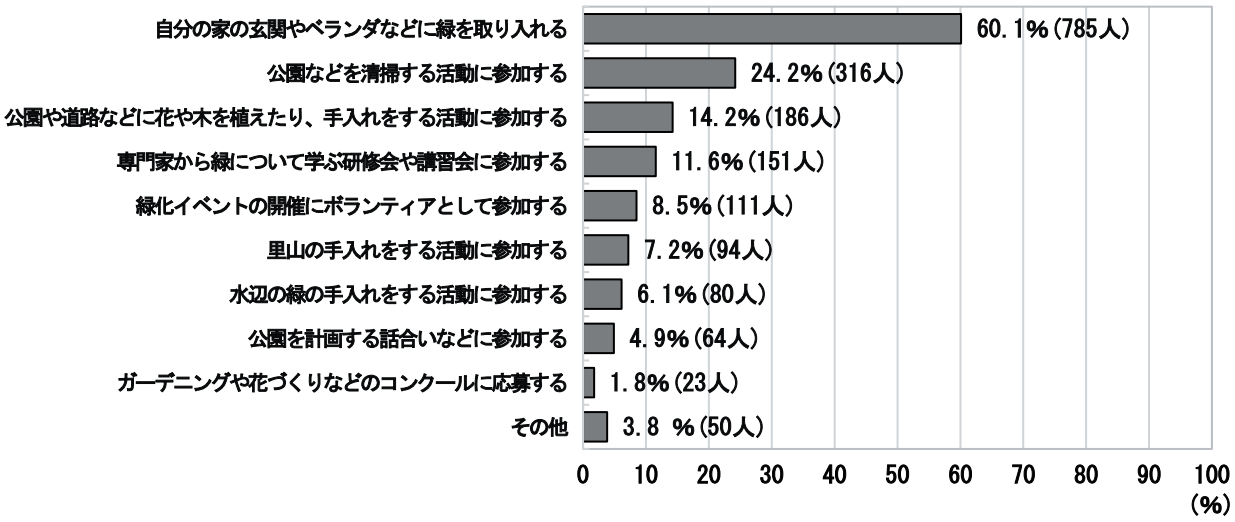

④ 緑をつくり守り育てるための市民や地域社会、企業の取組について
【主な自由意見】

■「ラグビーの街」熊谷らしく、地元ラグビーチームと共同で公園内でのイベントを企画してほしい。
■四季それぞれの花を楽しめる場をつくってほしい。
■動物と共存できるような緑の創出、環境づくりを図ってほしい。
■市民参加の緑化活動のＰＲが少ない。
■教育の一環として、学生と緑を育てる活動を行ってほしい。
■緑化モデルとなる施設をつくってほしい。
■災害に備えた計画的な緑化を行ってほしい。
■初心者でも簡単にできる緑化について学べる場を増やしてほしい。
■行政・企業・市民が一体となって、地域別に緑化へ取り組む姿勢が必要である。
■テーマを決めた計画的な植栽をして、地域活性化につなげてほしい。

⑤ 「緑」のための本市の取組について

【緑化をどうすすめたらよいか】

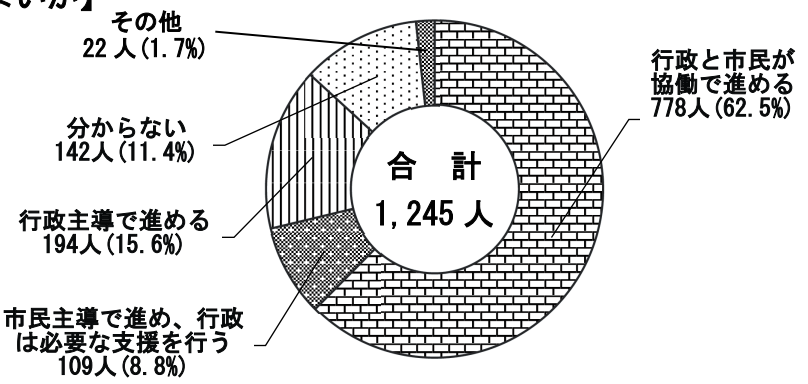

※複数回答者は集計から除いたため、回答者数と差異があります。

【行政が取り組むべき「緑化」について重要だと思うもの】

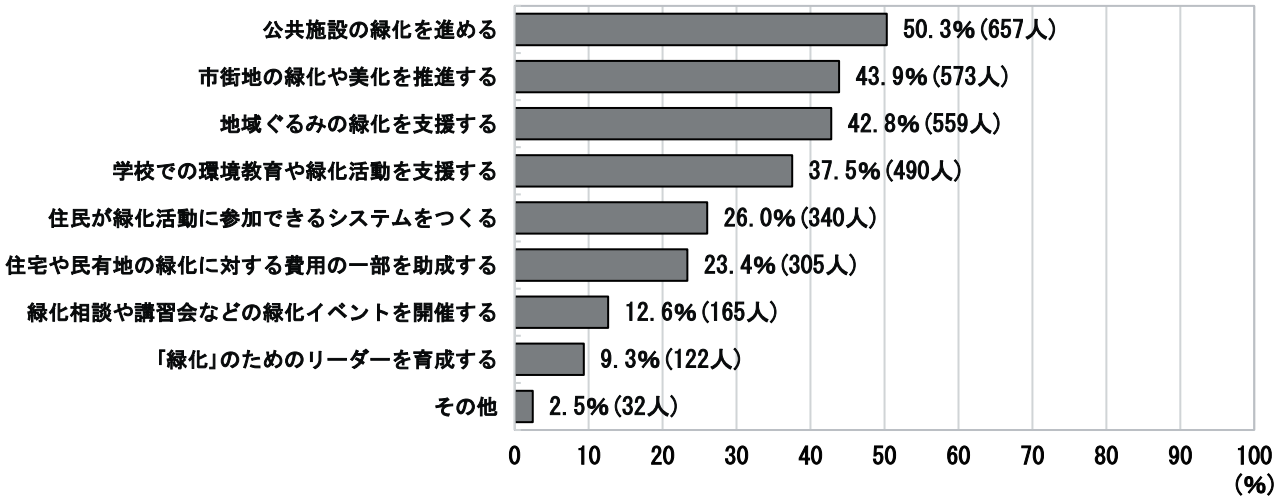

⑥ 緑をつくり守り育てるための行政の役割や自身で取り組んでいくこと、取り組んでみたいことについて

【主な自由意見】

■所有地面積ごとの「緑被率」の目標を定め、経年計画に基づき発表する場を設けて表彰制度を取り入れる。
■熊谷独自の「緑の日」を策定し、市主催のイベントを開催してほしい。
■自身の庭にビオトープを作って、緑化に取り組んでいる。
■災害時のことを考え、ブロック塀を生垣にしていき、その際に補助などをしてほしい。
■子どもたちともっと積極的な樹名板の作成を行ってほしい。
■各地域にガーデニングサークルを作り、取組を市報などで逐一発信していく。
■荒廃した農地の有効活用をしていく。
■市民向けの緑地マップを作成してほしい。
■緑化を考えている企業への補助などの制度を整備してほしい。
■子どもが自宅でも簡単に家族とできる緑化への取組を学校で教えてほしい。
■神社や仏閣などの歴史文化資源の緑を守っていくための支援をしてほしい。

（2）アンケート調査結果のまとめ

アンケートの調査結果から得られた緑に関する市民の意識や意向を以下に示します。

■ 身のまわりの「緑」について

- 身のまわりの緑の量については、満足している市民より、不満と感じている市民の方が多い。
- 満足している緑については、回答者の４割以上が「近隣の身近な公園」と回答している。

■ 市内の「緑」について

- 市民が期待している緑の機能については、回答者の半数以上が「日常的な暮らしの中で憩いや安らぎを感じる機能」「大気や水質の浄化、二酸化炭素吸収などの環境保全のための機能」と回答している。
- 市民が守り増やしたい緑については、回答者の半数以上が「街路樹や公共施設などの緑」「近隣の身近な公園」と回答している。

■ 「緑」のための市民の取組について

- 今後、緑のために取り組みたいことについては、回答者の約６割が「自分の家の玄関やベランダなどに緑を取り入れる」と回答している。
- 今後、緑のために取り組みたいことについては、回答者の２割以上が「公園などを清掃する活動に参加する」と回答している。

■ 「緑」のための本市の取組について

- 緑化をどう進めたらよいかについては、回答者の６割以上が「行政と市民が協働で進める」と回答している。
- 行政が取り組むべき緑化について重要だと思うものについては、回答者の４割以上が「公共施設の緑化を進める」「市街地の緑化や美化を推進する」「地域ぐるみの緑化を支援する」と回答している。

2-3. 緑に関する課題

本市における緑に関する課題を以下に示します。

課題の根拠

現状・現地調査からの課題

【自然的条件】

・水田や畑、山林の面積が減少傾向にある。
・ヒートアイランド現象などにより、夏季の気温の高さが全国的に知られている。
・自然環境の多様性が損なわれつつある。

【社会的条件】

・人口の減少、少子高齢化が進行している。
・農家数、経営耕地面積が減少している。
・熊谷らしい景観形成に配慮する必要がある。

【緑地の状況】

・市街化調整区域の緑被率は高いが、市街化区域は低い。
・市街化区域の中でも特に駅周辺の緑が少ない。
・公共公益施設の緑の保全・創出は進められている。

市民アンケート調査からの課題

・緑の歴史文化資源の保全・維持管理が必要である。
・市民の緑に対する満足度が高まる施策への取組が必要である。
・行政と市民が協働で進める施策への取組が必要である。
・市民が取り組みやすい緑化活動の企画と情報発信が必要である。
・市民、事業者が取り組む緑化活動へのサポートが必要である。

本市の緑に関する課題

①郊外の豊かな緑を保全する必要がある

緑現況調査から、市街化調整区域には豊かな緑や貴重な自然が残されていることが明らかとなりました。しかしながら、新たな住宅地の開発や太陽光発電設備の設置などにより、それらの緑や自然が減少傾向にあります。

水源かん養・環境保全・災害防止・レクリエーションなどの多様な機能を有する山林・農地・河川を、都市環境の基盤をなす緑として、まとまりのある形で保全する必要があります。

あわせて、適正な管理や方策を通じて荒廃あるいは失われた緑の再生を図っていく必要があります。

②緑について積極的に活用する必要がある

上位計画である総合振興計画には将来都市像「子どもたちの笑顔があふれるまち熊谷　～輝く未来へトライ～」の実現のための施策が定められ、その中には本計画と関連する施策があり、将来都市像の実現のために、緑は大切な要素になっています。

安全で快適なまちづくりを進めるに当たっては、緑の機能や重要性を市民に啓発し、景観資源となる水や緑を積極的に保全・創出し、まちの魅力を高める要素として活用する必要があります。

③市街化区域の緑を増やす必要がある

緑現況調査の結果、市街化区域の緑の量は市街化調整区域の緑と比較すると減少している状況が明らかになりました。

全国的に夏の暑さで有名な熊谷市において、環境負荷の低減や市民生活の安全性向上､まちの美観の向上につながる市街化区域の緑を保全し創出するためには、公共施設や民有地において積極的に緑化を推進する必要があります。

④緑を守り育む場所や機会をつくる必要がある

市民アンケート調査の結果では、緑を守り育む場所や機会が少ないと感じているという意見がありました。

市民の交流・活動の場となる主に施設緑地の整備に当たっては、市の財政状況や市民のニーズなどを考慮し、都市公園の整備とともに公共施設や農地及び山林などの民有地の活用も視野に入れた複合的な対応を図る必要があります。

⑤協働による取組をすすめる必要がある

今後、緑を施設緑地の整備だけで増やすことは困難であることから、市域の大部分を占める民有地において、市民や事業者自ら緑の保全と創出を推進することが重要です。

里山や農地など、緑地の保全・再生と管理、市街化区域の緑化、都市公園の整備と維持管理などを、市民・事業者・行政が役割を分担しつつ、協働で推進していくための仕組みを整えていく必要があります。

３章　計画の基本方針

3-1. 基本的な取組

3-2. 旧計画の目標の達成状況

3-3. 計画の目標

3-1. 基本的な取組

本市には、日本を代表する一級河川の利根川と荒川が流れ、この二大河川からもたらされる恵みにより豊かな水と肥沃な農地が形成され、周辺は平地林で被われています。また、西部には櫛挽台地、南部には江南台地及び比企丘陵の一部があるなど、多様な緑が守られ育まれています。

しかし、熊谷駅周辺などを含む市街化区域は、開発行為などにより、市民の生活に安らぎや潤いを与える「身近な緑」が失われつつあります。

一方、近年における地球温暖化や気候変動については、パリ協定やＳＤＧｓなど国際的な問題として、地球規模での重要性が再認識される中、生物多様性に関する取組や緑が果たす役割・機能について、市民が身近な問題として認識する必要があります。

このため、身近な「まちの貴重な緑を守り・育む」ことを継続しつつ、「まちの多様な緑を楽しみ・学ぶ」機会を創出していく必要があります。

そして、市民一人一人の緑化への意識を高めて「市街化区域に緑を充実させる」とともに「緑豊かなまちづくりの場所と機会をつくる」取組を増やし、かけがえのない水と緑を未来に継承させる「緑あふれるまちづくりの仕組みをつくる」ことが大切です。

本計画においては、５つの緑に関する課題に対応した５つの基本理念を定めました。そして、緑のまちの将来都市像は、上位・関連計画を踏まえ、５つの基本理念を反映し『子どもたちへ　緑を育み守るまち熊谷』と定めました。

この緑のまちの将来都市像の実現のためには、さまざまな緑の施策を市民や事業者と行政が協働で進めることが重要となります。そこで、本市の緑豊かな自然環境を後世に残すとともに、市民が身近な緑とふれあい続けるために、取り組むべき５つの基本方針を定めました。

緑に関する課題	基本理念	緑のまちの将来都市像	基本方針
①郊外の豊かな緑を保全する必要がある	**ふるさとの自然が後世に継承されるまちづくり** ・豊かな緑や貴重な自然が保全されたまちを目指します。 ・適正な管理や方策を通じて失われた緑の再生に努めます。 ・良好な都市環境づくりに欠かせない農地の保全、活用に努めます。	子どもたちへ　緑を育み守るまち熊谷	**１．　まちの貴重な緑を守り・育む** 緑で覆われた河川や水路、及びまちの貴重な公共施設の緑地の維持管理に関する施策や、農地の保全・活用に関する施策の推進などに取り組みます。
②緑について積極的に活用する必要がある	**水と緑に関連する資源が活用されるまちづくり** ・市街化区域の緑の活用を図ります。 ・緑の機能や重要性を踏まえ、安全で快適なまちづくりを進めることに努めます。 ・景観資源となる水や緑の積極的な保全・創出を図ります。		**２．　まちの多様な緑を楽しみ・学ぶ** ふるさとを特徴付ける歴史的な緑や多様な生物が生息する里山の保全、景観計画に基づく良好な景観づくりなどに取り組みます。
③市街化区域の緑を増やす必要がある	**安全・快適で環境負荷の少ないまちづくり** ・ヒートアイランドなどの環境負荷を低減するとともに、市民生活の安全性の向上を目指します。 ・まちの美観の向上につながる緑の創出を図ります。 ・公共施設や民有地の緑化に努めます。		**３．　市街化区域に緑を充実させる** 緑の充実が求められる市街化区域において、公共施設の緑化施策とともに、民有地の緑化に資する施策の推進、及び防災に役立つ緑の配置などに取り組みます。
④緑を守り育む場所や機会をつくる必要がある	**いきいきと活動出来る場所と機会の整ったまちづくり** ・緑を守り育む場所や機会の提供に努めます。 ・施設緑地の都市公園などの整備・充実を図ります。 ・公共施設の緑や農地及び山林などの民有地の活用を図ります。		**４．　緑豊かなまちづくりの場所と機会をつくる** 都市公園及び緑地整備の推進に加え、施設利用の活性化に向けたリニューアルやソフト施策の推進、緑の拠点を結ぶ緑のネットワーク形成や交流・情報発信の場の充実などに取り組みます。
⑤協働による取組をすすめる必要がある	**水と緑に関わる活動に協働で取り組めるまちづくり** ・市民自らが緑の保全・創出に取り組めるまちづくりを目指します。 ・緑地の保全・再生・管理などに、市民・事業者・行政が協働で取り組める仕組みづくりに努めます。		**５．　緑あふれるまちづくりの仕組みをつくる** 本市のＰＲに役立つ緑のシンボル創出や普及啓発活動などの充実を図るとともに、緑の管理への市民参加や基金を活用した緑化の推進などに取り組みます。

3-2. 旧計画の目標の達成状況

第１次熊谷市緑の基本計画における目標の達成状況は下記のとおりです。達成状況を評価した上で、新計画における目標や取組について検証していく必要があります。

なお、目標年次は、平成23(2011)年度から令和2(2020)年度の10年間ですが、最終的な達成状況の評価にあたっては、令和元(2019)年度末の数値を基準とします。

（１）緑地の確保量（市街化区域における緑被率）

計画策定時※1	計画最終年値 （令和元（2019）年度末）	計画目標値
20.3% （水面を含む）	17.9% （水面を除く）	25.0% （水面を含む）
20.1% （水面を除く）		

※　第１次計画策定時には、河川などの水面が緑被率に含まれていましたが、今回の緑現況調査には含まれていないため、正確な状況の把握のため、策定時の数値から水面の割合（0.2%）を除いて検証を行いました。

計画策定時からの緑被率は減少傾向にあります。これは、市街化区域内の都市化の進展によるものと考えられます。緑地が持つ環境負荷の低減といった効果を考慮して、適切な緑地の保全や創出に取り組むことが必要です。

（２）緑地の確保量（市域全体における緑被率）

計画策定時	計画最終年値 （令和元（2019）年度末）	計画目標値
65.6% （水面を含む）	63.0% （水面を除く）	66.4% （水面を含む）
62.4% （水面を除く）		

※　旧計画策定時には、河川などの水面が緑被率に含まれていましたが、今回の緑現況調査には含まれていないため、正確な状況の把握のため、策定時の数値から水面の割合（3.2%）を除いて検証を行いました。

数値は、若干の増加傾向にあります。豊かな緑を保全しつつ、親しみを感じることのできる空間の創出のため、さらなる取組を推進します。

（３）市民１人当たりの都市公園面積及び都市公園等設置数

計画策定時	中間値 （平成 26（2014）年度末）	計画最終年値 （令和元（2019）年度末）	計画目標値
23.7 ㎡ 120 か所	24.4 ㎡ 143 か所	25.1 ㎡ 146 か所	24.0 ㎡ 145 か所

いずれも目標値を達成しました。今後は、数値の維持はもちろん、適正に管理していくことで市民の満足度の向上を目指していくことが重要となります。

（４）自治会などが管理する公園数（都市公園）及び公園サポーター制度を導入している公園の割合

計画策定時	中間値 （平成 26（2014）年度末）	計画最終年値 （令和元（2019）年度末）	計画目標値
89 か所 74%	106 か所 78%	110 か所 88%	114 か所 80%

制度導入の割合は、目標値を達成しましたが、公園数は、目標値に未到達でした。これは、指定管理者制度の導入を積極的に進めたことにより、対象となる公園数自体が減少したため、割合は大幅に向上したものの、公園数自体はそこまでの伸びではないことを示しています。今後は、都市公園以外の公園も含めて取り組むことで、制度の拡大を目指していきます。

（５）緑などに関する市民の意識・満足度

緑などに関する市民の意識・満足度	計画策定時	中間値 （平成 26（2014）年度末）	計画最終年値 （令和元（2019）年度末）	計画目標値
自宅周辺の緑について満足している市民の割合	26%※2	(63%)※4	22%※6	35%
熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	49%※3	49%※5	42%※7	60%

調査方法の変更もあり、正しい比較はできませんが、目標を達成したとはいいがたい結果となりました。市民のニーズを把握し、取り組んでいくことが求められています。

※１　旧計画策定時の数値は、平成２２（２０１０）年３月３１日現在のものです。

※２　数値は平成２１（２００９）年度実施「熊谷市の緑についてのアンケート調査」結果より。回答は５段階で、「大変満足」「どちらかといえば満足」と答えた人の割合を記載しました。

※３　数値は平成２１（２０１１）年度実施「熊谷市民意識調査」結果より。回答は「はい」「いいえ」の２択で、「はい」と答えた人の割合を記載しました。

※４、５　数値は平成２７（２０１５）年２月実施「市民生活の現状及び満足度」についてのアンケート結果より。回答は「はい」「いいえ」の２択で、「はい」と答えた人の割合を記載しました。※４については、計画策定時と調査方式が異なるため、参考値として掲載しました。

※６　数値は令和２（２０２０）年１月実施「熊谷市の緑についてのアンケート調査」結果より。回答は６段階で、「大変満足」「どちらかといえば満足」と答えた人の割合を記載しました。

※７　数値は令和２（２０２０）年２月実施「まちづくり市民アンケート調査」結果より。回答は６段階で、「大変満足」「どちらかといえば満足」と答えた人の割合を記載しました。

3-3. 計画の目標

本計画においては、緑地保全及び緑化推進のための目標値を設定します。

①緑被率（市域全体）

埼玉県平均の６６．８％を目標値に定めています。

②緑被率（市街化区域）

旧計画策定時の数値程度まで回復させることを目指します。

③市民１人当たりの都市公園面積及び都市公園等設置数

市民１人当たりの都市公園面積は、埼玉県・全国の平均及び国の標準面積を大きく超えていることから、今後は、面積を維持するとともに、公園の適正な管理に努めます。また、土地区画整理事業などにより、新たな公園を整備し１５０か所の達成を目指します。

④公園サポーター制度を導入している公園の割合

旧計画では、都市公園だけが対象でしたが、子供広場や児童遊園なども対象に含め、さらなる制度の拡大を目指します。

⑤緑などに関する市民の意識・満足度

総合振興計画・まちづくり市民アンケート調査・今回の本計画策定において実施した市民アンケート調査などを考慮して定めています。

表５：緑地保全及び緑化推進の目標

目標設定の項目		計画策定時（令和元(2019)年度末）	中間値（令和 6(2024)年度末）	目標値	基本方針に関する施策指標
①緑被率(市域全体)		63.0%	63.0%※	66.8%	基本方針 1、2
②緑被率(市街化区域)		17.9%	17.9%※	20.0%	基本方針 2、3
③市民1人当たりの都市公園面積及び都市公園等設置数		25.1 ㎡ 146 か所	25.86 ㎡ 146 か所	25.1 ㎡以上 150 か所	基本方針 4
④公園サポーター制度を導入している公園の割合		74.3%	75.8%	80%	基本方針 4、5
⑤緑などに関する市民の意識・満足度	自宅周辺の緑について満足している市民の割合	22.1%	61.0%※※	35%	基本方針 5
	公園に親しみを感じる市民の割合	59.5%	54.6%	64.4%	基本方針 4、5

※　①、②は 10 年ごとの調査のため令和 6（2024）年度は前回数値を使用

※※　⑤は計画策定時と調査方式が異なるため、参考値として掲載するもの

４章　緑地の配置計画

4-1. 全体計画

4-2. 地区別の配置計画

4-1. 全体計画

本市には、大規模な公園や河川敷などの緑の拠点があり、それぞれ緑化推進及び緑地保全の役割を果たしています。

今後は、こうした緑の拠点における緑化への取組状況を広く市民・事業者・行政の間で情報の共有を図り、それぞれの活動を補完することで相乗効果を生じることが期待されます。

具体的には、比較的緑の少ない市街化区域を囲む市街化調整区域の緑を、効率的かつ効果的にネットワーク化することで、市民が緑に関する地域資源を再認識しやすくなるとともに、環境面、社会面、経済面などで多様な緑の活用を図ることが可能となります。

そこで、植樹帯を有する歩道付きの街路や緑地帯、河川・水路などの水辺空間など、「緑地」を構成する要素が連続している場所をネットワーク化することにより、都市構造や緑地の利用状況などを踏まえた施策の展開に役立てていきます。



図１６：緑の配置全体計画図

4-2. 地区別の配置計画

緑現況調査や施設緑地の状況などが示すとおり、市街化調整区域の緑は豊富で充実しています。しかし、市街化区域の緑は市街化調整区域に比べると量が少なく、質の充実も課題となっています。

市民及び熊谷市を訪れた人々が本市の緑の豊かさが実感できるよう緑の施策を進めるためには、多くの市民が居住する市街化区域において緑を充実する施策の展開を図ることが重要であることから、市内７地区の市街化区域を対象として緑の配置計画を策定します。

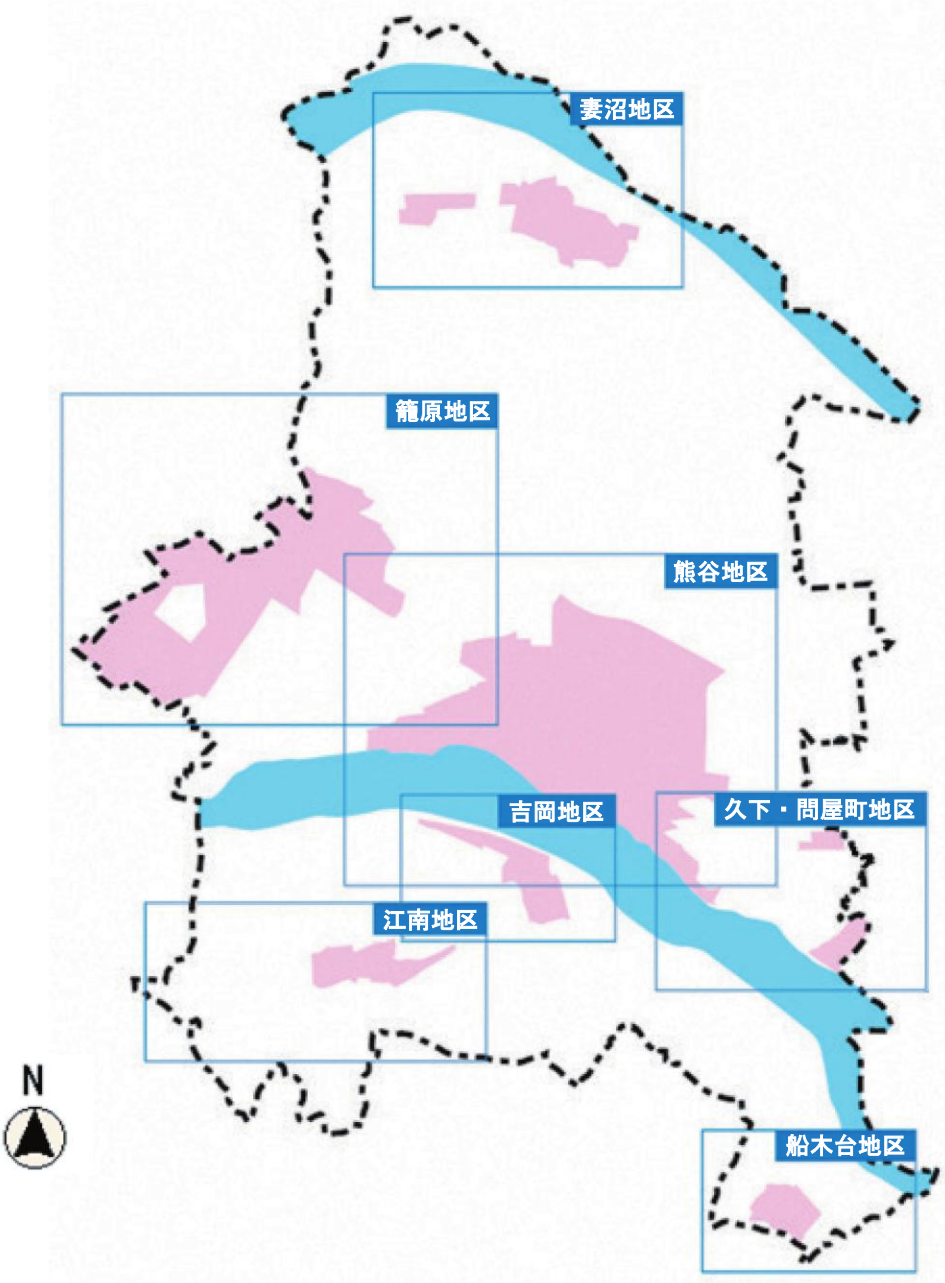

図１７：地区区分図

（1）熊谷地区

熊谷地区は、本市の中心部に位置し、熊谷駅や市役所などの主要施設が集まっています。

市街化区域間の連携の対象となるのは籠原地区、妻沼地区、吉岡地区、江南地区、久下・問屋町地区、船木台地区となります。

熊谷地区は、主要施設である熊谷駅と、緑の拠点である「中央公園周辺」「県営熊谷スポーツ文化公園」「熊谷運動公園（熊谷さくら運動公園）」「県営荒川大麻生公園」「熊谷荒川緑地」を、道路植栽や沿道の緑地で結ぶことにより緑のネットワークが形成されます。

熊谷地区の特徴は、中心市街地と荒川が隣接していることです。市街地と荒川を結ぶネットワークを形成し、多くの市民や来訪者が市街地の緑や星川、荒川の豊かな自然の中で水と緑に触れ合うことのできる空間づくりに取り組みます。緑のネットワークを形成することで、都市部では特に、火災の延焼抑制や自然災害の被害軽減等が期待されます。

また、本市の玄関口として多くの人々が訪れる熊谷駅周辺や、観光施設・文化施設にアクセスするための街路は、緑豊かな空間を演出することが重要となります。

このため、熊谷駅周辺は景観誘導地区となっており、建物の増改築などの際に景観施策と連携した緑化を推進します。併せて、歩道や街路樹が整備される道路は、緑のネットワークの強化に役立てます。



（２）籠原地区

籠原地区は、本市の西部に位置し、そのほぼ中心に籠原駅があり、熊谷地区に次ぐ大きな地区です。

市街化区域間の連携の対象となるのは熊谷地区、妻沼地区、江南地区となります。籠原地区は、籠原中央公園をはじめとする住区基幹公園と、緑の拠点である「別府沼公園」、「熊谷さくら運動公園」の都市基幹公園を結ぶことで緑のネットワークが形成されます。

籠原地区内の公園や道路を連携することにより、災害時の避難経路・避難場所として活用できることから、住民の安全安心の確保が可能となります。

籠原地区の特徴は、工業団地が南側に広がっていることです。工場敷地内は、一定面積を緑化することにより、緑の確保に向けた取組が進んでいます。こうした緑の連続性を保つことにより、まちなかの緑の充実が演出されます。

今後、ネットワークの軸となる幹線道路や沿道の敷地内について、さらなる緑化の促進に取り組む必要があります。



（3）妻沼地区

妻沼地区は、本市の北部に位置し、利根川に接する豊かな田園風景の中に屋敷林のある住宅と新しい住宅が共存している地区で、緑豊かな工業団地も整備されています。

市街化区域間の連携の対象となるのは熊谷地区、籠原地区となります。

妻沼地区は、緑の拠点である「妻沼聖天山」「妻沼運動公園」及び「利根川総合運動公園」を結ぶことで緑のネットワークが形成されます。

妻沼地区の特徴は、多くの観光客が訪れる「妻沼聖天山」の緑の豊かさです。

今後も、道路施策と景観施策を連携させた道路整備を進め、妻沼聖天山とつながる緑豊かなまちなみを形成します。

また、周辺を取り囲む優良で生産力の高い畑地や水田などの緑地との連続性を確保するため、農地の保全と活用を図ります。

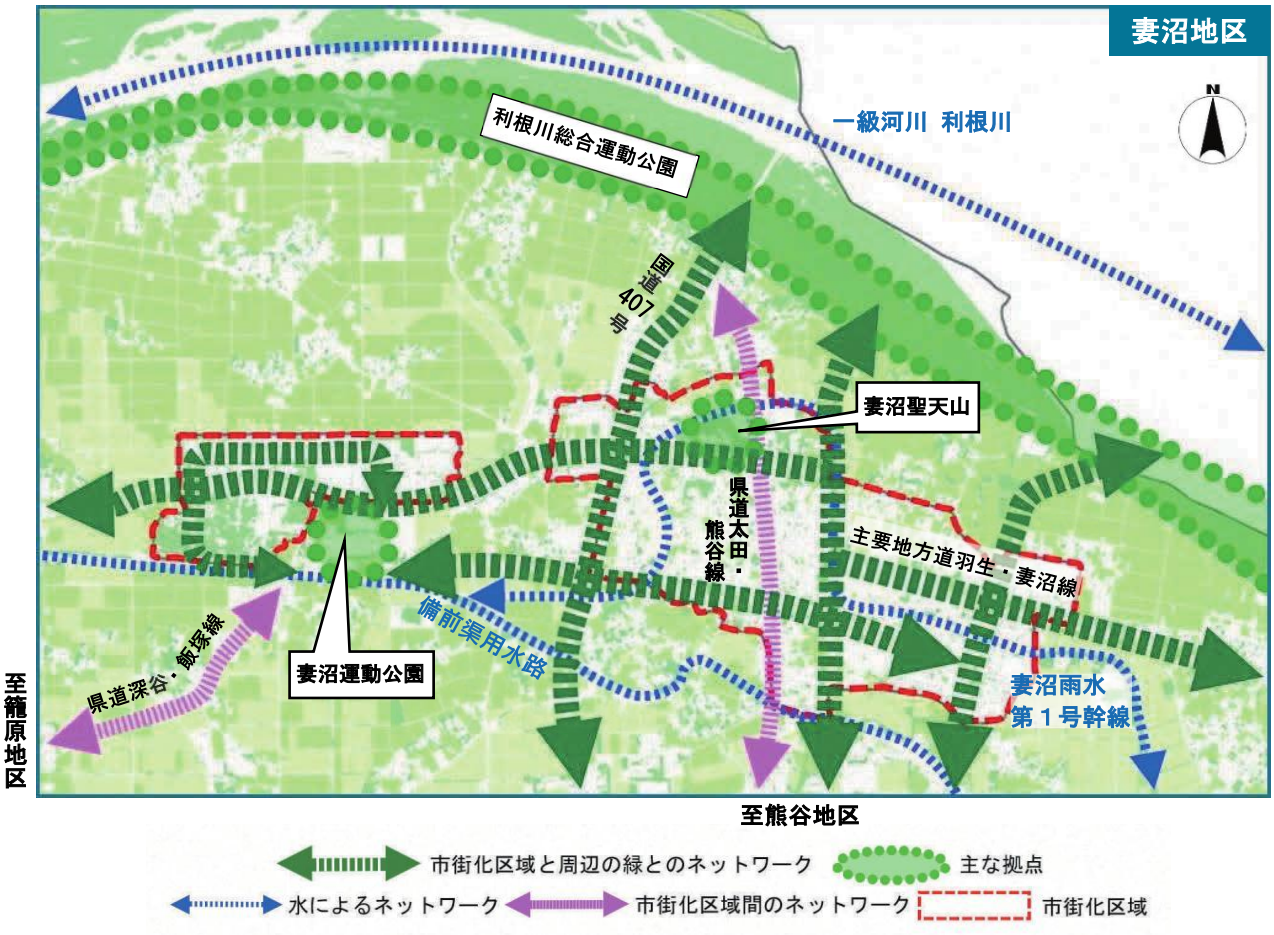

（4）吉岡地区

吉岡地区は、荒川を挟んで熊谷地区と一体的に緑の充実が図れる位置にあります。

市街化区域間の連携の対象となるのは熊谷地区、江南地区となります。

吉岡地区は、「荒川」と市街地を結ぶことで緑のネットワークが形成されます。荒川の広大な河川敷と幹線道路や沿道の敷地内の緑と連携したネットワークの形成を推進します。

また、周辺を取り囲む優良で生産力の高い水田や畑地などの緑地との連続性を確保するため、農地の保全と活用を図ります。

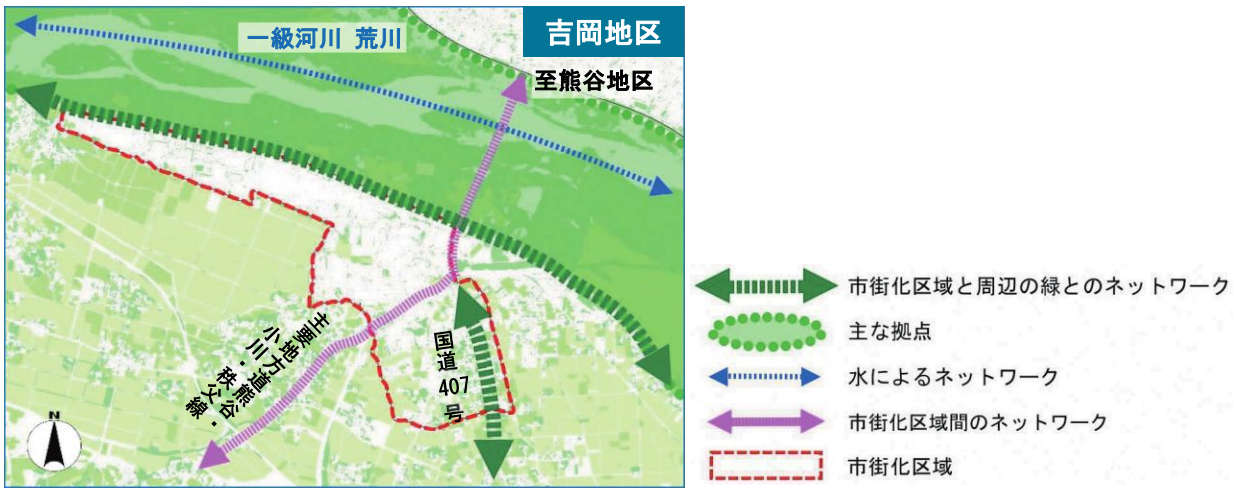

（5）江南地区

江南地区は、台地上の地形に平地林が広がる多様な自然の残る場所です。

市街化区域間の連携の対象となるのは吉岡地区、熊谷地区、籠原地区となります。

地区内には「大沼自然環境保全地域」があり、埼玉県自然環境保全条例の指定を受けて保全されています。大沼やアカマツ林など自然性の高い埼玉県北部には貴重な地域です。

また、地区が東西に長いことから、中央部を横断する道路が緑のネットワークとなるよう沿道の緑化を進めるとともに、南北にも緑の軸を配置し、里山や斜面林の保全と活用を進めます。併せて、市街化調整区域に点在する池沼の保全と活用を図ります。

さらには、「江南総合公園」などの広域的な緑地や、ゴルフ場などのレクリエーション機能を有する緑地との連携を図ります。

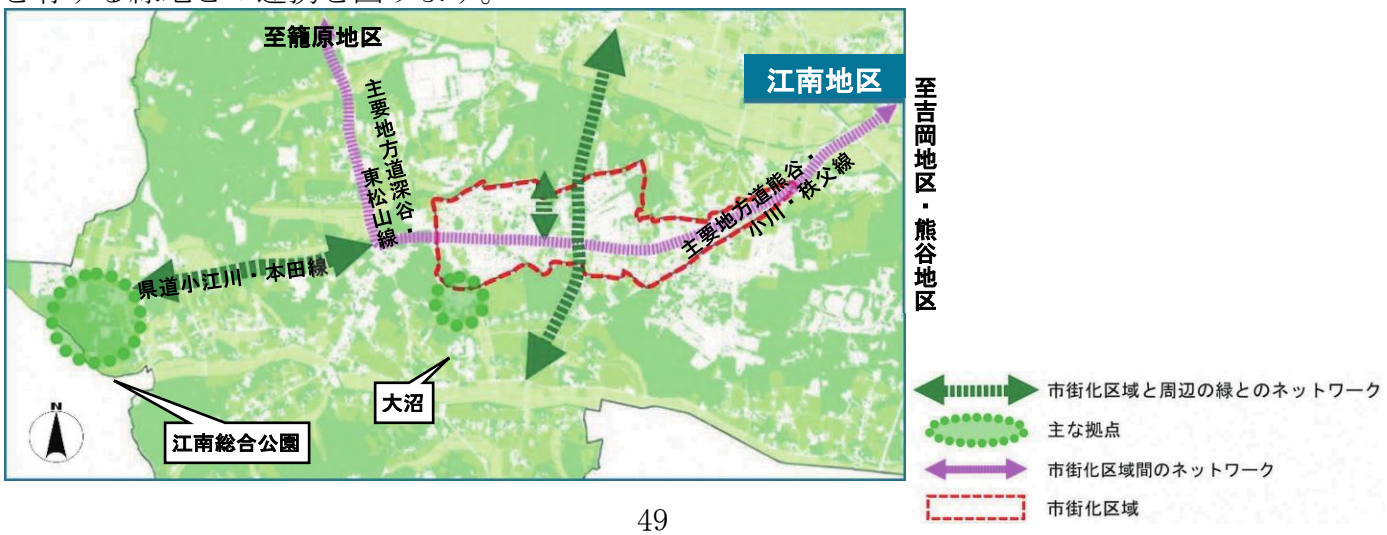

（6）久下・問屋町地区

久下･問屋町地区は、本市の東端に位置し、南側が荒川に接しています。

市街化区域間の連携の対象となるのは「国道17号」の植栽や沿道の緑地を市街化区域連携軸とし空間の演出に活用し、熊谷地区と連携します。

久下･問屋町地区は、南側に隣接する「荒川」と市街地を結ぶことで緑のネットワークが形成されます。また、元荒川の源流部には国、県のレッドデータブックにおいて「絶滅危惧 IA 類」に分類されているムサシトミヨが生息しており、生息地は県の天然記念物に指定されています。

荒川による緑の主軸に接して、広がりを持たせるための緑の軸を形成するため、道路や民地内の緑化を進めます。

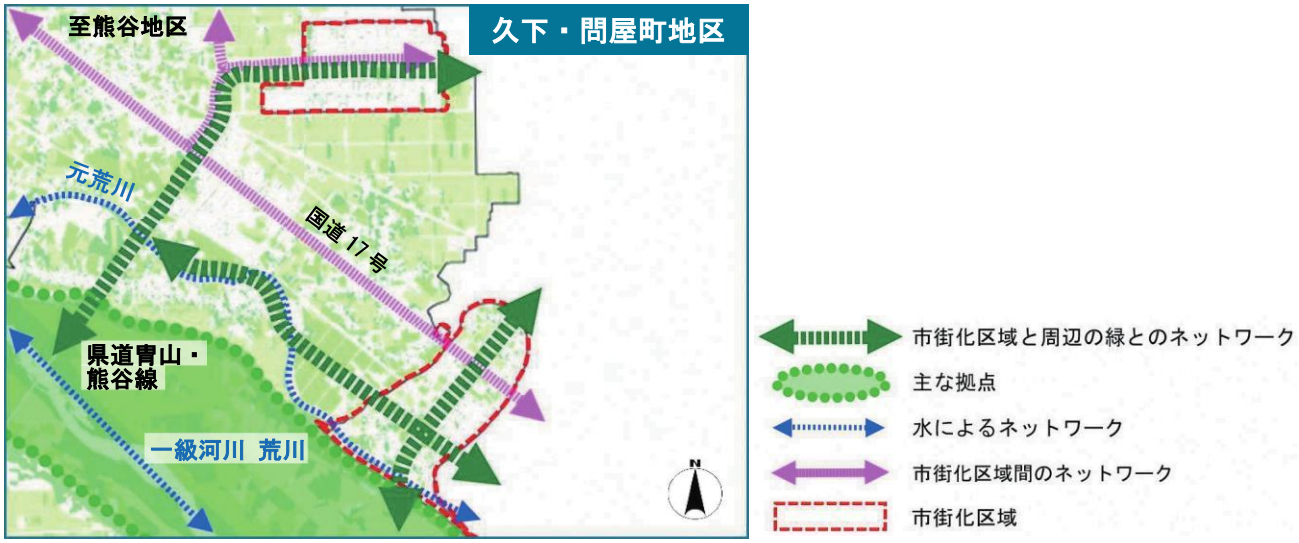

（7）船木台地区

船木台地区は、本市の南東部に位置しています。

市街化区域間の連携の対象となるのは熊谷地区となります。

船木台地区には、住宅地があり、地区内道路は歩道と街路樹が整備されています。街路の緑と連なるよう民地内の緑化を図ることで、緑豊かなまちなみが形成されます。

また、荒川につながる道路の緑をネットワークとして位置付けて緑を充実させ、荒川の豊かな緑や水辺と船木台地区との連携を図ります。

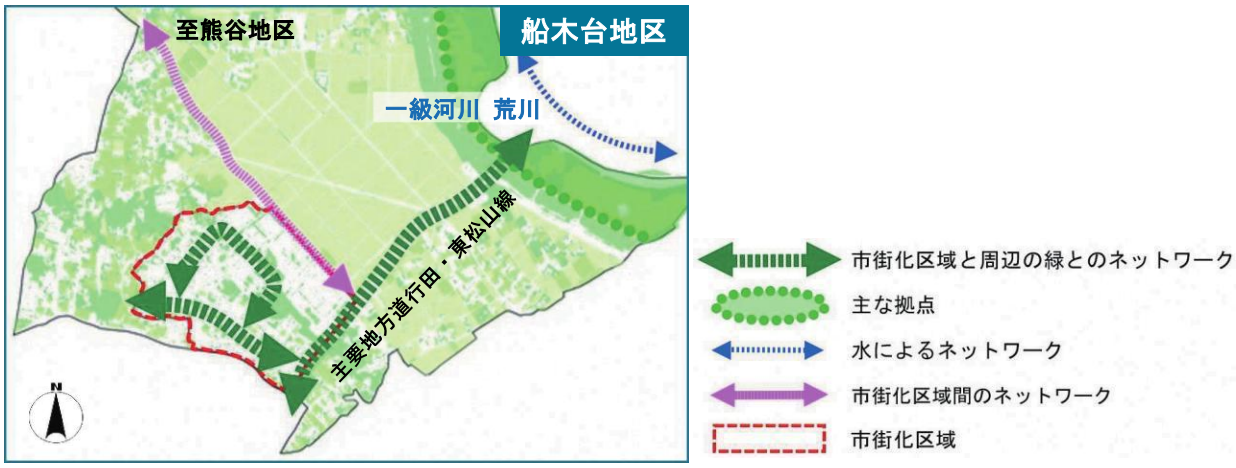

５章　緑地に関する施策の推進

5-1. 施策の体系

5-2. 主な施策

5-1. 施策の体系

緑のまちの将来都市像「子どもたちへ　緑を育み守るまち熊谷」を実現するために、今後、取組が必要な施策を体系的に整理します。

本計画では、次の視点で施策を設定しました。

緑のまちの将来都市像『子どもたちへ　緑を育み守るまち熊谷』

【５つの】基本方針
1. まちの貴重な緑を守り・育む
2. まちの多様な緑を楽しみ・学ぶ
3. 市街化区域に緑を充実させる
4. 緑豊かなまちづくりの場所と機会をつくる
5. 緑あふれるまちづくりの仕組みをつくる

緑のまちの将来都市像の実現に向けた取組

施策を展開するための視点

1. 緑の保全・創出などに係る現行施策の継続・充実に加え、現況や市民の意見、地球温暖化対策などの今日的課題への対応
2. 都市緑地法や関連法の改正などによって充実が図られた緑の保全・創出などに係る法制度への対応
3. まちづくり・景観・防災・環境・農林業振興・福祉・教育などの各分野における関連施策への対応
4. 緑の量的確保とともに、管理の充実など緑の質の向上への対応
5. 市民・事業者などの主体的な活動や行政との連携・協働に関する対応

緑地保全
緑化推進
協働参加

施策の分野

1-1 動植物の保護及び生育環境の保全
1-2 公共施設の緑の保全や整備
1-3 農地の保全や活用

2-1 史跡と一体となった緑の保全と活用
2-2 里山・樹林地の保全及び
ふるさとの森づくりの推進
2-3 熊谷らしい景観の保全と創出

3-1 公共施設の緑化の推進
3-2 民有地の緑化の促進
3-3 防災に役立つ緑の配置

4-1 新たな公園や緑地の整備
4-2 既存の公園や緑地の保全・再生
4-3 緑豊かなネットワークの整備
4-4 緑をつくり、育てる拠点の整備と充実

5-1 熊谷の緑のシンボルの創出
5-2 緑化に関する普及啓発活動の推進
5-3 公園や緑地の管理運営への市民参加の促進
5-4 熊谷市みどりの基金などによる緑化の推進
5-5 緑の再資源化の推進

5-2. 主な施策

緑の基本計画に関連する主な施策を以下に示します。

緑のまちの将来都市像	基本方針	施策の分野	施　策
子どもたちへ　緑を育み守るまち熊谷	1.まちの貴重な緑を守り・育む	1-1　動植物の保護及び生育環境の保全	1-1-1　生物多様性の保全 1-1-2　身近な河川や水路の管理と保全 1-1-3　貴重な野生生物が生息する地区の保全
		1-2　公共施設の緑の保全や整備	1-2-1　公共施設の緑の保全や整備 1-2-2　学校内の緑の保全や整備
		1-3　農地の保全や活用	1-3-1　生産緑地地区の指定による農地の保全 1-3-2　市民が農業に親しめる機会の充実 1-3-3　遊休農地の解消と活用 1-3-4　市街化調整区域の農地の保全
	2.まちの多様な緑を楽しみ・学ぶ	2-1　史跡と一体となった緑の保全と活用	2-1-1　熊谷の歴史を刻む貴重な史跡及び周辺の緑の保全
		2-2　里山・樹林地の保全及びふるさとの森づくりの推進	2-2-1　南部に広がる里山・樹林地の保全 2-2-2　在来種を用いた「ふるさとの森づくり」
		2-3　熊谷らしい景観の保全と創出	2-3-1　花の名所の保全 2-3-2　熊谷市景観計画に基づく良好な景観づくり 2-3-3　巨樹のデータベース化
	3.市街化区域に緑を充実させる	3-1　公共施設の緑化の推進	3-1-1　公共施設の緑化の推進 3-1-2　道路の緑化と維持管理 3-1-3　緑豊かな快適に歩けるまちづくり
		3-2　民有地の緑化の促進	3-2-1　市街地の緑化の推進 3-2-2　水と緑のオープンスペースの活用 3-2-3　民有地の緑化の促進 3-2-4　記念樹の頒布などによる住宅地の緑化の推進 3-2-5　緑化計画届出制度の普及
		3-3　防災に役立つ緑の配置	3-3-1　災害時に役立つ公園の整備・充実 3-3-2　災害時に活用する避難経路の確保
	4.緑豊かなまちづくりの場所と機会をつくる	4-1　新たな公園や緑地の整備	4-1-1　利根川・荒川の河川敷の整備検討 4-1-2　土地区画整理事業に併せた公園の整備
		4-2　既存の公園や緑地の保全・再生	4-2-1　公園施設の長寿命化計画の策定 4-2-2　公園樹木の適切な維持管理 4-2-3　身近な公園の再整備 4-2-4　民間活力による公園の再生・活性化の推進
		4-3　緑豊かなネットワークの整備	4-3-1　緑のネットワークの整備
		4-4　緑をつくり、育てる拠点の整備と充実	4-4-1　緑化センターの有効活用
	5.緑あふれるまちづくりの仕組みをつくる	5-1　熊谷の緑のシンボルの創出	5-1-1　水と緑の豊かな観光地・名所のＰＲ 5-1-2　まちを花とみどりで結ぶ 5-1-3　花とみどりのシンボルづくり
		5-2　緑化に関する普及啓発活動の推進	5-2-1　市民・事業者への緑の大切さの啓発 5-2-2　緑化講習会の開催 5-2-3　水と緑の重要性の啓発 5-2-4　水と緑に関わる調査・研究の推進
		5-3　公園や緑地の管理運営への市民参加の促進	5-3-1　公園サポーター制度の推進 5-3-2　ロードサポート制度の推進
		5-4　熊谷市みどりの基金などによる緑化の推進	5-4-1　「熊谷市みどりの基金」の充実と活用
		5-5　緑の再資源化の推進	5-5-1　「みどりのリサイクル」の推進

１．まちの貴重な緑を守り・育む

施策の体系

１．まちの貴重な緑を守り・育む
- **１－１　動植物の保護及び生育環境の保全**
- **１－２　公共施設の緑の保全や整備**
- **１－３　農地の保全や活用**

本市には、緑の基本軸である豊かな自然が残る河川などの水辺があり、市街地の周辺には、まとまった規模の農地が保全されています。

今後も、こうした自然環境豊かな緑の保全に取り組むとともに、公園、道路、学校などの公共施設の緑を整備します。

また、市民や事業者の参加のもと、身近で貴重な緑を守り育む施策の展開を推進します。

主な施策・事業

１－１　動植物の保護及び生育環境の保全

１－１－１　生物多様性の保全

様々な生物によって構成される生態系は、多くの恵みを人類にもたらすとともに、全ての生物の生存基盤となっています。豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現が求められています。

そこで、動植物の生息状況の把握に努めるとともに、動植物保護団体の活動支援、生物多様性に関する環境教育の機会の提供、活動を担う人材の育成、関係機関と連携した野生鳥獣の適切な管理、外来生物の計画的駆除などの課題に取り組みます。

１－１－２　身近な河川や水路の管理と保全

市内を流れる身近な河川や水路などは、多様な生物が生息する貴重な水辺環境です。こうした水辺環境は、緑地と水辺を結ぶ緑のネットワークとなっています。

そこで、緑地と水辺の一体的な保全を図るため、現在、準用河川と水路については年間を通してパトロールを実施しております。

今後も、水辺の自然の保全に向け、適切な管理に努めます。

※かわまちづくり事業については、4-1-1 利根川・荒川の河川敷の整備検討（P68）

１－１－３　貴重な野生生物が生息する地区の保全

市内の河川や水辺には、ムサシトミヨやホタル、カワラナデシコやヒメシロアサザなど、貴重な動植物が生息する地域が残されています。

こうした地域では、生態系に配慮した保全が図られるよう適切な管理に取り組む必要があり、保護団体により環境整備や調査が行われています。

また、市民を対象とした観察会や学習会を定期的に開催しています。動植物への理解を深め、保護・生育することで、環境問題への啓発にも取り組んでいます。

更なる活動の推進を図るとともに、市民や事業者、特に地域住民が貴重な動植物の保護活動や環境活動へ積極的に関われるよう、啓発活動に努めます。



ムサシトミヨ観察学習会



別府沼自然観察会

１－２　公共施設の緑の保全や整備

１－２－１　公共施設の緑の保全や整備

公園・街路樹・官公庁などの公共施設の緑は、都市環境の改善、災害時の安全性向上、人々の心身の健康増進など、重要な役割を担っており、市民の共有財産として、適切な管理が行われています。

今後も、公共施設の緑について維持・保全に取り組むとともに、施設の更新等の際に植樹を行うなど、計画的に緑化を推進していきます。

また、「熊谷市公共施設等総合管理計画」及び各個別施設計画に基づき、施設・インフラの再編等を進める中で、施設内への緑の保全・整備を図ります。



子育て支援・保健拠点施設
「くまキッズ」（イメージ）
令和８（２０２６）年４月オープン

１－２－２　学校内の緑の保全や整備

市街地の緑の保全・創出に携わる人材を育てるには、子どもの時から植物に触れ合う環境を整えることが重要です。

子どもたちに緑の大切さを学んでもらうため、市内の全小・中学校において、緑のカーテンの設置・生育を行うだけでなく、各校の緑のカーテンを子どもたちが相互に評価するコンテストも行っています。

また、籠原小学校や石原小学校などにおいて、校庭の一部芝生化を実施し、その管理に努めています。

今後も、未来を担う子どもたちがのびのびと遊び、緑の大切さや機能を学ぶ機会を提供するため、緑の保全や整備に努めます。



緑のカーテン（玉井小学校）

１－３　農地の保全や活用

１－３－１　生産緑地地区の指定による農地の保全

市街化区域の水田や畑は、グリーンインフラとしての機能を有し、熱環境改善（ヒートアイランド対策）、防災・減災機能（雨水貯留（田んぼダム）、食料供給機能）、地域活性化機能（良好な景観、農業体験）など、市民の良好な生活環境を維持する上で貴重な緑地となっています。

しかし、宅地化などの土地利用の転換が行われやすく、農地は減少傾向にあります。そこで、こうした農地を保全するとともに、市街地における営農活動の継続が図られるよう平成２２（２０１０）年度から２６（２０１４）年度にかけて生産緑地地区の指定を行いました。指定した地区について、現地確認を適宜行い、適切な農地管理の指導に努めます。

１－３－２　市民が農業に親しめる機会の充実

市内には、妻沼（弥藤吾）・籠原（久保島）・大里（玉作）地区に「ふれあい農園」があり、市民が土や植物と触れ合い、また、さまざまな人と交流する貴重な場所となっています。

今後も、農地としての機能を保全しつつ、市民が農業と触れ合う機会を創出するために、ホームページや市報等を通じ、空き区画の情報を提供し、さらに、「ふれあい農園」を利用する機会の普及と啓発に努めます。

また、多くの小中学校で農業体験を通じて環境などへの理解を深める「みどりの学校ファーム」に取り組んでいます。

農業体験を通じて生命や自然、環境や食べものなどへの理解を深めるとともに、生きる力を身につけることを目的とした取組です。

地元農家やＰＴＡ等の指導・支援を受けながら、学年の枠を超えて作業することで、他学年や保護者、地域の方とのふれあいの機会になっています。



サツマイモの苗植えの様子（妻沼小学校）

１－３－３　遊休農地の解消と活用

農業従事者の減少と高齢化の進行により、遊休農地の拡大が懸念されています。令和７（２０２５）年度から地域農業の将来のあり方を示した地域計画を策定し、農地の集積・集約化を促進することで、遊休農地の発生防止を図るとともに、規模拡大と担い手農家育成を目的に、各種補助金を交付しました。

また、令和元（２０１９）年度からは「農地利用最適化推進事業」を実施し、遊休農地の復元や、担い手へのマッチングを支援することで、持続可能な農業生産基盤の維持に取り組んでいます。

遊休農地の解消目標（熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」より）

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A
現 状 (令和 6(2024)年 4 月)	５，６３０ha	１０９ha	１．９４％
３年後の目標 (令和 9(2027)年 3 月)	５，５８５ha	９６ha	１．７２％
目 標 (令和 12(2030)年 3 月)	５，５４０ha	８３ha	１．５０％

※農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

１－３－４　市街化調整区域の農地の保全

市街化調整区域の農地の大部分は農用地区域に指定され、農地転用の制限などにより、農地としての緑地が保全されています。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農地の荒廃や土地利用が転換されてしまうケースも増えています。

引き続き、農業の健全な発展のための農地の保全と、良好な都市環境づくりに欠かせない農地の計画的な確保に取り組みます。

２．まちの多様な緑を楽しみ・学ぶ

施策の体系

２．まちの多様な緑を楽しみ・学ぶ
２－１　史跡と一体となった緑の保全と活用
２－２　里山・樹林地の保全及びふるさとの森づくりの推進
２－３　熊谷らしい景観の保全と創出

「緑」は、私たちに潤いや安らぎを与えてくれる貴重な財産です。
緑の保全や、活用に関する取組の目的は、景観緑三法（都市緑地法や景観法など）に示されています。
こうした取組の目的に加えて、熊谷の歴史を刻む貴重な史跡や、豊かな自然が残る里山や樹林地などを活用し、美しく風格のある緑空間の形成と、潤いのある生活環境の創出に向けた施策を推進します。

主な施策・事業

２－１　史跡と一体となった緑の保全と活用

２－１－１　熊谷の歴史を刻む貴重な史跡及び周辺の緑の保全

市内には、平成２４（２０１２）年に歓喜院本殿の聖天堂が国宝に指定された「妻沼聖天山」をはじめ、国指定史跡「宮塚古墳」、「備前渠用水路」、市指定名勝「三尻観音山」、「星溪園」などの歴史を刻む地域資源とともに保全されてきた緑地や水辺が残されています。
史跡等については適宜現状把握を行い、緑地帯の減少や過度の植生繁茂により文化財としての価値が低下しないよう、地域住民や保存会組織と協働し、適切な管理をするように努めています。
このような管理を続けていくことで、由緒ある緑や水辺と文化財の一体的な保全が図られるよう取り組みます。



妻沼聖天山・国宝「歓喜院聖天堂」

２－２　里山・樹林地の保全及びふるさとの森づくりの推進

２－２－１　南部に広がる里山・樹林地の保全

里山･樹林地は、そこに住む人々の生活を支え、豊かな生態系を育んできました。

近年、こうした里山･樹林地には人の手が入らなくなり、荒廃が進んでいます。

多様な生物のすみかとなっている貴重な里山・樹林地の保全を図るために、里山の清掃活動をテーマとしたクリーンウォーキングの実施や不法投棄防止看板の設置といった取組を行っています。また、地域住民や地元ボランティア団体に御協力いただき環境整備活動の広がりを図っています。

今後も引き続き里山・樹林地の大切さについて啓発していきます。

２－２－２　在来種を用いた「ふるさとの森づくり」

屋敷林や寺社林は在来種が混在した森となっており、豊かな生態系が育まれています。

こうした貴重な森は、生活様式の変化による必要性の低下や宅地化などにより減少しています。

市内公園やくまぴあにおいて、市民･行政が連携し、平成１８（２００６）年度から２６（２０１４）年度に「ふるさとの森づくり」として在来種の植樹、育樹活動を実施しました。（４回の植樹祭を実施し、延べ 5,300 人参加、21,500 本植樹）

今後も、育樹活動に取り組み、適正な維持管理に努めます。



熊谷さくら運動公園
平成 20(2008)年 11 月植樹



熊谷さくら運動公園
現在の様子（令和 7(2025)年 9 月）

２－３　熊谷らしい景観の保全と創出

２－３－１　花の名所の保全

「熊谷桜堤」や「小江川 1000 本桜」、「桜リバーサイドパークの桜並木」、「道の駅めぬまのバラ園」、「別府沼公園の花菖蒲」などは、たくさんの観光客が訪れる花の名所で、本市の魅力を伝える上で欠かせない場所となっています。

このような花の名所や貴重な植物群落を後世に残していくため、市民・事業者・行政が連携して保全に取り組んでいます。

市では熊谷桜堤において枯木などを植え替える活動を行っているほか、地域住民が行う花や緑の名所づくりに関する活動への支援や各種イベントの実施、広報啓発活動に取り組みます。

２－３－２　熊谷市景観計画に基づく良好な景観づくり

「熊谷市景観計画」は、地域特性を活かした景観形成を図り、市民が愛着と誇りを持つことができる景観の継承と創造に資することを目的に策定されました。

同計画では、豊かな緑の潤いが感じられる景観を創出するために緑化基準が定められており、基準に基づいた緑地の保全、創出を促しています。

今後も、景観施策の推進による「都市部や住宅地の緑の創出」や「郊外の緑の保全」に取り組みます。


熊谷桜堤


小江川 1000 本桜

２－３－３　巨樹のデータベース

市指定天然記念物「県立熊谷女子高校の鈴懸の木」や「高城神社のケヤキ」、「妻沼小学校のケヤキ」などの巨樹は、市民に憩いや安らぎの空間を提供してくれます。

こうした巨樹は、地域の歴史を今に伝える学習の場として、また、熊谷らしい景観を守る大切な資源として活用することが重要です。

巨樹について環境省がデータベース化を進めており、市内の樹木も登録されています。（「巨樹・巨木林データベース」）




1　熊谷市指定記念物・天然記念物

①カヤ（拾六間　徳蔵寺）	樹高２３m、幹回り３．６m、江戸時代中期頃から生育と伝わる。
②イチイガシ（拾六間　徳蔵寺）	樹高約３５m、幹回り２．６mで地上から約６mのところで双幹となっている。江戸時代後期から生育と伝わる。
③イヌザクラ（三ヶ尻　個人）	樹高約１５m、幹回り３m、江戸時代中期頃から生育し、この種としては県下で一番古い。
④クロガネモチ（肥塚　個人）	樹高約１２m、幹回り約２m、江戸時代中期頃から生育と伝わる。
⑤ナギ（新堀新田　個人）	樹高２５m、幹回り１．９m、江戸時代中期頃から生育と推定。
⑥ムクロジ（東別府　香林寺）	樹高１６m、幹回り１．９m、江戸時代後期から生育と推定。もくれんじゅとも呼ばれる。
⑦スズカケノキ（末広　熊谷女子高校）	樹高約３０m、幹回り５．０m、明治４４年（１９１１）頃に新宿御苑の母株から移植されたと推定される。
⑧カヤ（中奈良　国性寺）	樹高２５m、幹回り３．６m、江戸時代前期頃から生育と推定。
⑨シイノキ（ハツロ　長昌寺）	樹高９m、平安時代末頃、この地を斎藤実盛が鬼門除けの祈願所に選び、そのあかしとして植えた３本のうち、唯一残ったものといわれる。

※原島の養平寺にあるキャラボク（樹高２．５m、幹回り０．９６m、江戸時代中期頃から育成と推定）については、指定されたため、令和６年１月３０日に指定が解除されました。その他の樹木については、おおむね良好な状態です。

市指定記念物・天然記念物（令和６（２０２４）年度「熊谷市環境白書」より）

施策の体系

３．市街化区域に緑を充実させる
- **３－１　公共施設の緑化の推進**
- **３－２　民有地の緑化の促進**
- **３－３　防災に役立つ緑の配置**

市街化区域の緑が充実することにより、ヒートアイランド現象の抑制や防災機能の強化、景観形成、健康など（グリーンインフラ）につながります。

公共施設の緑化を推進するとともに、民有地の緑化を市民、事業者、行政が連携し取り組む必要があります。

今後も、市街地の緑化を重点的に推進するための施策を推進します。

主な施策・事業

３－１　公共施設の緑化の推進

３－１－１　公共施設の緑化の推進

屋上緑化や壁面緑化などは、見える緑の量を増やすだけでなく、建物外壁の気温上昇を防ぎ、ヒートアイランド現象を抑制する効果があります。

本庁舎や各行政センターをはじめ、多くの公共施設でみどりのカーテンを設置しています。今後も、屋上緑化や壁面緑化などの緑の保全・創出を啓発するため、公共施設の緑化に取り組みます。

３－１－２　道路の緑化と維持管理

市内の幹線道路について、緑のネットワーク化により、良好な景観が形成され、災害時の避難経路としての安全性の確保やヒートアイランド現象の緩和などが期待されます。

現在、緑の環境軸として常時の緑量・緑陰の確保を進めておりますが、これに併せて、今後も災害時に防災活動の妨げにならないよう、適正な街路樹の点検と管理に努めます。



街路樹（県道熊谷羽生線『ラグビーロード』）



街路樹（県道熊谷館林線『ラグビーロード』）

３－１－３　緑豊かな快適に歩けるまちづくり（Well-being の推進）

市街地の公園・学校・病院・福祉施設などを結ぶ道路は歩行者が多いため、バリアフリーの観点から安全性や快適性の向上が求められています。

こうした道路について、市民・事業者・行政が協力しあい、沿道の緑化に取り組むとともに、熊谷市バリアフリー基本構想に基づく歩行環境の整備を進め、ウォーカブルな（居心地が良く歩きたくなる）空間整備を推進します。

また、令和６（２０２４）年３月には都市再生整備計画(熊谷市中心市街地地区（第３期))を作成し、その中でまちなかウォーカブル推進事業を位置付け、熊谷駅を拠点とした中心市街地で官民一体となったにぎわいのある歩行空間の創出を目指しています。

このことにより、緑地を単なる景観や環境保全の場としてだけでなく、市民の健康増進に直結するインフラとして「ウェルビーイング（Well-being)」の推進を図ります。



ウォーカブル空間の一つとして、実施した「星溪園ガーデンカフェ」（令和7（2025）年度）「クロスシンボルロード(25 周年)シンポジウム」資料より

３－２　民有地の緑化の促進

３－２－１　市街地の緑化の推進

市街地は緑が少ないため、花や木とふれあえる場所や木陰の創出が必要です。中心市街地の熊谷駅周辺においては、平成２６（２０１４）年度に「藤のパラソル事業」を実施し、駅前通りの３か所に藤棚の設置と植樹を行いました。藤棚が作り出す初夏の美観と夏季の緑陰により、夏の暑さを和らげています。

こうした市街地の緑を増やすためには、沿道住民の協力も不可欠です。市の景観計画では、大規模な建築行為や開発行為等の際に、既存樹木の保全や道路境界側に植栽を配置することを求めています。

また、地区計画制度により地区整備計画に垣等の構造の制限について定めることで沿道緑化の推進を図っている地区もあります。

地域住民と行政が連携して良好な住環境を形成するための手法である景観計画や景観条例、地区計画制度を活用し、市街地の緑化を推進するとともに、今後、試験的にデジタル技術を活用し、緑のデータの活用を検討していきます。

３－２－２　水と緑のオープンスペースの活用

水辺や緑地には人々をひきつける魅力があることから、市街地では人々が集う場所となっています。人々の交流を促し活力のあるまちをつくるために、星川を憩いの場とするために川床の設置や、川沿いにイルミネーションの設置、また、星川夜市などのイベントも実施したりしています。各種イベントは、星川に位置する２つの商店街を含む様々な団体と協力して開催することで地域に定着してきています。

令和6（2024）年3月に地元有志の方を始め多くの方々からいただいたご意見をもとに、星川の価値、課題を整理し、「星川将来ビジョン」としてまとめました。

28団体の意見を集め、750名以上のアンケートによりつくられた星川の目指す姿のキャッチフレーズは「水辺の日常(とき)、ヒカル街」とし、星川で暮らす人、働く人、訪れる人、どんな人にもある、星川での日常が輝くという姿を目標とし、新たな星川を作っていくというものです。

今後も、市民と協働で、水と緑に囲まれた交流スペースでイベントを企画・運営することで、まちににぎわいを生むとともに、水と緑の大切さを普及啓発します。







滞留を促すための仕掛けとしてつくられた星川の川床。
広い川床の中にイスやテーブルが置かれ、大きな植栽による木陰を楽しめるようになっています。



「熊谷　街・妄想・ワークショップ」から生まれた、星川を花でいっぱいにするという民間の活動「花活＊」
花の植え替えや、水やり、除草などの活動は民間団体の花活が自主的に計画、運営をしています。

「星川将来ビジョン」に基づき、令和 6（2024）年度からウォーカブル事業に取り組んでいます。

（「クロスシンボルロード(25 周年) シンポジウム」 資料より）

３－２－３　民有地の緑化の促進

市街化区域の緑を創出するためには、市民や事業者による壁面緑化・屋上緑化・駐車場の緑化などの取組が重要であり、民間空間の緑化や大規模な民有地内の緑化を啓発していく必要があります。

また、平成２９（２０１７）年の都市緑地法の改正により、新たに市民緑地認定制度が創出されました。ＮＰＯ法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して、公園と同等の空間を整備・公開する取組を促進します。

３－２－４　記念樹の頒布などによる住宅地の緑化の推進

「緑の満足度」を高めるためには、市民が緑に関心を持ち、緑化活動に参加することが重要です。

昭和６２（１９８７）年度から市民の緑に対する意識の向上と、自発的な緑化活動を促すために、人生の節目を迎えた市民に記念樹の頒布を行い、住宅地などの緑化を推進しています。配布樹種は「モチノキ」や「ハナミズキ」などがあり、平成２５（２０１３）年度から「クマガイザクラ」を追加しています。平成２７（２０１５）年度から令和２（２０２０）年度までで３５０本の樹木を市民に頒布しており、今後も市民のニーズを把握し、樹種を増加することなどで、更なる緑化の推進を図ります。



人生記念樹の頒布実績

年度	頒布本数
令和３（２０２１）年度	１０３
令和４（２０２２）年度	１０６
令和５（２０２３）年度	７６
令和６（２０２４）年度	９８

３－２－５　緑化計画届出制度の普及

市街化区域の緑化を推進するためには、民間建物の屋上や壁面における緑化や、大規模な民有地内の敷地に緑地を確保する必要があります。

市街地のまとまった緑地を保全・創出するため、広大な土地の開発に際しては、緑化計画届出制度の普及に努めるとともに、都市緑地法に基づく緑地協定制度を広報啓発し、緑と調和したまちづくりを推進します。

３－３　防災に役立つ緑の配置

３－３－１　災害時に役立つ公園の整備・充実

災害時に市民の安全を確保するため、避難場所の設定や防災機能を備えた公園の整備を進めています。

市内公園等での自主防災組織による防災訓練の実施を奨励し、市民が身近な避難場所や避難路を知る機会が得られるよう、引き続き防災訓練や防災教育を推進します。避難訓練や防災教育を通じて周知することが重要です。

避難場所となる公園・緑地の適正な配置を検討し、その周知に努めます。



避難先リスト　※令和8年1月時点の情報です。

表の見方（P10-13）

このリストでの地区分けは、探しやすくするためのものです。
地域ごとの避難先の指定はありませんので、安全でたどり着きやすい避難所や避難場所をご利用ください。

❶ 指定緊急避難場所について

［屋外施設］に関する「洪水時」欄の表示の意味は、次のとおりです。（それぞれの河川の氾濫による洪水について）

○＝避難可能な場所
②＝2階以上で避難可能な場所
×＝避難に適さない場所

［屋外施設］については、全てが地震時の指定緊急避難場所になります。

❷指定避難所について

［屋内施設］の開設については、そのときの施設の状況等により判断します。

［屋内施設］に関する「洪水時」欄の表示の意味は、次のとおりです。

○＝全階が避難可能
②＝2階以上が避難可能
③＝3階以上が避難可能

❸種別について

一時　一時避難場所
広域　広域避難場所
第一　第一避難所
第二　第二避難所
市外避難所
市外避難場所

中央地区

①指定緊急避難場所［屋外施設］

種別	名称	所在地	洪水時	地震時
一時	中央公園	宮町2-39	×	○
	宮町公園	宮町2-68	×	○
	東公園	銀座3-1	×	○
	荒川公園	河原町2-173	×	○
	赤城公園	赤城町1-16	×	○
	松風公園	赤城町1-167	×	○
	堤公園	赤城町2-120	×	○
	宮前公園	宮前町1-29	×	○
	本石公園	本石1-10	×	○
	万平公園	万平町1-1	×	○
	曙公園	曙町4-8	×	○
	見晴公園	見晴町460	×	○
	石原公園	石原1652-70	×	○
	南運動場（伊勢町ふれあい公園）	伊勢町94	×	○
一時	箱田第1公園	中央2-219	×	○
	箱田第2公園	中央3-169	×	○
	箱田第4公園	中央1-148	×	○
	雀宮第3公園	肥塚591	×	○
	雀宮第4公園	肥塚702-1	×	○
	雀宮第5公園	肥塚550-1	×	○
	駅東第1公園	銀座2−137	×	○
	駅東第3公園	銀座7−154	×	○
	イオン熊谷店立体駐車場	本石2−135	②	○
	ウエルシア熊谷箱田二丁目店駐車場	箱田2-20-48	×	○
	八木橋一番街立体駐車場	本石1-250-1	②	○
	八木橋パーク仲町	仲町34	②	○
広域	熊谷荒川緑地	熊谷2553−2	×	○



「熊谷くらしのガイド（令和６（２０２４）年版）」より

３－３－２　災害時に活用する避難経路の確保

災害時に市民が安全な場所に避難するためには、延焼防止機能を有する道路整備とそのルート設定や周知が必要です。

緑のネットワークは、避難住民を安全・確実に避難場所へと導く避難路としての機能を有しています。



避難路の設定や周知に当たっては、緑のネットワークとの連携を図ります。

震災等の災害時に倒壊等の危険要素のある民有地のブロック塀等の撤去後に、暑さ対策を兼ねた生垣を設置するための市独自の補助制度を平成３０（２０１８）年度に創設しました。同制度について、市民へ周知するとともに、震災等における災害時の危険箇所を減らします。

４．緑豊かなまちづくりの場所と機会をつくる

施策の体系

４．緑豊かなまちづくりの場所と機会をつくる

４－１　新たな公園や緑地の整備

４－２　既存の公園や緑地の保全・再生

４－３　緑豊かなネットワークの整備

４－４　緑をつくり、育てる拠点の整備と充実

緑を増やし有効に活用するため、新たに公園や緑地を整備するとともに、既存の公園や緑地を保全・再生します。

また、緑の保全や緑化施策の情報交換のため、市民同士の交流の場の提供や、専門家による相談会の開催など、緑に触れる大切さや楽しさを知る機会をつくります。

主な施策・事業

４－１　新たな公園や緑地の整備

４－１－１　利根川・荒川の河川敷の整備検討

市内を流れる利根川・荒川の河川敷には、豊かな自然と広大な水面が広がっています。

河川敷は市街地に隣接していることから、市民の日常の散策やスポーツ、自然観察の場として、また、火災の場合には広域避難場所としても活用することができます。また、堤防には老若男女を問わず、多くの市民がサイクリングやジョギング、ウォーキングで利用する光景が広がっています。

今後も、多様な環境を有する河川敷を日常的に市民に利用してもらうため、市民のニーズに応じるとともに、河川敷の自然的利用が可能な公園化を推進します。

また、「熊谷市荒川かわまちづくり計画」が令和７（２０２５）年８月に国土交通省の「かわまちづくり支援制度」に登録され、今後、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を目指し取り組みます。



「クロスシンボルロード(25 周年)シンポジウム」資料より

４－１－２　土地区画整理事業に併せた公園の整備

土地区画整理事業では、法に基づき、都市計画区域内の一定の区域内で、新たに公園を設置します。

公園の位置や規模等の適正な配置に努めるとともに、従前からの住民と新規居住者及び幅広い世代が生活する中で、地域住民が参加する交流の場としての公園の整備を図ります。

４－２　既存の公園や緑地の保全・再生

４－２－１　公園施設の長寿命化計画の策定

都市公園には、遊戯・休憩・交流・避難などの機能がありますが、施設の老朽化による安全性の低下や利用形態の変化により、機能を十分に発揮できていない施設があります。

こうした公園の機能を見直し、公園施設の安全性の確保と維持管理費の縮減を目的とした「公園施設長寿命化計画」を平成２５（２０１３）年度に市内４公園について策定しました。令和２（２０２０）年度には同計画の改定を行い、新たに３１公園を追加し、複合遊具を中心とした公園施設の機能保全とライフサイクルコスト縮減を図っています。

また、遊具においては、年に１回、専門技術者による定期点検を実施しています。異常の有無や劣化の状態を調べ、使用不可と判断された遊具については、計画的に修繕や更新等を実施します。

公園施設長寿命化計画による複合遊具更新状況

年度	公　園
平成 26（2014）年度	中央公園、別府沼公園
平成 27（2015）年度	妻沼運動公園、別府沼公園
令和 3（2021）年度	別府沼公園、玉井緑地、かめの道
令和 4（2022）年度	東公園、玉井公園、吉原公園、妻沼東芦際公園
令和 5（2023）年度	宮前公園、東公園、籠原第１公園、見晴公園、松風公園、堤公園
令和 6（2024）年度	別府第１公園、めぬま中央公園、妻沼西第１公園、妻沼東父沼公園、雀宮第１公園、広瀬川原公園



複合遊具（妻沼西第１公園）



複合遊具（籠原第１公園）

４－２－２　公園樹木の適切な維持管理

近年、クビアカツヤカミキリやアメリカシロヒトリなどの外来生物による食害、木材腐朽菌（キノコ）の感染による病害といった樹木への被害が顕著に見受けられます。これらは、大木化・老木化した樹木の倒木や枝折れを引き起こし、周辺の樹木に対しても被害を拡大させる恐れがあります。

市が管理している公園や緑地では、樹木医による樹木診断の実施や効果的な薬剤の使用をしています。被害の著しい桜については、年２回の点検・薬剤注入に加え、不健全と診断されたものの植替えを実施しています。今後は、地域住民との連携を進め、被害状況の早期発見と適切な維持管理を実施していきます。



クビアカツヤカミキリや腐食菌による被害を受けた桜（市内公園）

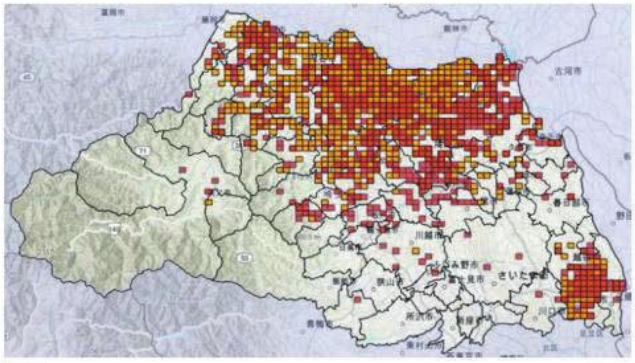

令和６（2024）年度までにクビアカツヤカミキリによる被害が確認された地域
埼玉県環境科学国際センターＨＰより



株元に溜まったフラス（木くずとクビアカツヤカミキリの幼虫の糞が混ざったもの）（市内公園）



クビアカツヤカミキリのフラス
埼玉県環境科学国際センターＨＰより

４－２－３　身近な公園の再整備

都市公園は、市民にとって身近な憩いの場であるとともに、市民の健康増進や交流活動を広げる場となっています。

今後は、より少子高齢化が進むことが予想されるため、遊具の設置・更新時に健康遊具を導入すること、老朽施設の改修時においてバリアフリー化を進めること等、公園の規模や立地環境に応じて設置の検討をしていきます。

また、ヒートアイランド現象などによる気温の上昇と、子どもなど多様な利用者の熱中症リスク軽減のため、公園における暑さ対策を推進します。

公園における暑さ対策の例

公園の環境による暑さ対策	個人でできる暑さ対策
・緑陰を活用した休憩スペースの創出（みどりのクールスポット） ・パーゴラ、オーニングなど日よけ設備の設置 ・遮熱性舗装 ・ミスト噴霧装置の設置	・涼しい服装 ・帽子や日傘の活用 ・こまめな水分・塩分補給 ・冷却グッズの利用 ・熱中症予防情報サイトの確認

４－２－４　民間活力による公園の再生・活性化の推進

平成２９（２０１７）年の都市公園法の改正により、公募設置管理制度が新たに創設されました。公園に飲食店や売店等の設置や管理を行う民間事業者を公募により選定し、公園施設を充実させることで利用者向けサービスの向上を図ることができます。また、民間資金の活用は、公園整備及び管理にかかる市の財政負担が軽減されるだけでなく、民間の創意工夫を取り入れることにより、公園の魅力を高めることもできます。

民間活力の活用については、公園の利便性・快適性・安全性を高めることにつながるため研究を進めます。

中央公園や熊谷さくら運動公園などではキッチンカーの誘致や民間事業者が定期的なイベントを開催しています。



身近な公園（中央公園）



民間主体で開催している「は･ぴ･ま」でのダックレースの様子(中央公園内カナール)





じゃぶじゃぶ池オープンイベント
（熊谷さくら運動公園）



くまがやパークフェス
（熊谷さくら運動公園）

４－３　緑豊かなネットワークの整備

４－３－１　緑のネットワークの整備

市内には、利根川・荒川の河川敷や緑地・公園等、数多くの緑の拠点があります。この点在する緑の拠点を街路樹等でつなぐ緑のネットワークの整備を進めていきます。

近年、サイクリングは、市民が気軽に取り組めるスポーツとして人気が高まっています。利根川・荒川の河川敷等の緑の拠点を巡るサイクリングコースは、県で設定をしています。今後は、公園等、他の緑の拠点も自転車で巡りつなぐ自転車通行空間の整備を進めていき、市民の健康増進と環境保全意識の普及啓発を図ります。

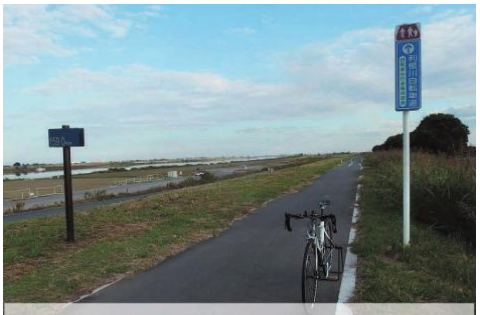

サイクリングコース（利根川自転車道）

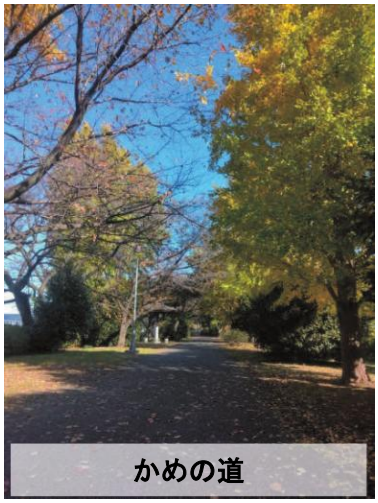

かめの道

４－４　緑をつくり、育てる拠点の整備と充実

４－４－１　緑化センターの有効活用

緑化センターは、緑の大切さや緑に触れる楽しさを市民に知ってもらうための施設です。

より多くの市民に緑化に関する詳細な情報を提供するために、平成25(2013)年度に「緑の関連図書コーナー」を設置しました。

また、樹木医を講師に招き、樹木に親しむ講座を開催しているほか、花の種配布事業を実施しています。

今後、緑化センターなどにおいて、緑化施策の実施状況や市民・事業者の緑の活動状況などの情報の共有が図られるよう努めます。



緑化センター（中央公園）

熊谷市緑化センター
熊谷市宮町二丁目 39 番地
０４８－５２５－７１８０

５．緑あふれるまちづくりの仕組みをつくる

施策の体系

５．緑あふれるまちづくりの仕組みをつくる

５－１　熊谷の緑のシンボルの創出

５－２　緑化に関する普及啓発活動の推進

５－３　公園や緑地の管理運営への市民参加の促進

５－４　熊谷市みどりの基金などによる緑化の推進

５－５　緑の再資源化の推進

緑あふれるまちづくりを進めるためには、市民・事業者・行政が協働で緑の保全・創出に取り組むことが重要です。

市民の自発的な緑とのかかわりを促進するため、緑化に関する普及啓発活動を推進するとともに、公園サポーター制度などを通し、公園・緑地の適正な維持管理を市民と協働で取り組みます。

主な施策・事業

５－１　熊谷の緑のシンボルの創出

５－１－１　水と緑の豊かな観光地・名所のＰＲ

「妻沼聖天山」、「星溪園」、「星川シンボルロード」などは、水や緑が豊かな観光資源として、施設周辺で潤いのある自然環境及び景観を形成しています。これらの施設を掲載した観光パンフレットなどの作成・配布や、熊谷市観光協会主催による花の名所や観光施設を巡るイベントを実施し、豊かな自然と融和した観光名所としてのＰＲに、官民協働で取り組んでいます。

今後も、より多くの観光客に水と緑の魅力による潤いを楽しんでもらえるよう、名所でのイベントの開催情報や散策コースをホームページで紹介するなど、広報活動に取り組みます。



星溪園

５－１－２　まちを花とみどりで結ぶ

市では、花と緑を活かした魅力ある景観まちづくりを推進しています。

特に、聖天山周辺地区においては、市民が景観に配慮したまちづくりを自発的に進めるための方針を定めた「聖天山周辺地区にふさわしい門前町景観まちづくりプラン」に基づき、聖天山周辺地区や坂田医院旧診療所敷地において、ワークショップ形式で花壇の植栽を行い、まちなかを花とみどりでつなぐ取組を進めてきました。

また、中心市街地においても、地区の特性を反映した景観まちづくりプランを策定し、景観や緑化の保全及び推進に対する意識の醸成に取り組みます。

５－１－３　花とみどりのシンボルづくり

「さくら名所１００選」の熊谷桜堤をはじめ、市内には桜の名所が多く存在し古くから市民に親しまれています。市の花である桜は、「熊谷さくらマラソン大会」や「熊谷さくら運動公園」など、本市を代表するイベントや施設名にも使用されています。また、市の木であるケヤキは市役所通りや公園、学校等に数多く植えられており、幹や枝が大空に向かって力強く伸びる様は、市の発展していく姿をイメージさせ、桜とともに市のシンボルとして広く認知されています。

これらのシンボルの保全・広報を推進するとともに、花菖蒲やアジサイ、藤などによる１年を通した新たな花とみどりのシンボルづくりにも取り組みます。



熊谷さくら祭



熊谷さくらマラソン大会

５－２　緑化に関する普及啓発活動の推進

５－２－１　市民・事業者への緑の大切さの啓発

緑あふれるまちづくりのためには、市民や事業者に緑の大切さを知ってもらう必要があります。

平成２６年度には、緑の大切さの普及啓発活動として「緑のパンフレット」の作成、配布を行いました。

また、「熊谷のみどりを育む懇話会」の協力のもと、平成２５年度から市内小学生を対象として樹名板の設置事業を実施しています。これは「樹木を観る→樹名板を作る→樹名板をかける」といった一連の流れの中で、子どもの頃から緑や自然を大切にする心を育むことを目的とした事業です。

今後、ＳＤＧｓを意識した更なる啓発推進に向けて、緑の講習会や緑化イベントの充実を図るとともにデジタル技術を活用し、まちなかの緑を可視化することで緑への関心を高めます。



市民によるまちなか緑化
（星川通り　植栽パーゴラ）



樹名板の設置
（中央公園）

樹名板設置実績

年　度	公　園	作成した小学校
平成 25（2013）年度	中央公園	熊谷西小学校　3 年生　88 人
平成 26（2014）年度	別府沼公園	別府小学校　4 年生　52 人
平成 27（2015）年度	熊谷さくら運動公園	大麻生小学校　4 年生　58 人
平成 28（2016）年度	かめの道	石原小学校　4 年生　112 人
平成 29（2017）年度	妻沼西第１公園	太田小学校　4,5 年生　53 人
平成 30（2018）年度	桜リバーサイドパーク	吉見小学校　4 年生　48 人
令和元（2019）年度	万平公園	桜木小学校　2 年生　26 人
令和６（2024）年度	別府沼公園	別府小学校　4 年生　81 人
令和７（2025）年度	中央公園	熊谷西小学校　3 年生　82 人

５－２－２　緑化講習会の開催

身近な緑化活動に取り組みたいという市民の要望にこたえるためには、活動の場や機会の創出、情報発信が必要です。

市では、「みどりの集会」として、コンテナガーデン作りや松竹梅の寄せ植え等の緑に関する講習会を開催しています。講師の指導の下、市民が自身で緑に関連した作品を作り上げることで、身近な緑化活動に取り組むきっかけ作りを支援しています。

今後も、市民が緑化活動に取り組むきっかけとなるよう、ガーデニング教室など、緑の創出に関わる講習会の企画、開催に取り組みます。

緑の集会の開催実績（緑にふれる楽しさを知ってもらうイベント）

年　度		参加者数	内容
令和３（２０２１）年度	第６９回	１０人	秋を彩るコンテナガーデンづくり
令和４（２０２２）年度	第７０回	１３人	初夏を彩るコンテナガーデンづくり
令和５（２０２３）年度	第７１回	２０人	初夏を彩るコンテナガーデンづくり
	第７２回	１１人	クリスマスの寄せ植えづくり
令和６（２０２４）年度	第７３回	２０人	初夏を彩るコンテナガーデンづくり
	第７４回	１８人	クリスマスの寄せ植えづくり
令和７（２０２５）年度	第７５回	２８人	初夏を彩るコンテナガーデンづくり
	第７６回	１９人	クリスマスの寄せ植えづくり





５－２－３　水と緑の重要性の啓発

今後のまちづくりを担う子どもたちに、水と緑の大切さを知ってもらうため、ＳＤＧｓを意識した環境教育に取り組みます。





荒川に住む生き物探し体験
（R6年度社会実験　荒川自然観察会）

５－２－４　水と緑に関わる調査・研究の推進

企業・大学・研究機関はそれぞれの専門分野があり、その分野を軸に調査・研究を進めています。水と緑に関わる調査・研究を進めるには、各研究機関が連携し、補完し合うことが必要です。

熊谷市産学官連携に関する基本協定書などに基づき、産学官共同で妻沼茶豆に関する研究を行うなど、地産地消についての調査・研究に取り組んできました。今後も、このような調査・研究の推進を図ります。

５－３　公園や緑地の管理運営への市民参加の促進

５－３－１　公園サポーター制度の推進

「公園サポーター制度」は、地域住民が自発的に都市公園管理に取り組むことで、公園の環境美化及び地域における公園愛護の精神を育むことを目的に平成21(2009)年度に制度化されました。

今後も、身近な公園で自治会や愛護団体により自発的に維持管理活動が行われるような取組を推進します。

また、平成29(2017)年の都市公園法の改正により、新たに公園管理者と地域の関係者等とが必要な協議を行うための協議会設置の制度が創出されました。公園の更なる活性化のため導入を図ります。(令和7(2025)年4月1日現在、自治会以外の団体数13団体)

公園サポーター推移

	公園数	うち対象となる公園数※	公園サポーター制度を導入している公園数	割合
令和３（２０２１）年	４０８	３９０	２９３	７５．１%
令和４（２０２２）年	４０７	３８９	２９４	７５．６%
令和５（２０２３）年	４１１	３９３	２９５	７５．１%
令和６（２０２４）年	４１０	３９２	２９２	７４．５%
令和７（２０２５）年	４１０	３９２	２９７	７５．８%

※ 指定管理者制度導入している公園を除く　　(各年4月1日)

５－３－２　ロードサポート制度の推進

「スクマム！クマガヤロードサポート制度」は、市が管理する道路においてボランティアで清掃・美化活動に取り組むサポート団体を募集し、住民と行政が協力して、快適で美しい道路環境作りを推進するとともに、道路愛護意識の向上を図ることを目的として、令和２（2020）年度に制度化されました。

今後、活動箇所の拡大と自主的な清掃・美化活動の奨励のため、制度の周知を推進するとともに、支援の拡充を図ります。

※参考 スクマム！クマガヤロードサポート団体 12 団体 1,141 人(令和7(2025)年4月1日現在)

５－４　熊谷市みどりの基金などによる緑化の推進

５－４－１　「熊谷市みどりの基金」の充実と活用

みどり豊かで快適なまちづくりのために「熊谷市みどりの基金」を設置しています。

今後も「熊谷市みどりの基金」の充実を図り活用することにより、まちに潤いや安らぎをもたらす緑を増やすための活動を支援することに役立てます。

熊谷市みどりの基金を活用した主な事業

年　度	主な事業
平成２２年度	貸し出し用樹木粉砕機購入
平成２３年度	１００年の森づくり事業（熊谷運動公園の多目的広場）
平成３０年度	桜堤桜診断業務
令和５年度	桜堤桜診断業務

５－５　緑の再資源化の推進

５－５－１　「みどりのリサイクル」の推進

緑を保全するためには樹木の剪定や間引き、草刈りなど適正な管理が必要です。作業の際に発生し廃棄される枝や葉をリサイクル（再生利用）することは、持続可能な循環型社会の構築につながります。

市では樹木の粉砕機を、剪定作業の際の使用や、地域団体の里山保全活動等に対しても貸出を行っています。樹木枝や竹の処分時に、粉砕チップ化をすることにより、堆肥として有効活用を図っています。

引き続き、効率的な緑のリサイクルを推進するための施策を検討します。



樹木の粉砕機

６章　緑地の保全及び緑化を推進する地区

6-1. 地区の特性に応じた緑地の保全及び緑化の推進

6-2. 緑化重点地区

6-3. 緑地保全地区

6-1. 地区の特性に応じた緑地の保全及び緑化の推進

緑のまちの将来都市像を実現するためには、市街化区域での緑化の推進、市街化調整区域での緑地の保全に取り組むなど、緑に関わる施策の内容に応じて、市民・事業者・行政が協働で取り組む必要があります。

そこで、地区の特性に応じて「緑化重点地区」と「緑地保全地区」を選定し、施策の展開を図ります。

「緑化重点地区」は、市街化区域における緑あふれる居住環境の創出と施設緑地を重点的に整備する地区について位置付けることを検討します。さらに、緑化重点地区で緑化を推進するため、都市緑地法に基づく「緑化地域」の指定について検討します。

また「緑地保全地区」は、市街化調整区域における緑豊かな農地や魅力的な自然環境を育む丘陵地・里山・谷地・森林など、保全すべき緑地の中で次の世代に残したい緑地について位置付けることを検討します。

さらに、特に歴史的・文化的に重要な緑地については「特別に緑地の保全をすべき地区」として位置付けることを検討します。

こうした地区の特性に応じた緑の拠点を設けることで、本市全体の緑地の保全と緑化を推進し、市民や事業者の緑化意識の高揚を図ります。

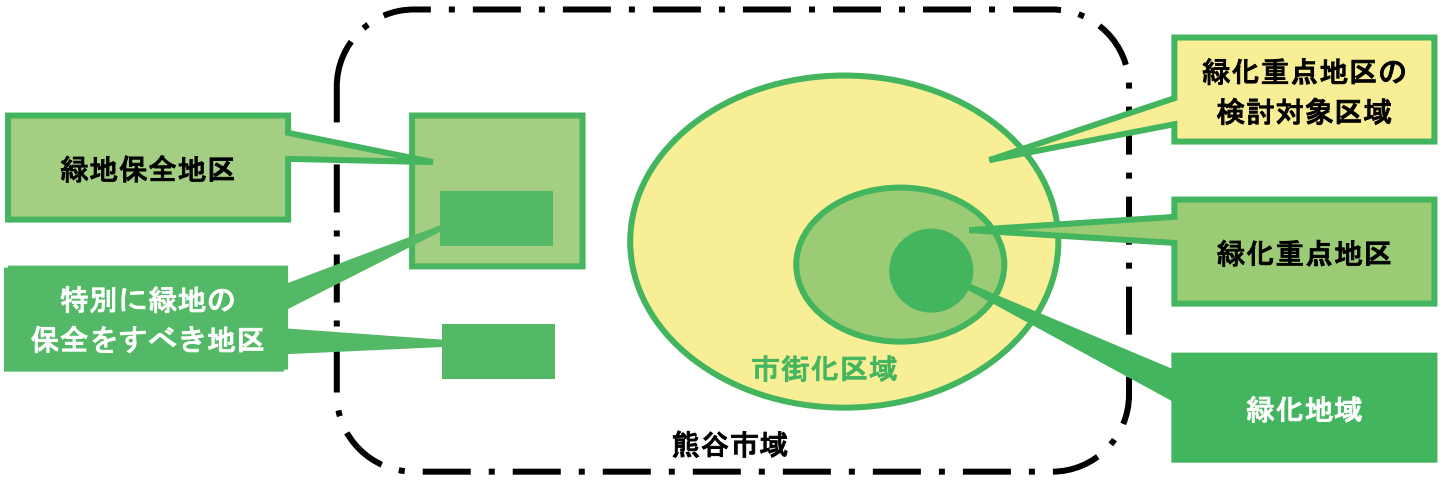

図１８：緑化重点地区及び緑地保全地区などの配置関係イメージ

6-2. 緑化重点地区

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象による都市部の気温の上昇が顕著となり、本市でも平成３０(2018)年７月に当時の日本の観測史上最高気温を記録するなど、暑さ対策などが喫緊の課題となっており、特に緑の少ない市街化区域の緑化の推進が重要となっています。

そこで、次の６つの視点で緑化に取り組むべき「緑化重点地区」を市街化区域を中心に指定することを検討します。

【6 つの視点】

1. 緑の量的な確保が望まれる地区
2. 交通結節点や歴史・文化が集積している地区
3. 周辺の緑地や水辺と一体で、緑の連携軸の形成が可能な地区
4. 都市公園などを核とした、ふれあいの場の創出が可能な地区
5. 公共施設が集積している地区
6. 面的な開発・整備に取り組む地区

この「緑化重点地区」では、環境保全機能や防災機能を持つ公園緑地や街路樹など、公共施設の緑化を推進するとともに、民有地における緑化に関する施策の展開を図り、市域全体の緑被率の向上を図ります。

当該地区の候補地は、土地区画整理事業施行地区や地区計画の導入を検討する地区などが想定されます。また、当該地区では、緑化に関する施策について市民・事業者・行政で、意見交換や調整を図ります。さらに、緑化推進の方策として、都市緑地法に基づく「緑化地域制度」や屋上緑化、壁面緑化及び駐車場の緑化、生垣設置など、緑化に関する助成制度などについて検討します。

表６：「緑化重点地区」で取り組む主な施策

区分	施策の名称	市民	事業者	行政
1-2-1	公共施設の緑の保全や整備	●		●
1-3-1	生産緑地地区の指定による農地の保全	●		●
2-3-2	熊谷市景観計画に基づく良好な景観づくり	●	●	●
3-1-1	公共施設の緑化の推進			●
3-1-2	道路の緑化と維持管理			●
3-1-3	緑豊かな快適に歩けるまちづくり	●	●	●
3-2-1	市街地の緑化の推進	●	●	●
3-2-2	水と緑のオープンスペースの活用	●	●	●
3-2-3	民有地の緑化の促進	●	●	●
3-2-5	緑化計画届出制度の普及	●	●	●
3-3-1	災害時に役立つ公園の整備・充実			●
3-3-2	災害時に活用する避難経路の確保			●

表７：緑化重点地区の指定検討対象区域

(ha)

指定検討対象地区の名称	面積
熊谷地区	約 1,260.4
籠原地区	約 780.1
妻沼地区	約 233.9
吉岡地区	約 117.7
江南地区	約 105.0
久下・問屋町地区	約 72.1
船木台地区	約 69.2
計	約 2,638.4 （全体の 16.5%）

※緑化地域制度の概要（都市緑地法より）

【指定箇所】

「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」です。

【義務付けの対象】

・敷地面積が原則１，０００㎡以上の建築物の新築又は増築
（増築の場合は、床面積が従前に比べて２割以上増加する場合に限る）

・特に必要がある場合、各自治体の条例で敷地面積の対象規模を３００㎡まで引き下げることができる

【義務付けられる緑化率】

最低限度の上限を敷地面積の２５％とする

緑化面積の算定には、樹木や芝生、花壇、壁面緑化及び水流・池などが対象となります。

■緑化重点地区の検討対象区域の緑化事例

【熊谷地区】

<table>
<tr><th>位置図</th><th>緑化の方向性</th></tr>
<tr><td>
</td><td>・熊谷駅と緑の拠点をつなぐネットワークが重要
・市街地と荒川を結ぶネットワークの形成
・建物更新の際に景観施策と連携した緑化を推進
・都市計画道路整備による緑のネットワーク強化</td></tr>
<tr><td>1. 緑の量的な確保が望まれる地区

</td><td>2. 交通結節点や歴史・文化が集積している地区

</td></tr>
<tr><td>3. 周辺の緑地や水辺と一体で、緑の連携軸の形成が可能な地区
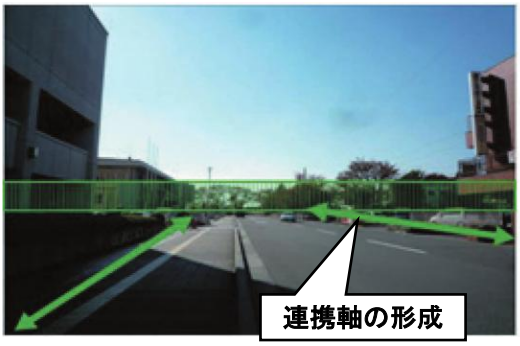
</td><td>4. 都市公園などを核とした、ふれあいの場の創出が可能な地区

</td></tr>
<tr><td>5. 公共施設が集積している地区

</td><td>6. 面的な開発・整備に取り組む地区

</td></tr>
</table>

【籠原地区】

位置図	緑化の方向性
	・点在する公園を連携するネットワーク ・近隣の緑の拠点である公園とのネットワーク ・民有地内や工場敷地内の緑化
3. 周辺の緑地や水辺と一体で緑の連携軸の形成が可能な地区 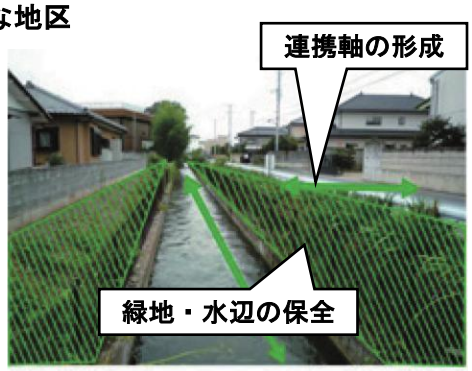	**6. 面的な開発・整備に取り組む地区** 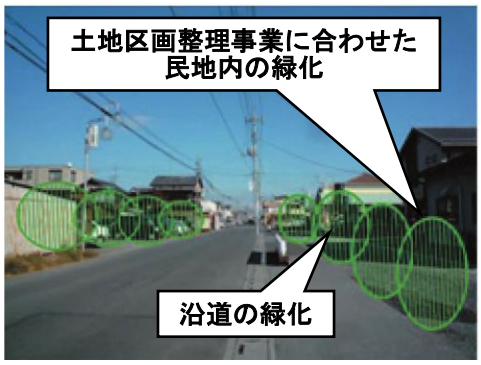

【妻沼地区】

位置図	緑化の方向性
	・近隣の緑の拠点である公園とのネットワーク ・妻沼聖天山とつながる緑豊かなまちなみの形成 ・今も開削時(1604 年)の面影を残す埼玉県最古の用水路「備前渠用水路※」の保全 ※R2.12.8「世界かんがい施設遺産」に登録されました
1. 緑の量的な確保が望まれる地区 	**2. 交通結節点や歴史・文化が集積している地区** 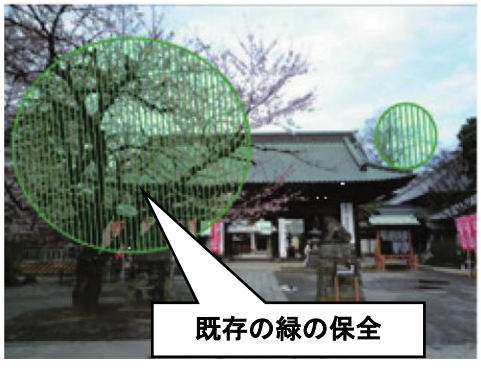

【吉岡地区】

位置図	緑化の方向性
	・荒川とのネットワークの形成 ・水田や畑地との連続性の確保 ・工場敷地内の緑化
1. 緑の量的な確保が望まれる地区 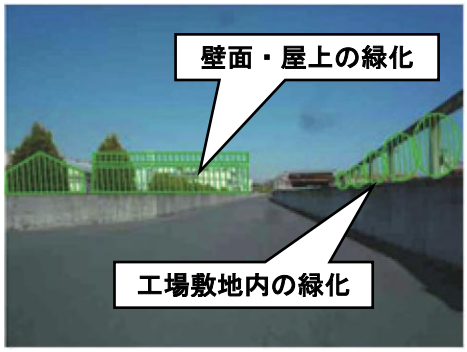	**3. 周辺の緑地や水辺と一体で、緑の連携軸の形成が可能な地区** 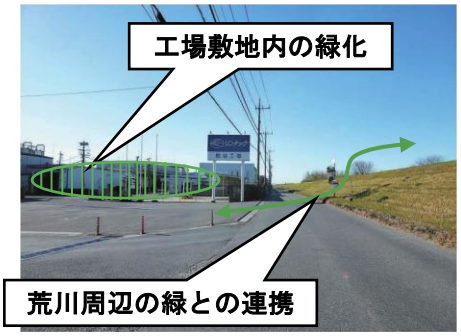

【江南地区】

位置図	緑化の方向性
	・「主要地方道熊谷・小川・秩父線」沿線の緑化 ・里山や斜面林の保全と利用、活用 ・広域的、レクリエーション機能を有する緑地との連携 ・大沼自然環境保全地域（「埼玉県自然環境保全条例」指定）の保全 ・ホタル繁殖地に係る保護重点区域（「熊谷市ホタルの保護に関する条例」指定）の保全
1. 緑の量的な確保が望まれる地区 	**3. 周辺の緑地や水辺と一体で、緑の連携軸の形成が可能な地区** 

【久下・問屋町地区】

位置図	緑化の方向性
	・市街地と荒川を結ぶネットワークの形成 ・道路や民有地内の緑化 ・元荒川ムサシトミヨ生息地（元荒川源流部）周辺の自然環境の保全
1. 緑の量的な確保が望まれる地区 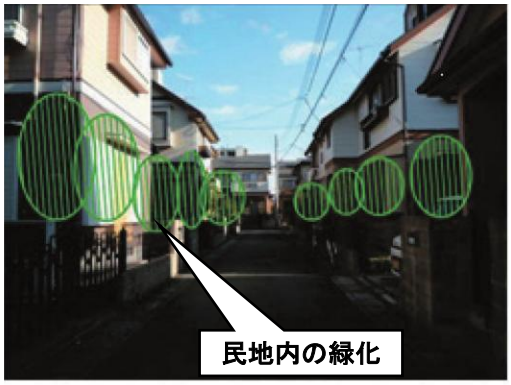	**3. 周辺の緑地や水辺と一体で、緑の連携軸の形成が可能な地区** 

【船木台地区】

位置図	緑化の方向性
	・民有地内や工場敷地内の緑化 ・市街地と荒川を結ぶネットワークの形成 ・切れ所沼、中の淵（ともに市指定記念物）周辺の保全
1. 緑の量的な確保が望まれる地区 	**3. 周辺の緑地や水辺と一体で、緑の連携軸の形成が可能な地区** 

6-3. 緑地保全地区

本市の市街化調整区域の緑地は、本市の緑の特色を表すものであり、保全・継承を図っていく必要があります。そこで、次の５つの視点で緑地を保全する「緑地保全地区」を市街化調整区域内に指定することを検討します。

1. 生物の多様性がある地区

2. 市民活動が行われている地区

3. 農作物が生産されている地区

4. 生物の生息、移動に必要な地区

5. 現在、緑の量的な確保と質的な向上が望まれている地区

この「緑地保全地区」では、地域制緑地が適切に保全されるよう取り組むとともに、市民参加による里山管理や市民農園などの施策を促進し、その保全や再生に努めます。

また、市内には、寺社や古民家などの歴史的建造物や遺跡、里山・谷地などと一体となって、伝統的・文化的意義を有する樹林地などが分布しています。

これらの樹林地などのうち、特に良好な自然環境を有する重要性の高い樹林地などが将来にわたり継承されるよう「特別に緑地の保全をすべき地区」として指定することを検討します。こうした地区は、地域活動の拠点となる重要な緑地となるため、市民が協働で保全活動に取り組めるよう、支援に努めます。

表８：「緑地保全地区」で取り組む主な施策

区分	施策の名称	市民	事業者	行政
1-1-1	生物多様性の保全	●		●
1-1-2	身近な河川や水路の管理と保全	●	●	●
1-3-2	市民が農業に親しめる機会の充実	●		●
1-3-3	遊休農地の解消と活用	●		●
1-3-4	市街化調整区域の農地の保全	●		●
2-2-1	南部に広がる里山・樹林地の保全	●	●	●
2-2-2	在来種を用いた「ふるさとの森づくり」	●	●	●
2-3-1	花の名所の保全	●	●	●
4-1-1	利根川・荒川の河川敷の整備検討			●

●は、主な事業主体として施策に取り組む項目を示します。

表９：「特別に緑地の保全をすべき地区」で取り組む主な施策

区分	施策の名称	市民	事業者	行政
1-1-3	貴重な野生生物が生息する地区の保全	●	●	●
2-1-1	熊谷の歴史を刻む貴重な史跡及び周辺の緑の保全	●		●
2-2-3	熊谷の原風景を守ることの推進	●		●

●は、主な事業主体として施策に取り組む項目を示します。

７章　計画の推進

7-1. 計画の推進方針

7-2. 計画の推進体制

7-3. 施策の推進

7-4. 計画の進行管理

7-1. 計画の推進方針

この計画の推進に当たっては、夏の暑さへの対応や快適な都市環境の創造など、緑地の持つ機能が十分発揮されるよう、緑地の保全や緑化の推進を図るとともに、施策ごとに、緑の関連する事業に携わる市民・事業者・行政のパートナーシップ体制を中心に、それぞれの役割分担が機能する体制を検討します。

本市では、熊谷市緑化推進審議会の御意見を尊重しながら、「熊谷市緑の基本計画」で掲げた緑化推進の目標達成に向かい、市民・事業者・行政の協働の取組が活発に行われるよう取り組みます。

また、「緑のまちの将来都市像」の実現に向けて、緑地の保全及び緑化の推進などに関し、市民や事業者との協働により計画の推進を図ります。

熊谷市緑化推進審議会　開催実績（令和３（２０２１）年度以降）

年度	議　題
令和４年度	・緑地保全の取組について ・みどりの基金を活用した取組について
令和５年度	・緑地保全の取組について ・みどりの基金を活用した取組について
令和６年度	・緑の基本計画の策定について ・現地視察（中央公園）
令和７年度	・緑の基本計画の策定について

7-2. 計画の推進体制

この計画の施策の推進に当たっては、それぞれの担い手が緑の大切さや、必要性について意識の向上を図るとともに、それぞれが果たす役割を認識して協働で取り組む必要があります。

このため協働作業を「協働で保全する」、「協働でつくる・増やす」、「協働で考える」に大別し、市民・事業者が多様な緑に触れて関わり実感できるよう参加の場所と機会を増やします。

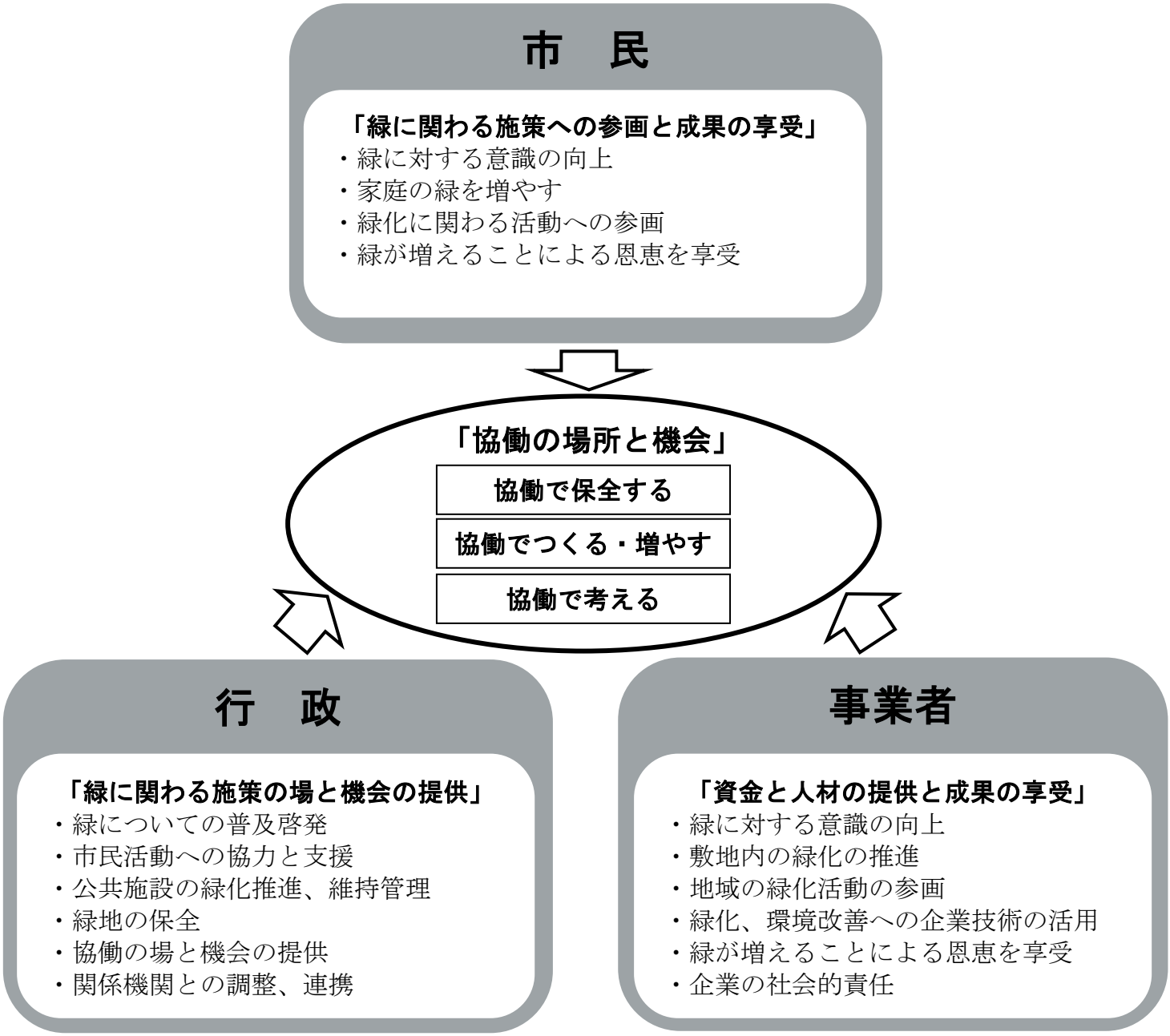

図１９：推進体制イメージ

そこで、市民・事業者と協働で緑の保全、緑化の推進を行っていく体制を確立するために、緑に関する豊かな知識と経験を有し、市内で緑に係る活動に取り組まれている方により構成される「熊谷のみどりを育む懇話会」を平成２５（２０１３）年５月に設立しました。

「熊谷のみどりを育む懇話会」は市との協働による緑に係る事業を通して、市民やＮＰＯ、事業者への緑に関する普及・啓発を図るとともに、各種の施策を提案・実行し、熊谷市の緑化の推進と緑地の保全に資することを目的とします。

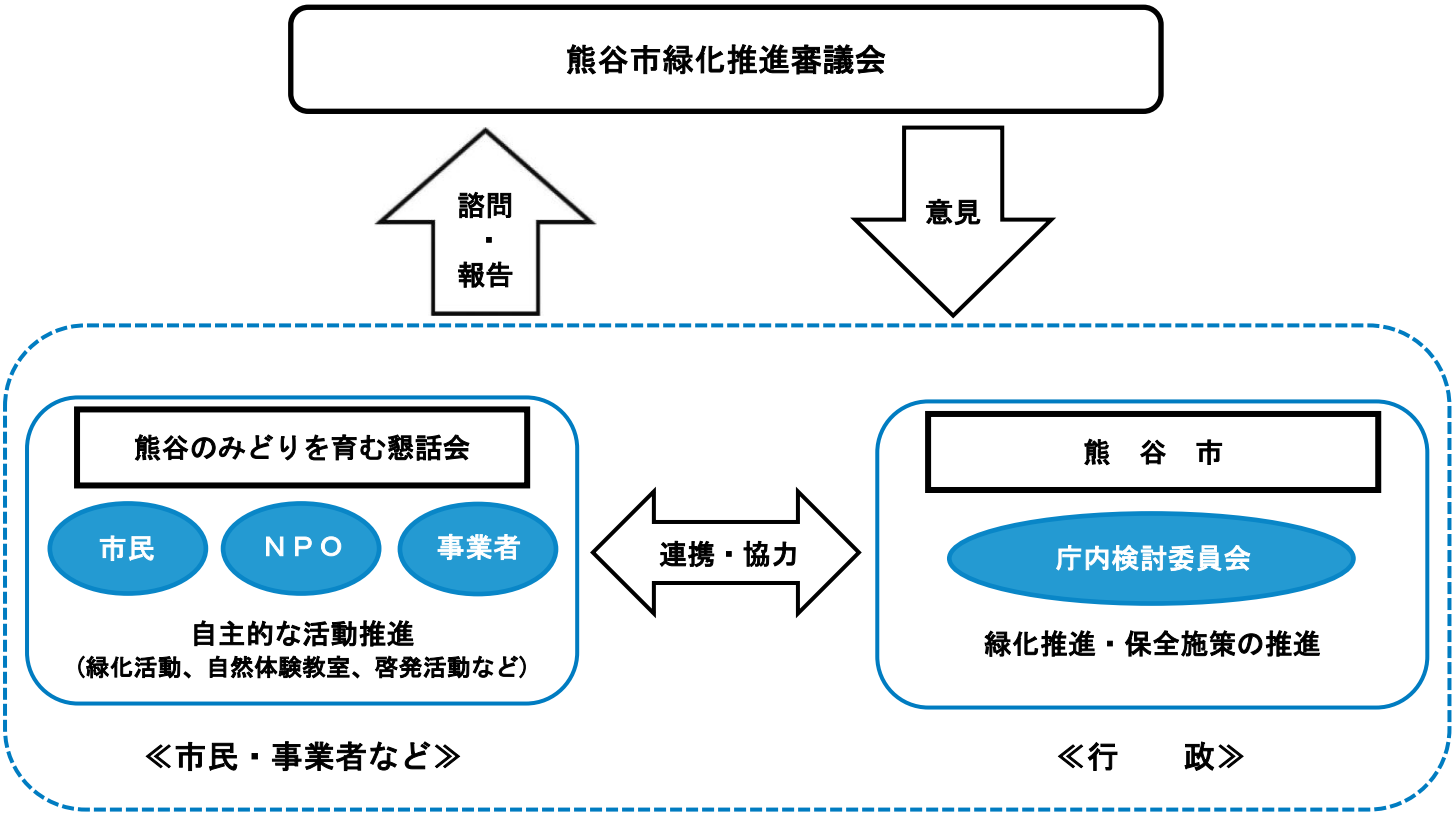

図２０：計画の推進体制

また、本計画の内容は、環境・都市計画・景観・教育・福祉・農林業など多岐にわたるため、事務局体制の強化に努めると共に、庁内組織体制を整備し、庁内の連絡調整や進行管理などを行っています。

7-3. 施策の推進

施策の推進を図るためには、緑を増やすための仕組みを充実させること（しくみづくり）が必要です。このため緑地の保全や緑化の推進に携わる市民や事業者との関わり方として、「アダプト・プログラム」や「グランドワーク」などの仕組みも検討し、施策に携わる人（人づくり）や、緑に関連する地域資源の付加価値の発見（ものづくり）などにつなげていきます。

本市では、「公園サポーター制度」として、自治会や愛護団体による自発的な公園などの維持管理活動が行われています。また「ロードサポート制度」として、市内の管理道路の清掃美化や緑化の取組が行われています。

今後も、こうした活動が行える場所や機会を増やし、その活動状況などの情報の発信に努めます。また優れた緑の資源について、環境基本計画などと連携を図りながら、市民・事業者・行政が一体となって緑地の保全と緑化の推進に取り組みます。

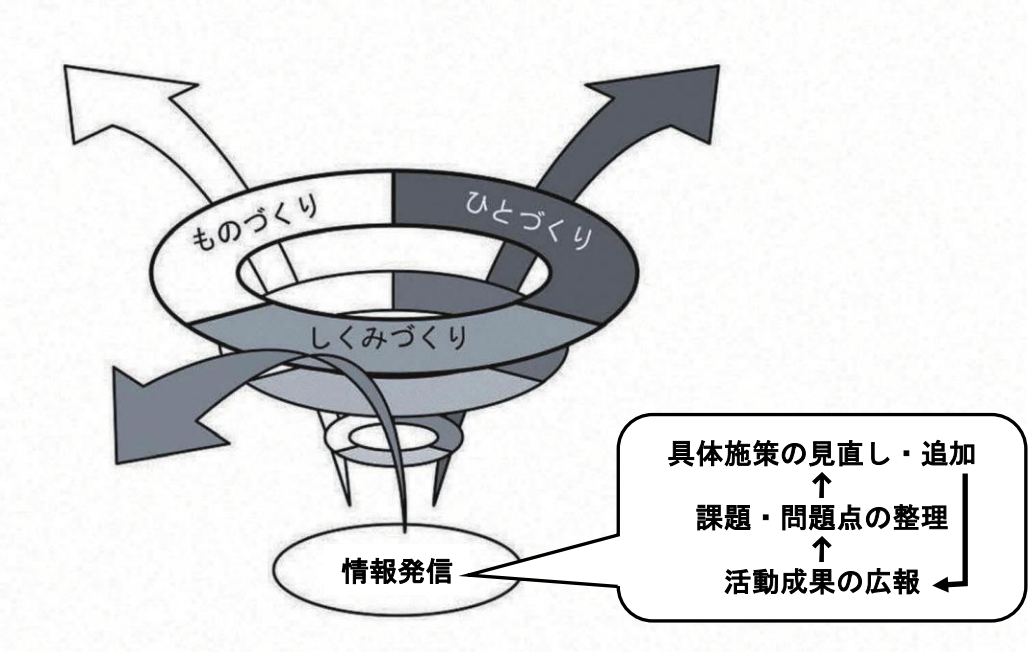

図２１：施策推進のイメージ

7-4. 計画の進行管理

本計画の施策を着実に推進するとともに、取り組み方や計画の内容について継続的な改善を図ることが必要です。このため「計画(Plan)→実施(Do)→評価（Check)→改善(Action)→計画」というサイクル（ＰＤＣＡサイクル）などにより、継続的に各施策の進捗状況や目標の達成状況などを点検・確認し、施策の効果的かつ効率的な運用に努めていきます。

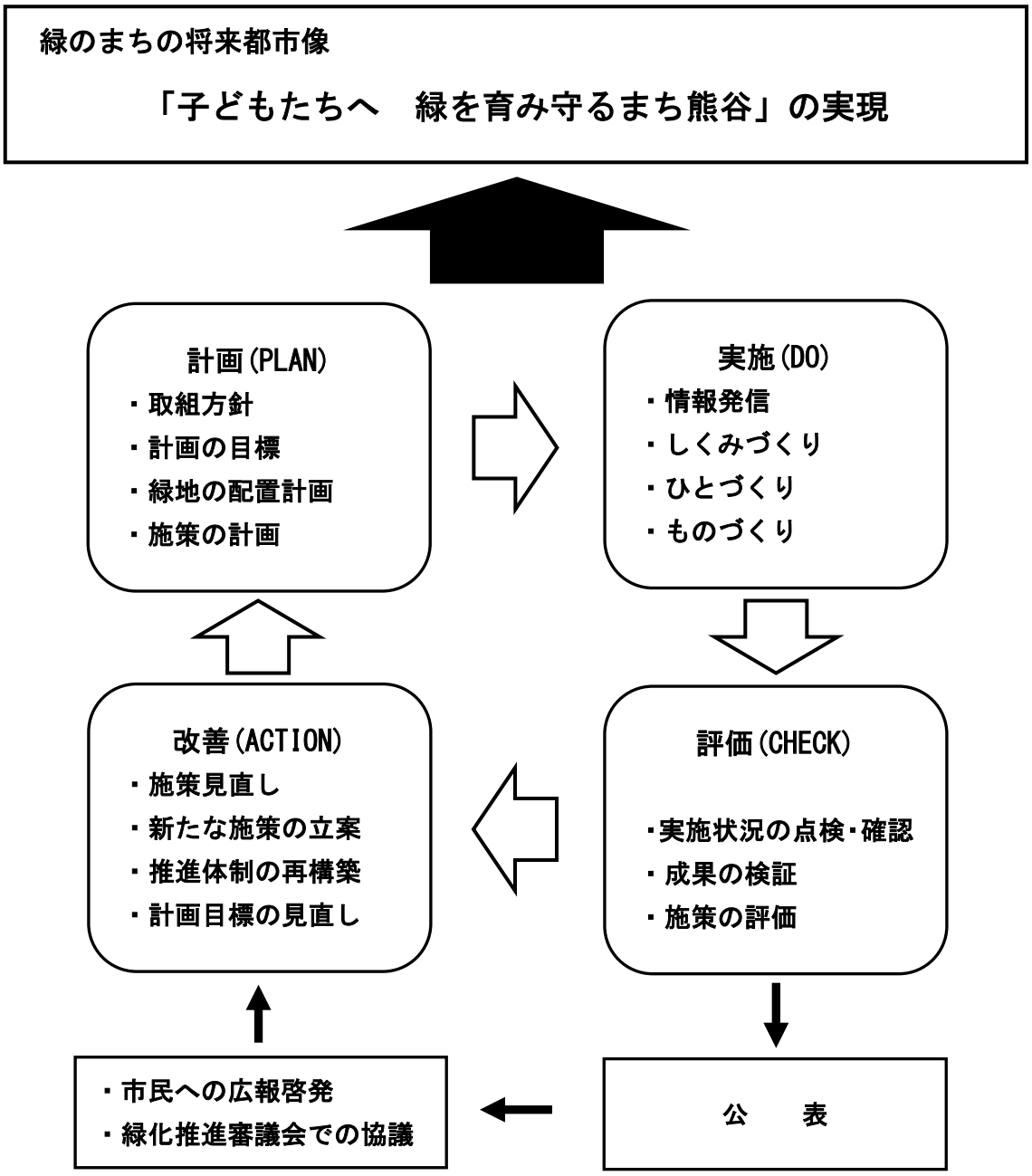

図２２：ＰＤＣＡサイクルに基づく進行管理のイメージ

参 考 資 料

資料１　緑の基本計画の策定体制

資料２　用語の解説

資料１　緑の基本計画の策定体制

（１）熊谷市緑化推進審議会（条例に基づく附属機関）

（敬称略）

氏　　名	推　薦　団　体	役　職　等	備　考
伊藤　徹哉	立正大学	地球環境科学部教授	会　長
石川　広己	熊谷市議会	都市建設常任委員長	副会長
菊地　修一郎	熊谷市自治会連合会	副会長	
須賀　尚代	くまがや共同参画を進める会	会員	
岡部　聡史	熊谷商工会議所	議員	
桑原　嘉子	熊谷の環境を考える連絡協議会	理事	
植松　敦史	公募委員		
橋本　真澄	公募委員		
横塚　精次	公募委員		

（令和８年３月現在）

（２）熊谷市緑の基本計画策定庁内検討委員会

部課（所、室、行政委員会事務局）名
総合政策部企画課
総合政策部スポーツタウン推進課
環境部環境政策課
産業振興部農業政策課
都市整備部都市計画課
建設部道路課
建設部河川課
教育委員会教育総務課

（令和８年３月現在）

資料２　用語の解説

〈あ行〉

アダプト・プログラム

公園や道路など行政が管理する一定区画の公共の場所を養子に見立て、自治会・事業者・学校・個人のボランティアがアダプト（里親）となって養子に該当する施設の美化・清掃を行う制度

ウェルビーイング（Well-Being）

肉体的にも精神的にも、社会的にも、全て満たされた状態にあること

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ１か所当たり面積１５～７５ha を標準とする。

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）

平成２７（２０１５）年９月に国連サミットで採択された１７のゴール・１６９のターゲットから構成された国際社会共通の持続可能な開発目標

屋上緑化

屋根や屋上に植物を植えて緑化すること。

〈か行〉

街区公園

主として街区内の居住者の利用を目的とした公園で、誘致距離２５０ｍの範囲内で１か所あたり面積０．２５ha を標準とする。

河川区域

一般に、堤防の川裏の法尻から対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地

環境基本計画

環境基本法に基づき、環境行政を総合的、計画的に進めるための基本計画

近隣公園

主として近隣の居住者の利用を目的とした公園で、誘致距離５００ｍの範囲内で１か所あたり面積２ha を標準とする。

熊谷のみどりを育む懇話会

緑にかかる事業を通して市民やNPO等への緑に関する普及・啓発を図るとともに、緑化推進と緑地の保全に資することを目的とした団体

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方

クリーンウォーキング

自然豊かな里山を散策しながら清掃活動を行う、健康増進と環境保全活動を目的としたイベント

景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る行政機構

景観計画

市町村の景観形成における総合的な指針となるもので、総合振興計画や都市計画マスタープランなどの関連計画及び関連法令と調整・整合が図られた計画

景観地区

景観法に基づき、地方公共団体が市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定めた地区

景観緑三法

平成１７年（２００５）年６月に全面施行された「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の３法の総称

健康遊具

広場・公園などに設置されたストレッチや身体作りを目的とした大人向けの遊具

広域公園

主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに１か所当たり面積５０ha 以上を標準とする。

公園サポーター制度
熊谷市が管理する都市公園や子供広場等において、ボランティアで美化活動を行う自治会や団体等と協定を締結し、市民と行政が協力して快適な公園の維持・保全を図るとともに、公園愛護意識の高揚を図ることを目的とした制度

公園施設長寿命化計画
公園施設の安全対策の強化及び改築・更新費用の低減・平準化を図るために、既存施設の長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うための計画

公開空地
ビルやマンションなどの開発プロジェクトの対象敷地に設けられた空地のうち、一般に開放され自由に通行または利用できる区域

公共空地
一般市民が利用でき、国や地方公共団体によって管理されている空地

公共施設緑地
都市公園以外の公有地、または公的な管理が行われており公園緑地に準じる機能を持つ施設

工場立地法
工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるよう定めた法律。一定規模以上の工場の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率（準則）が定められており、工場の新・増設等を行う際は事前に届出をすることとされている。

公募設置管理制度
都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度

〈さ行〉

里山
奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、人為的に維持されてきた二次林とその周辺の農地、ため池、草原等で構成される地域。多様な動植物の生息・生育環境となっている

史跡
文化財保護法によって指定される記念物のうち、日本の歴史の正しい理解に欠くことができず、またその遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

施設緑地
地方自治体が都市計画区域内に設置する市民の休養・運動に供する公園または緑地

自然環境保全地域
自然環境保全法に基づき設定されている原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域

自然公園
自然公園法により定められた公園で、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育及び教化に資することを目的として、一定の区域を画して指定される公園

児童遊園
児童福祉法に規定されている児童厚生施設。児童の健康増進、情緒豊かにすることを目的とし、安全で健全な遊び場所を提供する屋外型の施設

市民農園
都市住民が、レクリエーション活動のために小面積の農地を利用して野菜づくりなどを行う農園

市民緑地
都市計画区域内の３００㎡以上の一団の土地の所有者からの申請に基づき、地方公共団体又は緑地管理機構が土地所有者との契約を締結し、５年以上の期間で住民の利用に供する緑地

市民緑地認定制度
ＮＰＯ法人や企業などの民間主体が、設置管理計画を作成し市長の認定を受けることで、土地所有者から緑地を借り受け、一定期間管理・活用できる制度

住区基幹公園
徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園

樹木医
樹木の調査・研究・診断などを行い、樹木の保護・育成をしたり、折れ枝・倒木による人的・物的被害を未然に防いだり、樹木に関する知識を普及したりする専門家

準用河川
市町村長が指定し、管理する河川

聖天山周辺地区にふさわしい門前町　景観まちづくりプラン
聖天山周辺歴史景観誘導地区の景観整備を進めるため、その地域に住む市民と協働で良好な景観形成に向けた様々な取組を実践するもの

生産緑地地区
生産緑地法に基づき、市街化区域内の保全する農地として指定された地区

生物多様性
地球上の生物及びその生息・生育環境の多様さを表す概念

絶滅危惧種
乱獲や、環境汚染、宅地や産業地域の開発などによって住処を失い、絶滅の危機にある生物種

総合公園
都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ１か所当たり面積１０～５０ha を標準とする。

総合振興計画
長期的な展望に基づいて、都市づくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにした、市政運営の最も基本となる計画

〈た行〉

対象民有林
地域森林計画の対象となっている民間が所有する森林

地域森林計画
都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの

地域制緑地
一定の区域に対し、良好な自然環境などの保全を図ることを目的に、法律などでその土地利用を規制する緑地

地区計画制度
地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定め、計画的により良いまちへと誘導していく制度

中核的担い手農家育成事業
多様な担い手の経営発展に向けた取組を支援することにより、農業を支える農業法人などの担い手の育成を図る事業

定期点検
公園管理者が必要に応じて専門技術者と協力して一定期間ごとに行う遊具の点検

天然記念物
文化財保護法によって指定される記念物のうち、学術上貴重で、日本の自然を記念する動物、植物、地質鉱物

特別に緑地の保全をすべき地区
熊谷市緑の基本計画において、伝統的・文化的・自然的な価値の高い緑を適切に保全するために指定される地区

特別緑地保全地区
都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度

都市基幹公園
１つの市町村内に居住している人々の利用を目的とした都市公園

都市計画法
都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共福祉の増進に寄与することを目的とした法律

都市公園
都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が設置する公園で、街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園など１４種類がある。

都市公園法
地方公共団体が都市公園を設置し、管理するための基準を示す法律。都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市緑地法
良好な都市環境の形成を図るため、緑地の保全及び緑化の推進に関し、必要な事項を定めた法律

都市緑地保全法
良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的に昭和４８（１９７３）年に制定された法律。平成１６（２００４）年の都市緑地保全法等の一部改正に伴い都市緑地法に改称された。

〈な行〉

農用地区域
農業振興地域内において、今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域

農業振興地域
農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的、経済的、社会的条件を考慮して農業の振興を図るために県知事が指定する地域

農地利用最適化推進事業
遊休農地を解消するため、担い手に農地を貸し出すことを条件に除草費用等の一部を助成する事業

〈は行〉

ヒートアイランド現象
都市域において、コンクリートやアスファルトによる地表面の被覆の増加や、冷暖房などの人工廃熱の増加などにより、都市域の温度が郊外と比べて高くなる現象

風致地区
都市計画法に基づき、都市内外の自然美を維持保存するために創設された制度

フェーン現象
湿った空気が山を越える時に雨を降らせ、その後に山を吹き降りて、乾燥し気温が高くなる現象。又は、上空の高温位の空気塊が、力学的に山地の風下側に降下することにより、乾燥し気温が高くなる現象

壁面緑化
建物の壁面をツタ類などの植物をはわせて緑化すること。

保安林区域
森林法に基づき、公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のこと

星川将来ビジョン
令和６（２０２４）年３月に策定。星川に関わりの深い各種団体に所属する７５０名の意見をもとに、星川の価値、課題を整理し、星川まちづくりの長期的な方向性を示したもの

星川夜市
星川を舞台に飲食店の出店や手作り品の販売など、地域活性化を目的としたイベント

保存樹
市町村長が指定する、樹種や樹齢は問わず、幹回り１．５m以上、高さ１５m以上の老樹・巨木

保存樹林
市町村長が指定する、群生している枝葉の面積が５００㎡以上ある森林

〈ま行〉

緑のネットワーク
市内に点在する公園や、緑地などの緑の資源を有する場所を緑の拠点とし、これらを道路や、水路などの緑の軸となる施設などを活用して緑をつなげていくことを意味する。

緑のマスタープラン
市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。平成１６（２００４）年６月に改正・名称変更した都市緑地法以前の都市緑地保全法に基づく、緑の基本計画の前身として位置付けられるもの

民間施設緑地
民有地で公園緑地に準じる機能を持ち公開を原則としている施設

名勝
文化財保護法によって指定される記念物のうち、日本のすぐれた国土美として欠くことができず、風致景観の優秀なもの、また芸術的・学術的価値の高いもの

〈や行〉

谷地
台地、丘陵が浸食されてできた谷底の低湿地、砂丘間の低湿地など

〈ら行〉

緑化重点地区
熊谷市緑の基本計画において、市街化区域内で緑化の推進に重点的に取り組む地区

緑化地域
用途地域が定められている都市計画区域内において、緑化の推進の必要があるとして、都市計画で敷地面積に対する緑地の割合の最低限度を定めた地域

緑化届出制度
都道府県知事や市町村長が定める一定規模以上の開発計画や建築計画等の際に、緑化計画を提出する制度

緑地協定
都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者全員の合意により、市町村の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化の推進に関する協定

緑地協定制度
土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度で地域の方々の協力により良好な環境が形成される（都市緑地法第４５条、第５４条）

緑地保全地域
都市緑地法第５条に基づき、都市計画で定められた良好な自然環境の形成に必要な地域

緑地保全地区
熊谷市緑の基本計画において、市街化調整区域内で、既存の緑を適切に保全するために指定する地区

緑被
樹木・芝・草花などの植物によって被われた場所について航空写真などを用いて分類した区域。なお、緑の対象として、河川・湖沼などの水面を含めることもある。

緑被率
一定の敷地における緑に被われた区域（緑被）の割合

歴史公園
史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置される。

熊谷市緑の基本計画

令和８年３月

発 行：埼玉県熊谷市

熊谷市宮町二丁目４７番地１

０４８－５２４－１１１１

編 集：熊谷市都市整備部公園緑地課

熊谷市中曽根６５４番地１

０４９３－３９－４８０６

E-mail koenryokuchi@city.kumagaya.lg.jp

